

傳か光緒十三年十二月の論文に明らかなり而して該田園は不入則に置き其の名稱は沙田沙園とし各一等二等三等に分ち一等沙田は下々則より二成を減し實徵銀一兩〇六分五厘二毛四絲とし以丁遞次に減率し一等沙園は二等沙田に均しく二等沙園は三等沙田に均しく三等沙園は三錢二分の税率とせり新竹縣全年の地租額は正耗四萬〇九百七十五兩二錢四分一厘七毛補水銀四千〇九十七兩五錢二分四厘一毛七絲平餘銀六千四百六十六兩二錢八分六厘二毛五絲五忽合計五萬一千二百十九兩〇五分二厘一毛二絲五忽を算し之を竹北一堡竹北上二堡同下二堡竹南一堡の四區域に分ちて徵收せり

錢糧徵收の時期は毎年陰曆二月を以て開始し六月に至て止むものを上忙と稱し七月より起り十二月に至て止むものを下忙と稱し毎年徵收期を二回に分別するものとす第各業戸因に曰ふ此業戸は昔時の所謂業戸にあらす納税の義務者を汎稱するなりは動もすれば斯の如く納完する能はざるを以て毎に明年の四月末に至り方さに始めて政府に報告するを例とせり

錢糧徵收の事務に關しては凡そ期に臨めは新竹縣正堂は適當なる村庄に徵收所を設け之を取扱ふものとす其の徵收所を稱して櫃と曰ふ蓋し錢糧を納むる官櫃の謂なり其の徵收人を櫃置或は櫃書と曰ふ官に於て調定せし所の額銀の收入を請負ひ日徵冊に照らして一々之を納入す徵收所は設縣後は苗栗大甲香霄中港竹塹新埔の六箇所たりしか分治の後は竹塹溪南(即ち新埔にして竹北上二堡なり)溪北(即ち大溪院にして竹北下二堡なり)中港の四箇所と爲れり

櫃書は民間の直實にして資産あるものより擧ぐ但資産十分ならざるも直實のものは之を挑選したりと云ふ故に櫃書は胥役の如き官質を帯ふるにあらす純然たる民人にして仍は別に保家と稱する

引受人あり本人より櫃書に認允せられたるご同時に認允結狀を提供し若し或は侵漁を爲し或は額數に短缺を生ずるか或は舞弊の事あるときは甘んじて治罪を受くべきを誓ひ又た保家よりは保家結狀を呈し櫃書か徵收に依り罪を得るとき又たは徵銀に不都合あるときは其の不足の額數は之を擔保賠償す而して櫃書は其の期に至れば各業戸を督催して櫃に赴き納入を爲さしむ納入は上下忙の兩期に分つと雖とも若し之を一回に完納せんとするものあるときは亦た任意に付するを例とす官は豫しめ魚鱗冊に就き照査抄出したる日徵冊を備へ完納者を登録して照合の用に供し厩房總書は花戸冊と稱する納人及納入すべき額銀を記したる帳籍を備へ置くものとす而して右納入の上下忙各期内は毎月三卯に分ち十日を以て一卯と爲し各業戸に對し卯限を按して納入を爲さしめ櫃書は之を厩房總書に送致し厩房總書は正堂に呈供し正堂は府正堂(即ち知府)に報銷するものとす而して延納者あるときは櫃總の具申に依り正堂は報銷期限内に必ならず之を處分す乃ち櫃總をして挈捕して獄に投せしめ完納を爲すまで留め置くを例とせり

凡そ櫃書か請負ふ所の錢糧徵收は官廳調定分の九額以上假令は調定額一萬圓に付九千三四百或は九千五六百兩は必ならず報銷期限内に完納せしむるを官と訂約し期限内に其の納入を完納せしめされは櫃書賠償の責を負ひ櫃書其の資力なきときは保家之を代辨す而して調定額の實收殘額は報銷期限外に漸次之を完徵するを例とす然れども此實收殘額は敢て政府に報告するを要せず便宜地方の政費に支銷し或は知縣の收入と爲りて國庫に解送せず錢糧徵收の請負に付ては櫃書は官より報酬として若干金を領給す其の定額も亦た地方に依りて一ならず竹塹の如きは百兩を受け溪南の如きは三十六兩を受け其の他亦た之に準す而して又た串票と稱する納税票あり每忙毎戸一枚宛

を要するを以て上下忙に合計二枚とし乃ち錢糧を納入すへき各業戸に配布し因て以て毎票錢三十文上下忙合計六十文を領收せり是等の報酬及び串票料は櫃書に於て書記計算人に分配し之を以て其の僱備する所の食銀とせり

二十年調定租額の合計は仍ほ四萬〇九百七十五兩二錢四分一厘七毛にして其の實徵額數は是歲未だ報告を遂けず改隸に接到したり

明治二十八年七月海關諸税及び官租を除くの外今年の錢糧及び諸釐金税を免せり但官廳直屬の官租及び外品輸入に關する海關諸税は之を徵收せり而して將來徵收すへき地租に關し地は從來の錢糧補水平除を合算したる金額に依ること地租は小租戸即ち從來租稅負擔のものより徵收すること地租の納期は第一期を七月乃至九月とし第二期を十二月乃至明年二月とすること地租の納期日は明治二十九年分の徵收に限り第一期を第二期に繰り下ること臺灣の地租は從來田園の二種に止まり山林原野茶園蔗園等の類は悉く免租地に係るを以て材木製茶砂糖等の製産に課したる釐金税を廢したる以上は更らに是等土地に對し地租を賦課せんこと等の方針を定めらる

二十九年八月律令を以て臺灣地租規則を設け地租は舊慣に依りて徵收し地租を遁脱したるものは其の納額五倍に相する罰金に處する等の件を規定し同時に同施行細則を發せらる

三十年是より先き明治二十九年度を以て地租の徵收を開始せんか爲めに新竹支廳は二十九年を以て中港香山樹杞林北埔新埔等の處に租稅出張所を設け新竹支廳管内の徵稅事務を開始したり是に至て新竹縣調定徵收額は本邦銀位水田に於て七萬三千二百五十二圓九十五錢三厘を算し園畝に於て六千五百五十圓〇二錢六厘を算し合計七萬九千四百〇二圓九十七錢九厘とす之を前政府より繼續

する所の錢糧五萬一千二百十九兩〇五分二厘一毛二絲五忽に對し本邦の銀位に換算するも仍ほ數百圓の超過を見るへきを以て未だ遽かに標準を取るへからず而して右に對する新竹支廳の實徵額は凡そ七萬五千八百一十一圓八十八錢七厘にして前政府調定錢糧額に比し二千九百餘兩を減せりと雖も戰後に於ける徵稅の狀況としては頗る好成績とす

三月臺灣官有森林原野及び產物特別處分令に依り賣り渡したる土地は其の明年より起算し二十箇年の後にあらされは地租を課せざること七月鐵道用地は之れか地租を免除する規則を設定せらる

三十一年三月新竹縣の時に於ける新竹辨務署の收入地租は二萬九千九百八十四圓三十五錢四厘とす蓋し前政府の調定額に比し非常の減額を爲せるは明治二十九年及び三十年に於ける風雨水害油羅溪の沿岸を遊没し又た頭份溪の横溢するあり且つ竹北二堡は新埔辨務署に屬し竹北一堡の北埔月眉樹杞林等は北埔辨務署に竹南一堡は頭份辨務署に屬したるか故なり而して新竹縣全管の實收租額は苗栗地方を合算して十二萬二千七百八十二圓六十六錢二厘とす

六月律令第五號租稅滯納處分規則并に細則を發せらる七月律令第十七號臺灣地方稅規則を發せらる

三十二年其の三十一年度に於ける新竹辨務署の實收租額三萬八千六百七十二圓六十四錢三厘とす時に新竹縣は去年五月を以て廢せらる臺北縣に隸して新竹辨務署を置き從前の北埔頭份兩辨務署を合併し又た新埔辨務署の所轄たる地界の一半を分轄したるに因て竹北一堡の全部及び竹北二堡の若干部并に竹南一堡の中港溪以北の地方を以て其の徵收區域とす然れども當時新埔の撥歸地に

對して仍ほ未だ實收を爲さず

二月臺北縣は縣令地方稅細則を規定し三月訓令地方稅取扱規定を發せらる  
三十三年二月總督府訓令第二十八號臺灣地租及官租賦課免除に關する事務取扱心得を發せらる  
是歲三十二年度の實收租額は四萬八千三百五十一圓〇五錢五厘とす此年度に於て始めて新埔に屬  
する實收額若干を加へたり七月律令第十一號凡そ地租の賦課漏れに係る土地に對しては當分の内  
發見の年より其の地租を賦課徵收すべき件を規定せらる  
三十四年五月租稅及官租の未納者取扱の件を規定せらる是歲三十三年度に係る地租の實收額五  
萬一千二百六十九圓十三錢四厘とす

三、屯租及び番租

屯租は熟番社屯丁の餉銀に給與し及び屯務の公費に供充するものを曰ひ番租は漢佃か賦耕する熟  
番社の埔地及び熟番社屯丁の養贍埔地即ち屯埔地に生ずる租穀を曰ふ而して屯租は正供として  
地方官之を官佃に徵收し番租は正供を徵せず漢佃之を番社に納出す是れ乾隆五十三年に制定せる  
規例なり蓋し平埔は是より先き報墾陸科して民番雜居の區と爲り移民は更らに進んで土牛を踏え  
内山に入り熟番と與に墾墾せり乾隆四十九年閩浙總督富綱は埔地の丈量を奏明し凡そ丈報する所  
の田園荒埔は田を計り畝を算し地籍已に具はりて而して案核未だ定まらず林爽文の亂に値ふ諸社  
熟番官軍に従ふて功あり是に至りて將軍大學士福康安巡撫徐嗣曾は奏請して社番を募り屯丁と爲  
し界外の埔地を給し社番をして自ら耕し以て久計に資らしむ所謂屯田の法にして兵を農に寓する  
の意なり因て屯埔地に擬するに會て富綱が丈報する所のものを以てす總督覺羅伍は再び丈量を

加へ且つ條陳して曰く富綱の丈報は民番の田業を勘別し次に賦租の處分に及ふべき旨趣なりしを  
屯制設置の故に界外の未墾地は屯番の所有に屬して免稅地と爲り永く之れか養贍に資せしめ其の  
既墾埔地は已に漢民か資本を投して歷年繼續せる情狀あり且つ民番能く調和して敢て滋端の患な  
きを以て姑らく越界墾墾の罪を容るし則例に照らして課稅することなし即ち中に就て番人より私  
借耕作せし部分は番社の田園と同じく免稅し租を番社に輸せしめ番人より買得せし部分は民人の  
所有を認め同安沙田の則例に據り甲を畝に換算して納稅せしむ又た從前墾地の監督を失したる文  
武官の如きは歷年已に久しく既往に遡りて處分し易からず今や民有番有を區別し有稅無稅の處置  
を定めたる上は別に其の罪を問はざることとせん而して其の丈量の結果として臺灣全部の界外  
既墾埔地三千七百三十五甲及び未墾荒埔五千四百四十一甲(實際は五千六百九十一甲を  
甲なるを後に發見せり)を得たり因て其  
の未墾荒埔及び翁雲寬楊光勳の官沒田園三千三百八十餘甲を以て屯番の養贍に充給する案内翁楊  
の官沒田園三千三百八十餘甲は既に臺灣戍兵の餉銀を増給するに充てたるを以て單に未墾荒埔の  
五千六百九十一甲を分給して屯千總に各十甲屯把總に各五甲屯外委に各三甲屯丁には各一甲乃至  
一甲三四分を配當し屯番社をして自ら開墾せしむ屯番の養贍は即ち養贍租の原始にして之を存俟  
墾埔地と稱せり而して淡水廳に於ける給與の荒埔は左の地界より成れり

淡水廳管養贍地埔表

地名	甲數	番社名及び屯丁數并社別給埔概額
三灣	八甲、八三〇	新港社屯丁六人

内灣(第二十區內)	三六〇〇	新港社屯丁二十二	後埔社屯丁三十九人(四十五甲)新港社屯丁二十六人(二十八甲餘)
鹽水港	七甲、二八〇〇	貓閣社屯丁三十人(三十三甲餘)中港社屯丁三十三人(三十七甲餘)	三六八
武陵埔	一六二甲、一〇〇〇	竹塹社屯把總一人(五甲)屯外委一人(三甲)屯丁九十五人(百五十四甲餘)	
同	一五〇甲、〇〇〇	房基社屯丁四十四人(八十甲餘)苑基社屯丁十二人(二十甲餘)香贊社屯丁二十五人(四十甲餘)鹽孟社屯丁八人(十甲餘)	
同	一〇四甲、四〇〇	雙寮社屯丁四十二人(七十甲餘)霧裡社屯丁二十人(三十四甲餘)	
三角湧	六〇甲、五八〇〇	武勝社屯外委一人(三甲)總辦社屯丁十四人(十六甲)南榮社屯丁十三名(十四甲)抗社屯丁二十人(三十甲餘)	
山坑仔	七四甲、八四三二	武勝社屯丁二十二(二十六甲餘)擺接社屯丁十三人(十五甲餘)里族社屯丁十四人(十六甲餘)	
准仔埔	七一甲、五〇〇〇	留里社屯丁二十四人(二十八甲餘)瑞基瑞口社屯丁十四人(十六甲餘)瑞々假社屯丁十六人(十九甲餘)	
尖山脚	三七甲、五〇〇〇	峰仔社屯丁二十四人(二十八甲餘)圭寮社屯丁十五人(十七甲餘)八里分社屯丁五人(五甲餘)圭北社屯丁十一人(十三甲餘)	
八連港	二六甲、六〇四〇	毛少翁社屯丁四人(未詳)大鷄籠社屯丁十四人(未詳)	
七塔	六五甲、二二四〇	金包裏社屯丁二十六人(未詳)北投社屯丁十八人(未詳)	
馬陵埔	一〇甲、〇六〇〇	三貂社屯丁二十一人(未詳)小鷄籠社屯丁十人(未詳)	
馬陵埔	一二一甲、〇〇〇〇	日北社屯外委一人(三甲)同屯丁七十人(百十八甲)	
黃泥塘	七五甲、五〇〇〇	日南社屯丁四十七人	
同	四三甲、六〇〇〇	日南社屯丁二十七人	
四方林	一六二甲、三〇〇〇	大甲東社屯丁四十人(六十六甲餘)大甲西社屯丁四十人(六十六甲)雙寮社屯丁十八人(二十九甲餘)	
合計	一八四〇甲、〇一〇〇	大甲東社屯丁三十二人	

准仔埔	四四甲、〇〇〇〇	雙寮社屯丁三十七人
楊梅厝	二四九甲、七三四四	殘額
九芎林	三五甲、四五二四	殘額
大姑陷	一七二甲、五〇〇〇	殘額淡水に屬する殘額四百五十七甲六分八厘八毛八絲
合計	一八四〇甲、〇一〇〇	

然るに養贍に資すへき未墾荒埔は嗣後成墾に幾多の年月を要するを以て別に餉銀を給する必要あり蓋し福康安が奏准を経たる時は翁雲寬等の官沒既墾田園を養贍地に包含せしめたりしも已に戎兵の増餉に充てたるを以て之に代ふるに上記の既墾田園三千七百三十五甲餘を以てせり覺羅伍の原議に曰く臺灣界外の田園は山根に逼近せり凡そ即ち侵佔するものにして該田首或は輾轉して相承り或は工を費して開墾せり若し一律に屯社に歸せしむる時は未だ偏頗を免れず宜しく等を按し租を征し自ら通融調劑すへし請ふ此丈溢田園三千七百餘甲の租穀を將て一冊を編し佃首通土に付して嚴に收繳せしめ總て晚稻登場の後に於て數を盡くして完消せしめ如し數人一戸の負担を承け及び一人數戸の負担を承くるか如きは該佃首をして公を乗り勻收繳せしめ數戸の轉賣退耕を爲す等の事あらんには即ち該丈溢田園を將て他をして分帯して以て屯租數目を酌納せしめ契卷に載明せば庶くは租は田に隨て轉し敢て脱漏せざらん仍は餘租内に於て佃首通土等に辛勞を酌給し以て辨公に資し再び佃人に向て攤取する毋からしめん如し果して日久しく勤勞するときは該地方官は隨て即ち獎賞し倘し無頼あり或は抗缺朦混し控争して事を滋くするあれば地方官は屢勸し本戸

現耕の田園を將て盡く官に歸し嚴に従ふて究治せしめん陸科租賦に至ては每穀一石とし銀一元に換算し其の尾零は亦た番銀に照らし錢文に換算し庫に貯へて以て彙發を待たんと又各屯辨丁は已に埔地を發給すと雖も但荒埔に係り翻犁成熟するには尙ほ時を需つ酌議して毎丁一人に番銀八元を給し該屯丁四千人共に番銀三萬二千元を給せんと是れ即ち屯租の原始にして又前項養贍埔地の配給殘額は同時に佃首及び通土に付し開墾せしめ墾成の後屯務の公費に充つることを規定し之を存俟墾成充公屯租と稱したり

養贍荒埔は屯番屯田の處と爲り屯租の田園は漢佃之を耕種し官自ら之れか田主の地に立つ所と爲り而して養贍荒埔は之を免租し屯稅の田園は乾隆五十五年の秋季より起り徵稅せり其の等級は左の如し

一等田每甲二十二石	二等田每甲十八石	三等田每甲十四石
四等田每甲十二石	五等田每甲十石	六等田每甲六石
一等園每甲十石	二等園每甲六石	三等園每甲五石
四等園每甲四石	五等園每甲三石	六等園每甲二石

此則率に據り徵收する所の租穀は一石を洋銀一元に換算し全臺の穀石四萬一千三百四十一石四斗六升六合にして洋銀四萬一千三百四十一圓四角六辨六周とす其の淡水廳管に係るものは穀一萬七千五百四十四石九斗七升三合八勺の換算銀一萬七千四百四十四圓九角七辨三周とす

屯辨屯丁等に給する屯餉は左の如し

北路屯丁總一員 年給一百石 換算番銀一百圓

- 同 蘇薯大屯把總一員 年給八十石 換算番銀八十圓
  - 同 竹塹大屯把總一員 同 上
  - 同 蘇薯大屯外委一員 年給六十石 換算番銀六十圓
  - 同 竹塹大屯外委一員 同 上
  - 同 日北小屯外委一員 同 上
  - 同 武勝灣小屯外委一員 同 上
  - 同 蘇薯大屯外委一員 年給各八石 換算銀 八圓
- 此外別途に徵收して佃首陸丁等に給するものあり佃首は大抵一人六十石の定額なりしか其の實は三十乃至六七石を給せり即ち左の如し

- 芟蕪灣忠埔銅鑼圍租務經理佃首一人 年給辛勞六十石折銀六十圓
- 貓裏蛤仔市租務經理 佃首二人 年給辛勞百四十石折銀百四十圓
- 楊梅壠租務經理 佃首一人 年給辛勞五十石折銀五十圓
- 九芎林租務經理 佃首一人 年給辛勞五十石折銀五十圓

右の外佃首一人は業戸に充當し其の他竹塹及び霄裡社の通事土目は自ら業主の地位に在り別に辛勞を給せず而して陸丁口糧は一律に屯租を以て一人三十石を給せり九芎林一陸は全部番業に係るを以て屯租より支出し其の他は向きに庄民の越墾地に係り業主四分佃戸六分の額率を以て陸費を負担し尋て越墾地の業主權を屯番の所有に歸したるを以て其の四分は屯租として官に收入せるものにして乃ち之を以て陸糧に給出し六分は舊に仍り佃戸の給出陸糧に屬せしめたり

存俟墾埔即ち養贖田園は地方官に於て界址を勘定し簿冊繪圖を造り四至段落を明載したるものを屯丁に交付し異動ある毎に之を報告せしめ以て稽查保護に備へ而して其の耕種は屯番をして之を行はしむるものとす倘し私に典賣を行ふか如きは罪を治し其の價は之を追賠して公費に充用し其の地は之を沒收して番社の有に歸せしむる規定なれども屯番の多數は未だ耕作の業に熟せず漢民を備ひ佃戸たらしめ自身は防務に任して其の地を開墾し而して租を漢民に徴して大租戸の狀態を成したり然るに乾隆五十七年に至り屯租經理の例を改め從來官廳の爲したる事項を將て屯辨に移し之をして自ら租額を徵收し以て各屯丁に散給せしむ初め屯租の田園は官佃をして耕種し佃首通事土目をして合同徵收せしめ然る後地方官期日を定め親ら屯所に赴き腰牌に就き名を按して散給を爲すの例なりしか是に至り地方官は其の水衝沙壓に因て隨時田園に變轉異動を生し征收齊しからずと云ふの理由を以て之れか保護經理を廢したり

嘉慶十五年閩粵總督方維甸は屯租を以て再び官の經理に歸せしむ蓋し屯租の田園は漢佃之を耕作し佃首通事土目等に於て之を徵收したりしか漢佃は通事等と資縁通謀し其の地を典賣せしめて己の有と爲し或は確確の地を以て沃饒と改易し以て己の利を圖り或は水衝沙壓を詭報して納租を免かるゝに至るものあり當時官廳は田場を佃首に放任し而して租額の如きも亦た佃首の微辨に係る故に官廳を欺罔するに難たからず其の弊は實に意料の外に在り此處置ある所以なり而して方維甸か覆丈せしめたる結果として普通番田及び屯番養贖田は二百四十九甲八一八八九四八及び舊日の大溢井に番地新墾の田園三百三十六甲四三六四三合計六百二十二甲六八三二九八は水害等の爲めに缺損したり其の管外の缺額にして本庄本佃の承墾地にあらず之れを抵補する責なきものを除き

右の覆丈に依り實存田園四千一百八十七甲二七六二二五二を歸番田園に得又た乾隆の丈溢田園と嘉慶現時の丈溢田園と前後の合計一千四百八十一甲六四一を得たり此丈溢田園の租額一萬一千五百七十四石二斗八升九合一勺にして之を乾隆五十五年の丈溢原額に照らせは仍は一百十餘石の増加を見るもの是れ即ち田政の不整理を證する所以にして蓋し原溢租穀は獨り淡水廳志所載の如く水衝沙壓に因て缺額を生するのみにあらず亦た朦混欺隱の然からしむる所にして官は即ち一々確額を追究する能はず之れか補綴を爲したるに因るのみ

存俟墾埔の充公屯租地は佃首土目等をして墾業に従事せしめたりしか嘉慶十五年の覆丈に伴ひ新たに續墾新溢の收入を得たり然れども其の田園は粗惡にして等則に編入し難し因て不入則率を以て租穀を徵收し別に簿冊を製し地方官をして收支出納せしめ以て屯務の公費に充てたり其の概要左の如し

一 五股林石壁潭 田租穀三百二十石五斗八升九合一勺二抄  
 田租穀四百三十三石三斗二升八合八勺  
 一 龍墩仔八股墾 田租穀二百六十五石二斗二升六合四勺一抄二撮  
 田租穀二百六十六石六斗一升四合四勺  
 右二所合計田園六百四十五石七斗五升八合七勺三抄二撮とし例に依り番銀六百四十五圓七十五錢八厘七三二に換算せり

丈溢屯租は其の後次第に紊亂を加へたるものゝ如く楊梅廳霧裡大姑陷等の地水害に罹るものあり又た從來會て變態を示さし給仔市も亦た水衝に遇ひ其の他原設の大坑口忠埔芎蕉灣七十份等の處又た水害に罹りたりと云ふ蓋し是れ道光咸豐年代の變動に屬するものにして最も政綱の弛廢せるときなり同治元年に至り淡水同知秋曰觀は吳順記陳玉成の殺を斷充して屯租の缺を補ひたり

しも戴萬生の亂あり曰觀は難に死し爾後又た十餘年を経て淡水廳管下の屯租穀は嘉慶十五年覆丈の合計一萬七千七百三十九石二斗一升五合七勺四抄四撮より一千五百二十七石を減し重きて四百二十石を補充したりとすれば簿冊上は仍は一萬六千六百三十二石二斗一升五合七勺四抄四撮を存したるを見るへし

光緒四年淡水廳を裁して新竹縣を設くるに及んで屯租及び充公屯租の若干を淡水縣と兩分したるも新竹縣には仍は一萬三千四百八十七石九斗四升二合七勺七抄八撮を撥歸せしめ換算銀一萬三千四百八十七圓九角四辨二尖七厘八毛を徵收したり十四年巡撫劉銘傳が改丈清賦の制を施行するに及んで屯租及び充公屯租は一條鞭の賦法に従ひ名目を裁汰せられて錢糧に歸したり是に於て屯租の名目は消滅せんとす然れども屯租の性質は普通錢糧を課すべきものにあらず從來官か自ら田主と爲り一等乃至六等の田園に對し賦課する所の租穀は一等田は毎甲二十二石にして六等も仍は六石に下らず園も亦た十石以下二石の間に在り故に最下と雖とも普通の上則田及び園の上級を超越せる地段の收入あり是に於て劉銘傳は此失計を補ひ幾分收入の損傷を回復せんの意を以て屯租を改めて官租と爲し以て業戸を督促したるも一旦付與したる利權は容易に復歸せしむること能はず其の後内亂の障礙に依り十分の處置を爲す能はず遂に正當に把持すべき所有を失ひ屯番は正當に領收すべき屯餉を失ひ一萬五千に達せんとする屯租の全額は姦民の家を肥しむるに終り屯番の催告は紛々として止まず而して屯租は已に徵收の手段なきも屯餉は之を支給せざるへからず因て向來有事の日に限り屯番を召集するものとし其の時に於ては毎月口糧銀四兩二錢を支給するの規定を立て漸く物情を鎮靜し而して其の費目の如きは他途より之を辨濟し而して充公屯租の全部も亦

た屯租と同一の結果に終れりと云ふ

#### 四 官 租 (官莊租隆恩井に營盤田租充公及び抄封叛産田租)

官租の制は鄭氏の文武官田の制を酌取して立てるものなり蓋し當初創業の時原野は概ね未だ開闢せられず鄭成功は資を以て屯田の制を布設すると同時に其の宗族官屬士庶に至るまで亦た地を受け各自に個人を招き自ら業主の地に立ち租を徵し公課を政府に納めしめり要するに文武官田の制は開拓を助成せしむるに在り清政府に至るに及んで亦た正供に屬し文武官吏をして田園糖廬魚塢等の事業を經理せしめ名けて官莊と稱し佃を招き租を徵し又た公課を納めしめ是を以て自家養廉の資に供し又た該官署の成例以外の費途を津貼せしむ而して後任者に其の産業を承繼して遞傳せしむる慣例を成したり

康熙四十九年代に至り陳璘が臺厦兵備道たるとき官莊の弊害を察見し自身先づ其の収益を辭して國庫に納入するに及んで尋て一般の例規亦た更革せられ官莊の收入は總へて之を國庫の收入に移したりと云ふ然れども雍正の初に至り藍鼎元は官紀を肅清せんか爲めには養廉の資を與ふるを必要なりとし巡臺御史吳達禮に條陳するに再び文武をして佃を招き開墾せしめんことを以てす蓋し文武の俸額多からず臺灣は瘴惡の地たるを以て時々優恤せんか爲めなり爾來官莊の業復た起る雍正八年臺灣鎮總兵王郡の奏准を経て營内恤賞兵丁銀を以て田園魚塢糖廬等を購入し佃工を招きて耕種及び作業を爲さしめ各協鎮より委員を出たし之れか經理を爲し冬期に於て租穀及び糖勛の税銀を徵收し而して各地方廳に納むべき正供は仍ほ一般遊行する所の則例に依て規定の如く之を交納す而して委員か徵收したる其の他の銀穀は六分を以て營内に存留し兵丁の旅費婚葬等の費に

充てしめ其の四分を以て布政使司に解送し内地家族の吉凶事件に供充せしむるものとす是に於て官莊は政府の經理するものと部局の經理するものと二途あり即ち一は康熙以前に在て官吏の養廉津貼に資り其の後遂に國庫に歸し政府自身に業主たるもの二は雍正以後に在りて恤賞兵丁の用に供し總鎮協鎮の各營之れか業主たるものにして其の後に至り隆恩莊の起原とは爲れり而して新竹地方原と官莊を有せず但臺北艋舺の地方拳頭母山及び和尚洲に官莊あり淡水廳に屬して乾隆十二年の新陸に係れり始めは年徵穀三千七百七十二石八斗七升七合なりしか同二十四年界外の番地に係るものと崩陷地に係るものとの賦租を免除し一千九百二十三石四斗六升八合留存したりと云ふ

隆恩田園も亦た官莊の性質を具し正供を納出せり凡そ新竹地方は官莊の名を存せず蓋し林爽文の亂案冊は兵火に罹れりと云ふ故に現存のものは其の後のものに屬し且つ悉く隆恩の名目を帯び管内を通して(因に曰ふ苗栗桃仔園)新竹隆恩中港隆恩の二箇莊に過ぎざるなり蓋し隆恩は乾隆加恩の義に取り恤兵恤民の主旨に出たる田園其の他の産業を謂ふ而して其の名は即ち乾隆より起れり新竹隆恩息莊は原と竹塹城外樹林頭の王世傑の開墾地に係れり王世傑は竹塹の業戸として康熙の中葉より雍正の初年に至り今の新竹一帯を開らさしか世傑已に死し家人和せざるものあり乾隆の初年王家は鄭家と争訟の事あり臺灣府に提控し累年決せず訟費支へす管事王佐王世傑の姪と曰ふもの銀五千兩を臺灣城守營の參將に借りたりしか後に至り城守營參將の更迭に遇ひ參將は保管の恤兵銀項を取て填補し貸付銀は該恤兵銀項の缺額に供充し之を王家に催督せり是に於て王家は償完の道を得す乃ち特恩を以て其の田園を抵償とすることを准るされ該田園の業主權は爰に臺灣城守營

に轉移し城守營は佃人を招き之を耕種せしめ毎年千總一員を派し竹塹の樹林頭庄に隆恩館を建し大租穀を徵收せしめ其の内より正供穀を淡水廳に交納し其の他は一切臺灣鎮に解送し以て恤兵餉銀に供充せり是れに因て其の田業地城内の各莊を名けて隆恩息莊と曰ふ而して後日に至り樹林頭の穀庫は圯壞し之を城内の武營頭に移建せり其の佃戸即ち業主より徵收する所の租穀は左の如し

一大租穀二千六百十五石三斗一升三合	各佃戸即ち業主より納入の分
一同上八石二斗五升	蕭文珍より
一同上四石八斗	浸水庄より
一小租穀八石	浸水庄より
一園に係る租一百九十一元六角二辨三周二未	各佃戸即ち業主より
一地基銀十九元七角五點	同上
合計 租穀二千六百三十六石三斗六升三合	同上
租銀二百一十一元三角七辨三周二未	

右の徵收額は即ち官に於て臺灣城守營より收入すべきものにして本編地租の項下に合計せり但其の内につき徵收事務の辛工銀毎季百廿元同會計事務の辛工銀毎季七十二元毎季其の戸に就き推收する辛工銀百〇八元什差と稱する館員の辛工銀毎季二十四元厨夫一人同上二十四元毎季三節の慰勞手當十八元館員六人の食費百八十元館中の油火紙張銀三十六元收冬の時各業戸に銀價を議定せしむるに際し酒食演戲等に要する費銀三十元毎年七月中元の祭費銀三十二元合計六百四十四元及



ひ臺灣城守營の案牘祠油香費四十石を扣除したりと云ふ

中港隆恩官莊は蓋し當日二箇の原因より成れり其の一は乾隆五十二年林爽文の亂内地より發運する所の兵餉に接到したるときは亂既に平らぐの後に在り餉銀に若干の餘賸を生ぜり因て奏准を経て田園を購買し佃人を招き墾種せしめ成例に依り正供を國庫に納むる外は悉く兵官の經理に屬して恤兵の資に充つるものにして其の後各佃戸の租を完納する能はず多年積缺するものは其の佃業を停め田園を以て大小租戸共に官有に歸せしめ或は他に産業を賣らんとするものを買収したる等の關係より成り其の二は乾隆元年政府に於て彰化縣の富民張徵陽をして中港社番に交渉し埤圳を作り田業を創せしめ尋て張三猷林耳順等をして増墾せしめ總て之を名けて隆恩田と稱し正供を交納する外は之を恤兵の資に充てたりと云ふ而して該地の隆恩田園は當初は蓋し彰化協鎮の經理に屬したるも經解營參將を置くに及んで爾來該官の經理に屬し均しく新竹隆恩館の徵收する所と爲りたり其の徵收額は無慮四千二百有餘石なりしか光緒十四年清賦の後は改て錢糧と稱し之を官租内に一併し其の錢糧額は四六の制率に依り二千四百八十四石餘と爲り實米に換算して一千二百四十二石を課し亦た已に地租の項下に合計せり而して此内に就き辨理人の辛工及び食費を合して二百四十圓を控除したりと云ふ

營盤田租は營盤田園に生ずる租穀なり營盤田園は實に鄭氏の遺法なり臺灣府志に曰く鎮營の兵駐する所の地に就き自ら耕へし自ら給す名けて營盤と曰ふと又た臺灣外記に鄭成功の言を引て曰く食を計るものは多く之を作くるものは寡なし倘し餉にして一たひ匱を告ぐれば師は宿に安せず其の國を興し邦を固めんとするも恐らくは亦た難けん故に昨日躬から踏勘し細かに土地を觀たり當

さに兵を農に寓するの法に仿ふへし庶くは餉の匱しき無かるへし兵多く糧足り然る後辭かに疊隙を觀て而して進取すへしと凡そ營盤屯田は每墾に一人の守望を附し其の他は一齊に耕作に従事せしめ但炊食を掌るものは田畝に従事せしめ又た兵丁の軍陣に出つるときは別人をして補充せしめたり然るに清國政府は其の名に由るあるも其の實は之と異なるものあり大抵初開の時は仍ほ寬曠の空地あり鄭氏は之を利用するに屯田躬耕の制度を以てし清人は之れを利用するに招佃贖耕の手段を以てす彼は國家開拓の主旨に負かざるも是は自家口腹の企圖に外ならず即ち營盤田は原と土地寬濶の處を擇みて戍兵駐紮の所と爲し其の前後左右に尙ほ空地の開墾すへき所あれば則ち陸續開闢して田園と爲し又た駐紮營盤を別處に移すに因て舊營盤の空地を以て開闢して田園と爲すあり是等は皆な辨兵自身の餘暇躬耕を爲すにあらず坐して佃人に耕種せしめ其の租を徴して以て其の公用に供するものにして敢て自家に私しするの名なきも其の實は政府の鹵莽なるか爲めに自ら辨兵をして其の腹慾を充たさしむるに終はれり乾隆九年上諭あり曰く朕聞く臺灣地方は従前地廣く人稀れにして土泉豊足し彼處の鎮將大員は莊産を創立し佃を召ひ開墾せしめ以て己の業と爲さるゝは無し且つ客民ありて番地を侵佔し彼此爭競し遂に武員に投献して困て踞りて已か有と爲すものあり又た前官已成の産に接受し相習ふて以て固に然りと爲すも其の中には來歴總て分明ならざるものあり是を以て民番互控の案は紛紛として休まず若し嚴に禁絶を行ふに非らずんば終に番民を寧輯するの道なからん該督撫に着して高山を派して前往し巡臺御史等に會同し一々清釐せしむ凡そ武職大員に歷任して莊産を創立せるものは之を查明し并に番地を侵佔し及び民番と爭控の案なきものは本人若しくは子孫及び又た其の他人に轉售するとに論なく番に照らし業を管せし

ひるの外若し民番地界を侵佔する處あれば公を乗り清查し民産は民に歸し番地は番に歸せしめ舊に仍り朦混して以て事端を啓くを許さざらしむ此後臺郡大小の武員にして莊産を置立し艸地の處を開墾することは永く禁止を行はんと是に於て武員は開墾立産の道を失ひたりと雖も論文の所謂番地を侵佔する等のことなく又た民番争控の案なきものは仍ほ舊に照して管業せしむるの除外例あるか爲めに光緒年間に至るまで新竹城後布埔の營盤産業あり其の田租等の種別額數は左の如し

地名	種目	租額	備考
南坑營盤	水田一所	番銀四十元	佃人をして墾耕納租せしむ
霄裡營盤	水田一所	番銀十二元	佃人をして墾耕納租せしむ
高山脚營盤	旱田一所	番銀四元	佃人をして墾耕納租せしむ
楊梅歷營盤	茶園	番銀十二元	佃人をして栽種せしめ租を納めしむ
同上營盤	厝九間	番銀四元	稅厝人に付したりしか今は破壊せり
香山塘營盤	水旱田	番銀十六元	佃人をして墾耕納租せしむ
中港營盤	水田一所	番銀三十二元	佃人をして墾耕納租せしむ
白沙墩營盤	旱田一所	番銀十元	佃人をして墾耕納租せしむ
大甲營盤	水田一所	番銀四十元	未詳
桃仔園營盤	未詳一所	未詳	未詳

後埔營盤 水田及び地基 未詳  
 後布埔營盤 厝 番銀五十六元 未詳  
 地の甲數は二甲、七三三にして其厝は現今破壊其詳を知るべからず

營盤田租は正供を賦課すべきものなるに淡水廳は會て之を正款中に編入せず地方官をして便宜之を管理せしめたるものは蓋し一般の地基に對しては確然たる成例を有せず且つ營盤即ち兵營地たるの故を以て之を例外に置きしに非ざる無からんや

充公租は其の租を以て地方若くは一堡若くは數堡或は一街庄若くは數街庄限り公同事業の費途に支出するものを曰ふ即ち國庫に解納して正供と爲さす地方官限り之を保管整理し關係各房の吏胥をして其の出納事務を取扱はしめ又た關係堡街庄に佃首或は經理人を置き而して佃人を招き墾業に従事し納租を爲さしむ其の物件は米穀蔗糖或は茶葉蕃薯等或は地基或は公存銀等種類一ならずと雖も概して碇礮沙磔の田園に屬し其の地方の正供を納むるに堪へざるものを將て姑らく地方官に付し出納管司せしむるを例とし其の他は紛争の結果地方官の裁斷に依り兩者の權利を收めて公有物と爲すもの并に叛産抄封田租を取て公費に充つるものとす

新竹地方に於ける充公田租は屯務公費を除くの外淡水廳の時代は殆んど之を見るべからず同治の末年育嬰堂を創建するに及んで尋て德盛庄の充公租穀五十石及び茅房十一間を以て其の經費の内支出せりと云ふに依れば此時代に於ては該庄に充公産業を置立せることを知るべし光緒年間に及んで新竹縣の管理したるものは左の如し

地名	種目	租額	備考
竹北二保德盛庄	充公田一所	年納穀五十石	庄の充公財産より育嬰堂に支出す
同上	同房屋十一間		同上但し房屋を供出したるを以て別に租穀なし
托盤山下河堤唇庄	充公田一所	年納穀小租二十石	林阿珍と鄭如漢鄭如蘭との互控により断充して案厩の築費を爲す
新埔枋寮庄	充公官田一所	年納穀銀九十元	枋寮溪洲庄の佃民をして承贖せしむ
楊梅樞舊行臺	地基一所		行臺は股縣のとき中壠に移りたるを以て舊址は菜園となり公有に屬せり別に租を徴せず
新竹米市街	公存金三百元	全年利息三十元	陳如興之を經理し試院の經費に供充せり

右の外尚は數處に充公産業を有すと雖とも或は義塾に歸し或は地方民間に歸し共に自ら收めて公費に支出し官の管理に歸せざるを以て竟に其の詳を得ざりしと云ふ

叛産抄封田租は叛を謀り亂を作すもの若くは刑罰に觸るゝもの、田園産業を沒收し官廳更らに佃人を招僱し作業を爲さしめ之より徵收するの租穀を曰ふ此地方は設廳日淺く康熙の朱亂の如きは當時概ね土番の聚落たりしか爲め未だ累を田産に及ぼさず雍正林武力の亂も亦た番變に屬したり故に其の叛産抄封の事あるは乾隆林爽文の亂に始まる乾隆五十三年林賊の抄封田園は全臺三千三百八十餘甲とし而して淡水管内に在るものは六百三十九甲一分六厘九毛四忽とす乃ち此淡類の田甲より生る徵穀は一萬五千八百四十五石四斗〇八合二勺にして正供を國庫に納入するの外は悉く臺澎戍兵の糧餉を加給するに充て淡廳之を經理したりしか嘉慶九年に至り臺灣府自ら之を經理徵

收する例に改め淡水廳は毎年其の正供穀六百五十七石五斗七升〇九勺を每石銀一圓に換算して國庫に納むる外は悉皆府庫に輸納し臺灣知府に於て兵餉を分給することゝ爲りたり

同治三年戴萬生の亂賊黨の産業の此地方に在るものを沒收し更らに佃耕に付し其の租を徵するごと合計二千九百六十四圓とす其の細別は左の如し

- 一頭份抄封田一分一厘五毛六絲每年穀二石を徵す但銀二圓に換算せしむ
- 一苗粟抄封田(甲數未詳)毎年銀一百五十九圓を徵す
- 一苑裏抄封田四十六甲三分九厘每年穀二千二百四十七石七斗を徵す但銀二千五百八十四圓八角五分に換算せしむ
- 一同上(甲數未詳)銀二十八圓を徵す
- 一同上水租銀三十七圓一角五辨一尖を徵す
- 一大甲抄封田二十四甲八分六厘六毛六絲每年穀一百石を徵し銀八十四圓に換算せしむ
- 一同上(甲數未詳)銀六十九圓を徵す

以上の抄封田租は大甲水神祠の香灯經費穀七十五石を除くの外は皆府庫に輸納して戍兵の加餉に充てたりと云ふ

光緒十四年新苗分治の時に及んで抄封田租の各項は概ね苗栗縣に撥歸し新竹は獨り頭份抄封田一分一厘五毛六絲を有するのみ即ち中港堡の田心仔庄に在る上則田にして租穀二石折銀二圓を徵收せり而して同時清賦改征の結果に依り該名目は一併して錢糧と爲り而して臺北府の經理に屬して官租の一例に入る其の他學租明善堂租義渡租等の各名目あり姑らく別編に譲り其の事業沿革の項

下に據録す

明治の領臺に至り先づ本年分の錢糧及び諸釐金税を蠲免し而して二十八年九月二十八日諭文を發して官租を徵收せり是より先き各地方の官租を徵收す徵收機關を組織すること徵收の基礎たる臺帳の調査及び前政府が徵收したる官租の種類を調すること等の必要あり各地方廳の開始に伴ひ官租徵收の準備を爲さしめたりしか是に至て諭示あり曰く租戸佃戸は地方官廳の告示する所に稟達し期に届らば各自に徵收所に至り納租すべく并に前年の領收書を添へ混雜するを得る母からしむべく絲毫も滯缺遲悞するを准さず尙し納期を過て來り完納するもの或は督促して尙は完納せざるもの或は故意に隱蔽して脱免を謀るものは罰款に處し始らくも寛貸せず云々又た罰款は納期を過きて完納するものは納額の二割の滯納過怠金を徵すること督促を受けて尙は十日以内に完納せざるときは其の五割の過怠金を徵す故意に隱蔽して脱免を圖りたる時は其の財産の全部を沒收す總督府が官租官有地小作料と認めたる者は當時抄封田學田官莊田隆恩田息莊田義渡田に屬する大租若くは小租にして其の内學田義渡田の二項は官租として納入せしむるも始らく國庫の歲入に算せず地方廳をして之を保管せしめ惟其の金額較數小租戸佃戸の姓名を總督府に報告せしめたり蓋し義渡及び學田の如きは向來地方に直接の關係を有し現に實行せる事業に係るものあり又た時機を見て以て列擧すべき事業に係るものあるを以てなり其他官租の收納取扱に付ては同時に府訓令第七號の規定あり其の概要は凡そ大租の納入は其の田の小租戸とし小租の納入は其の田の佃戸とするも本年に限り適宜舊慣に依るを得せしめ又た納租に付き從來前期後期の別あるものは先づ前期のみを收納すること并に前政府に納入したる前年分の領收證書を添付せしむること従前收納

石代の定價に準したるものは其の定價の割を用ひ市價に準したるものは其の市價割にて前年の例を以て收納せしめ收納の貨幣は總て日本銀貨又は兌換銀券とす此施設は其の第一着手として先づ臺北地方の徵收を始め而して新竹地方に及びたり新竹地方は一千三百十五人の内僅かに七十七人を除くの外は悉く完済を告げたり是れ明治二十九年三月までの狀況にして當時仍は兵馬の區に在り蓋し亦た好成績なり  
三十年三月新竹支廳二十九年度の實收入額は穀納金納の二種とし穀に就ては五千三百十二石四斗一升四合九勺金に就ては八千九百二十五圓六十錢七厘にして其の徵收區域大小租別種目等は左の如し穀納は朱字を用ひ

種目	大		租		小	
	新	竹	新	頭	新	竹
隆恩田租	三千八百二十三石、一八五四	三千二百三十五圓、一三三二	二千五百〇一石、四七九五	四百三十一石、三七一〇	四圓、〇〇〇	三十二圓、〇〇〇
營盤田租	二千二百三十五圓、一三三二		四百百十七圓、四七〇	七百十一圓、六七三		
充公田租					十六圓、〇〇〇	
抄封田租					三十三圓、〇〇〇	
義渡田租					九十四圓、〇〇〇	
育嬰田租					三百〇二圓、〇〇〇	
明善堂田租					十八圓、〇〇〇	
學田租					四十四圓、五八〇	
合計	三千八百二十三石、一八五四	三千二百三十五圓、一三三二	二千五百〇一石、四七九五	四百三十一石、三七一〇	四十六石、〇〇〇	三十四圓、〇〇〇

三十一年六月租稅滯納處分規則等を發せらる七月官租地にして道路と爲りしときは、其の命令の月日を以て全年若くは半年分の賦除租の區分を立つべきことゝ爲れり是歲明治三十年度に係る官租即ち官有地小作料の實收額は九千三百二十圓六十八錢五厘にして、官有物拂下料は四百三十一圓三十二錢五厘とす乃ち新竹辨務署(頭份北埔を加へ新埔を除く)の徵收に屬するものなり

三十二年三月明治三十一年度の官租即ち官有地小作料の實收額は九千一百二十七圓七十六錢にして、官有物貨下料は二百六十圓とし前年同一區域の徵收に係れり

三十三年二月府訓令第二十八號臺灣地租及び官租賦課取扱を規定し從來施行の事務取扱心得は廢せらる三月明治三十二年度の官租の實收額は一萬〇五十五圓〇一錢八厘にして、官有物貨下料は二百五十五圓とす此年度より原設新埔辨務署管轄竹北二堡の一半を徵收區域に加へたり

三十四年三月明治三十三年度の官租實收額は一萬〇八百〇八圓六十九錢二厘にして、官有物貨下料は二百六十三圓五十錢とす三十五年一月臺灣地租及び官租賦課事務取扱心得を改正せらる

五、丁 賦

丁賦は人丁に課する稅銀にして、庸役の制に基つくものなり蓋し荷蘭人の政廳を建つるや支那南海岸の商估相往來し荷蘭人も亦た支那人の移住を誘導せり其の後渡來漸く多きを加ふるに及んで遂に人頭稅を賦課するに至りしなり臺灣島史に曰く臺灣の人頭稅は初めは三千一百「レアール」(古名之銀貨)に過ぎざりしか紀元一千六百二十四年より一千六百四十四年に至る二十年間支那移住民の數は二萬五千の多きに達し人頭稅も亦た三萬三千七百「レアール」に及びたりと云ふ鄭氏の政府も亦た荷蘭人に同しく人丁銀を徵收せり蓋し鄭氏の時は親ら統率して渡臺せるものを主戸と稱し

其の他を客戶と稱したるも人丁課賦の上に就ては悉く一律に調査し丁を算し毎丁年額六錢を課し而して又た丁賦を熟番に課せり凡そ指揮命令を奉する番社の最も進化したるは即ち新港、蕭壠、蒜豆、目加溜灣等四社番なり

康熙二十三年從來の主戸客戶の別を廢し悉く客戶と爲す凡そ家族を有し一戸を爲すものより十六歲以上の男子を算出して之れを民丁と曰ふ即ち毎年銀四錢七分六釐を徵收するものとす但家族を有せざる單丁は徵稅を免除せり蓋し清國の制は土着を煙戶と稱す即ち主戸なり男子十六歲に至るを丁と曰ひ婦女及丁年未滿の男子を口と曰ふ而して丁と口とを以て戸を編し人頭稅は則ち丁に課す故に之れを丁賦或ひは丁銀と稱せり土番に對する賦課は甚輕からず社番男女の丁年に至るものを壯番壯番婦と曰ひ壯番よりは每一人米一石七斗即ち穀を用るれば三石四斗の年稅を徵し壯番婦には米一石を課し少壯番(蓋し十六歲以下にして壯番に伍するに足らざるもの)よりは米一石三斗を徵し而して教冊に列し

字を習ふもの若くは公廨に傭役せらるものには壯番婦と同額の稅を課したり

五十二年始めて丁冊を編定し丁賦の課率は從前の制に依らしむ蓋し烟戶の制は此際に立ち爾後は新たに渡來するものを客戶と稱したるか如し

雍正四年壯番婦の賦銀を免除し専ら番丁のみに賦課し且つ番丁の課率を減し壯番小壯番教冊公廨番の丁銀を一律に規定し每一丁毎年銀三錢六分を徵收せり蓋し社番の賦課獨り重きに過ぎ婦女に課稅するか如きは尤も異例に屬するを以てなり

乾隆元年上諭を發し民丁の賦率を減し每丁銀二錢とせり明年又た上諭を發し番丁の賦率を民丁に準せしめ併せて新竹地方及び澎湖の民丁をして四縣の例に準せしむ當時新竹地方は彰化縣に屬し

て丁賦を納出し尋て淡水廳治に行政事務を加へたるも僅々十一丁を彰化より撥歸せしめたるに過ぎず其の實は竹塹各埔は非常の速度を以て廓開せられたるも稅政未だ整理せず欺隱の民丁と恒産なき單丁の多かりしなり臺灣府志に曰く雍正十年より乾隆廿九年に至る遯年の編審は共に人丁三十を増出し又た實在の烟戸は男婦共に三萬三百四十二丁ありと然るに丁冊常額の制の如きは蓋し開拓獎勵の方便ならんも實は適當の手段にあらず是に於て乾隆十三年各郡縣の丁銀は人丁に賦するの制を廢し悉く田園に賦課せしむ蓋し臺灣は地多く人少なし乃ち泉厦地方と其の情形の反するものあり故に地丁を論せず田土を論したるものなり臺灣縣志に曰く詔して直省各郡縣の丁銀をして田園に就き勻配せしめ悉く田業あるの戸をして之を輸せしむ蓋し土に任し以て賦を責め丁を舍て田を論するなり夫れ丁の流徙常なくして田は則ち定まりあり畝を計り勻均すれば則ち壞起らん例歳の徵は其の舊額を失はずして貧民は追捕の憂なく有司は捕逃の累を少なくすへしと是に於て勻丁の則率を制定せり

光緒十四年の清賦改正に當たり丁銀の名目は錢糧に一併せられ明治の領臺に際し亦た均しく地租の範圍に屬し別に之れが課目を設けず

六 雜餉

雜餉は往時臺灣府の制水餉陸餉の二種に大別して各名目を總へ其の水餉には捕魚船として尖艚杉板船の稅あり捕魚具として罾、網、筥、網、繩、網、繩、房、鳥魚旗等の稅あり捕魚の場所として蟻港、潭埕等の稅あり其の陸餉には店厝、番樣宅、檳榔宅、牛磨、蔗車、瓦窰、菜園、烟、鹿、狝皮、小米等の稅あり臺灣府志に曰く厝餉、磨餉の二項は俱に偽鄭に始まるる巡撫丁日昌の疏に曰く雜餉名目は本と鄭成功の開闢に屬

し向きに内地に無き所の舉と爲すと蓋し厝磨の二項のみならず鄭經、兵を泉厦に出たし晚年臺灣の經濟轉困匱を告げ丁賦其の他の科目を増添したるを以て民心を失ひたることあり即ち厝磨は或は鄭成功に始まりたるも其の他は多く鄭經に起りしものならん淡水廳の雜餉は餉幣と稱し地丁勻徵銀及び番丁徵銀を加へて厝餉(即ち蔗車)、磨餉、厝餉、鹿狝皮餉、小米餉當稅の六科目に過ぎず亦た水餉陸餉の區分を爲すの必要あらざりしなり

厝餉は蔗車に課するの稅名にして毎年糖業者に對し車の張數に應して之を課し期に至れば地方應の糧房之れを徵收したるの後知府に解送するを例とす乾隆九年始めて車二張同三十一年に半張同三十二年に二張同三十六年に十張同四十一年に二張同四十二年に四張同四十三年に三張同五十七年に三張を陸科し合計二十六張半の徵銀每張五兩六錢とし合計一百五十一兩二錢を收入せり而して此合計は大甲溪以北臺北一帶の額徵に係るものにして單に新竹地方を擧ぐるときは其の數幾はくもなし後年に至りて各厝戸より怠銀を上納するものあり

磨餉は即ち牛磨なり麵粉の製造者に課するの稅名にして牛の頭數に依り額率を定む乾隆九年の新陸に係り毎頭銀五兩六錢を徵し亦た臺灣府に解送するものとす

厝餉は魚稅なり厝の張數に應して漁戸に課するものとす雍正九年淡水廳治に地方行政を開らくに及んで即ち彰化より引繼きたるものにして新竹地方に屬せず年額稅銀十一兩七錢八分とす

鹿狝皮餉は歸化の社番に課するの稅名にして社番未だ耕田に熟せず惟鹿を捕ふるを知る故に鹿皮を徵し亦た張數に依る蓋し所謂番社餉なり乾隆二年始めて藤薯舊社に四張の額數を規定し同三十三年未毒二社に入張を規定し又た後埔等の四社に二張を規定し合計十四張每張折銀二錢四分とし

共に銀三兩三錢六分を徴收せり

三九〇

小米餉は亦た歸化社番に課するものなり社番は耕田を知らざるも麥黍を種うるを知る故に歸化のものに對し之を徴收し其の米穀にあらざるを以て税名に小米を付せしなり小米一石は銀六錢に換算し合計銀四兩八錢を徴收す

當税は當舖即ち質商に課するの税名なり當舖は大小あり而して其の大當舖に課税するものとす大當舖は乾隆廿九年の後に於て淡廳管内に十二戸あり銀六十兩を徴したりしか嘉慶八年の後に於て前後廢業して八戸を存し銀四十兩を徴收し尋て同治九年に於ては更に減して三戸を存し銀十五兩を徴收せり額率は一戸年税五兩とす

夫れ雜税の額は微なりと雖とも之れに因て其の弊の在る所は實に微ならず巡臺御史黃叔璥が赤嵌筆談に曰く贖社は鹿を捕ふるの人を招き贖港は魚を捕ふるの人を招き俱に山海に沿ふて草を蓋ひ寮と爲し時に來り時に去り時に多く時に少なし賦税の出つる所たりと雖とも實に亦た森究の由て滋き所なりと康熙領臺の後より臺地は汚吏森民か其の腹慾を肥えすの區と爲れり捕魚の一例を以て之れを證せん凡そ漁船に課税するは仍ほ可なり漁戸魚塢に課税するも亦た可なり仍ほ漁具に課税するも亦た或は可なり而して丁巡撫の言に因り之を觀察すれば其の港の如きは天然地理に屬し潭も亦た溪流滙を爲し自然に深淵を成すものなるに均しく養魚の處と同視し課税するあり課税するは仍ほ可なるも其の經年已に久しく地勢變易して田畝を成すに至り税項は舊に依て徴收せられ又た水道の通すへき處ありて竹筏小船が貨物を運載せざるに仍ほ率に照らし徴收せらるゝあり又た赤嵌筆談に曰く鄭氏時代の瓦厝草厝は其の徴銀一千二百〇四兩にして數十年來片瓦寸草あれ

は子姓零落し及び孤寡自ら存する能はざるものも亦た冊を按し拘追す而して大井頭の一帯は行店甚布するも終歲一分一文を出さず雍正元年五月有司は府治の房店を查驗し破壊の瓦厝草厝を將て悉く開除を爲すと是れ新竹地方の實況を叙するものにあらずれども雜餉の弊端を見るへし光緒二年福建巡撫丁日昌は臺灣道夏獻綸臺灣知府張夢元等の實查意見を採り閩浙總督何璟に會同し上疏して雜餉一切を蠲除せんことを請ひ之れが批准を経たり是に於て光緒三年以後は雜餉の各項は無税に歸し但當税及び爐税の二項を存するのみ蓋し當税は雜餉の項に屬せず爐税も亦た雜餉にあらず即ち鍛冶工に課する税名にして年額五圓なり當舖は同治年間より更らに減して一戸と爲り炉戸は乾隆初年より繼續して犁頭榴彈枕鐘等の物を製造せり

明治の領臺に至り是等雜餉及び稅當炉税の名目は或は再び課税するものあり或は舊科目を繼續するものあり或は全廢して復興せざるものあり概して之を地方税目に編入せられたり

#### 七、附加税(補水平除)

清國政府の附加税は單に本額の不足補填の上より起見するものにして之を名けて耗羨と曰ふ蓋し耗は減銷の謂にして羨は餘補を意味するものなり凡そ穀は鼠雀の啄竊に銷耗し銀は爐火の銷煤に銷耗するか故に徴税の法に穀耗銀耗の二款を設け豫め餘分を本額に加へて以て其の耗を補はしむ之を羨と曰ふ即ち耗羨の謂なり

耗羨の外に餘租と稱する名目あり蓋し餘租は官の斗量と民間に慣用するものとの差異を平かにするものにして鄭氏の斗量已に滿斗と二割の差あり其の他民間に使用するもの種類一ならず耗羨の款を設くるに及んで餘租の名目は政府公然の稱呼とはならずして稀れに民間に慣習を存せり淡水

廳志に曰く餘租穀に至ては田戸之を徴收して官に歸し公に充つべきの額に保れり故に耗穀以外に於て又た名目を立つるなりと故に餘租は耗羨を設くるの後は正供の附加税とは全く關係を別にし一種の充公費目と爲り偏款に屬したるは勿論或は殆んど私款たるの嫌あるを免かれず

耗羨は其の正供に屬するものと雖とも之れを國庫に納入せず地方に留めて其の官廳の經費と爲し純然たる偏款の目に支拂ふを常とし而して正賦即ち正供の耗は之を耗穀と曰ひ穀を以て補ひ銀に換算して折銀と稱せり而して丁賦及び雜餉の耗は之を耗銀と曰ひ銀を以て補ふものとす蓋し耗羨は後世の補水にして又た封駁頭と曰ふものあり釐賦(釐の小)を以て銀の輕重を衡るに因て此名あり蓋し亦た後世封平餘の濫觴なりとす然るに耗羨の支出は偏款に屬すれども公然本官の養廉銀に支辨し或は幕友及び役胥の給料に充つるを公許し乃ち正當國庫の負担に屬すべきものたるに國庫は敢て自ら收支の手續に關係せず之れを地方長官に委し國庫は之れか責任を帯ひざるか故に耗羨の定額は隨て鹵莽不整理の跡あるを免かれず漸々大小の官員役胥をして弄弊の端を開くに至らしめたりと云ふ而して耗羨銀の徴收準率は左の如し

- 一、正供穀壹石に付耗穀一斗とし其の換算銀五分とす
  - 二、民丁番賦銀一兩に付き耗銀七分とし平餘銀二分を加ふ
  - 三、雜餉、磨餉、磨餉銀一兩に付耗銀一錢とし平餘銀二分を加ふ
- 以上耗穀と曰ひ耗銀と曰ふ所以は其の耗を補ふ穀及び銀の謂にして即ち羨を意味するものとし臺灣は番銀を通用するを以て即ち番銀の價位に照らし耗羨徴收の準率を立つ即ち合計六百五十五兩一錢三分三厘九毫八絲にして之れを細別すれば田園の正供穀に關する耗羨銀五百八十二兩九錢〇

一厘正供に入らざる徴穀の耗羨銀一十五兩八錢一分八厘七毫二絲小計五百九十六圓七錢一分九釐七毫二絲(內番類三百四十八兩一錢)民丁賦舊額耗羨銀一十四兩一錢九分〇六毛六絲番丁賦舊額同上二十三兩九錢三分六厘四毛小計三十八兩一錢二分七厘〇六絲磨餉舊額の耗羨銀一兩三錢四分四厘同上新額耗羨銀一十六兩八錢小計一十八兩一錢四分四厘磨餉の耗羨銀六錢七分二厘磨餉の耗羨銀五分七厘六毛とし即ち上文の合計額を徴收せりと云ふ

光緒十三年巡撫劉銘傳は清丈清賦を行ふや從來番銀に依りたる耗羨の稅率は改めて内地に通用する紋銀(番銀は量目凡そ七、二を以て一兩に當るも紋銀)に照らしめ即ち補水は加一隨收銀と稱し每兩一錢を徴し平餘は加一五隨收金と稱し一錢五分を徴することゝ爲し會て正供一人に付き耗穀一斗の折銀五分を徴したるもの及び民丁番丁賦の耗銀九分を徴したるもの及び雜餉の耗銀一錢二分を徴したるもの等は一律に打算して如上の額率を徴收せり但此の増額は單に準率銀位の關係のみならず亦た實に地方政費の津貼を籌るに在りたり尋て劉巡撫は耗羨銀收支の方法を改正し其の地方官に委任したる舊例を停め補水平餘銀は額徴全部を布政使司に解送し布政使司に於て支給動用を爲したりと云ふ

當時新竹縣管内一年間の平餘銀は六千一百四十六兩二錢八分六釐二毛五絲五忽にして補水銀は四千九十七兩五錢二分四釐一毛七絲とし均しく正供銀四萬〇九百七十五兩二錢四分一厘七毛に對する隨收定額とす故に正供の實收額に隨ひ毎年多少の差違あるを免かれず而して該徴收は光緒十四年に施行せられ以て臺灣割讓の時まで繼續を爲したり

明治二十八年補水平餘の兩項は從來の錢糧に合算して地租と爲し以て之を徴收するの方針を定め



二十九九年九月府訓令第二百二十號を以て之を發表せられ又た是れより先き三月一日日令第十一號及第十二號を以て砂糖及び樟腦に關する補水銀をも全廢せられたり

#### 八 地方税

往時臺灣府には地方税の名目あるなし而して偏法慣例の間に自然變態の地方税は成立したり惟其の税種税質の體統に條理井然を缺くあるのみ試みに之を分解せんに蓋し左の如けん

- 一、官莊の耗餘穀は無論正供に屬し國庫に入るべきものなり然るに淡水廳は徵收せる額徵二千四百八十四石八斗九升四合八勺の内該耗餘穀一千〇八十石〇七升二合三勺は知府に解送して動用支辨に供し亦た國庫に入らず是れ國税にして地方税支辨の形跡を成すものなり
- 二、屯租穀一萬七千七百三十九石二斗一升五合七勺餘は臺灣道管理の下に臺灣知府をして各廳縣に委任し收支を爲さしめ以て屯丁の給料と爲し殘餘は仍ほ屯務の公費に充用し全く國庫に入らず是れ正當國税たるべきものにして地方税支辨の形狀を爲すものなり
- 三、充公屯租谷六百四十五石七斗五升九合餘も亦た前項同一の關係を以て臺灣知府に解送して公費に充供し知府に於て管理支辨を爲す
- 四、雜餉中の渡船漁船漁具魚温等の名目は我が雜種税の船及び漁業と同視すべく蔗車牛磨等は營業税の製造業と雜種税の車とを兼ね爐税當税も亦た營業税の種類に屬せり其の他店税厝税の家屋に於けるか如く均しく皆な地方税の種目に係れるも臺灣に於ては當税を府に解送するの外は悉く布政司に輸し國庫の收入に屬せり
- 五、耗羨銀項も亦た正供の折銀に係るものと人丁雜餉に係るものとを併せて悉く地方各衙門に存

留して動用支辨せしめ亦た國庫に入るべきものを以て地方支辨に屬せしめたり  
以上の分解に依るときは臺灣の諸税は國庫の收入に地方の收入とに區別されたりと雖とも税の種類は性質とに關するに非らず又た動用支辨の目的如何に關するに非らず故に正款を國庫の歳入と看做すときは偏款は則ち地方税の變態と看做すべく又た私款に屬するものと雖とも正當の手續を経たらんには強て陋規なりと指斥すべからざるものあり是等も亦た地方税の範圍に屬せしむべきなり

光緒二年福建巡撫丁日昌の奏准を経て雜餉の賦課を蠲免し同三年より之を施行したるを以て爰に地方税の性質を帯ひたる營業税雜種税の種類は殆んど地を拂ふに至りしか同十一年臺灣行省を建つるに及んで臺灣巡撫劉銘傳は消賦を實行し錢糧即ち正供の附加税を増徴し加一補水銀加一五平餘銀と稱し補水は錢糧の一割とし平餘は同上割五分とし其増徴の目的は當該地方の政費を補ひ又た恒春臺東埔裡社等新たに開闢せられ未だ賦租に應ずる能はざるの地方を補助することを規定し是に於て地租の附加税たる名目は始めて發生し來り隨て稍地方税たるの性質を表明するに至れり而して營業雜種の科目は新竹地方は惟營稅爐税を存せり  
明治領臺の始めに當りては土着人の營業種類等は方さに總督府の飭令に依り之れか調査に従事したるも戰亂僅かに定まり人心恟々として概ね其の業に安せず故に地方税の制度は未だ設定せられず但、總督府は内地人に對する營業許可の手續を定め商業の種類資本開店の場所營業に使役する傭人の員數從來の職業等を調査せしめられたるも亦た未だ地方税の賦課を爲すに至らず  
三十一年七月始めて律令及び府令を以て臺灣地方税規則及び賦課規則を設け凡そ地方税の賦課徵

收は地租附加税、家税、營業稅、雜種稅の四種目とし而して地方稅を以て支辨すべき費目は辨務署費、街庄、社等の役場費、警察費、土木費、教育費、衛生費、勸業費、救育費、廳舎營繕費、地方稅取扱費とし其の他附加稅は地租三分の二を超過せざる範圍に依りて其の納人に賦課す家稅は家屋の所有者より徵收す營業稅は物品販賣、銀行保險、金銀貸付、物品貸付、製造運送、倉庫、運河、土木請負、勞力請負、印刷、寫眞、席貨、旅人宿、料理店、周旋業(公衆周旋口入等)、兩替、代辨、仲立、仲買等の業態とす雜種稅は湯屋、職工、銃獵人、理髮人、遊藝人、俳優、藝妓、娼婦、市場、興行、遊藝場、寄席、船車、水車、轎、屠畜、漁業、採藻、茶園とす而して社寺及び學校其の他慈善の用に供する建物政府より發行する印紙、切手類の賣捌極貧者耕作一途に供する船車、航海中本船に揚げ置く傳馬船の類は地方稅を賦課せざる等の件及び地方稅を通脱したるものは脱稅金額五倍以下の罰金又は科料に處するの件を規定せらる尋て亦た府令第六十二號地方稅徵收規則及び府訓令第二百一號同徵收手續を發せられ又た府訓令第二百三十七號地方稅會計規程を發せられたり

臺北縣知事は地方稅の名目は開臺未曾有の稅例に係り臺民未だ新法の深旨を識らず或は濫收重歛と爲し誤りて疑懼を挾むあらんことを慮り八月二十四日縣令第十三號地方稅細則を定め仍ほ九月十五日を以て臺北地方の街庄社長暨ひ紳董者老五十五人を臺北辨務署に招集して誦諭を爲し仍ほ其の誦諭の筆記を管下に傳諭せしめたり

臺北縣地方稅細則の概要に曰く地方稅は年稅月稅日稅の三種に區分すること地租附加稅は地租額三分の二を以て一箇年の定率とし地租と同時に賦課すること家稅、營業稅、雜種稅は地區等級に依り稅率を區別すること家稅、營業稅も亦た年稅とし四月一日及び十月一日の兩期に區分し其の月末まで

てに徵收すること雜種稅は年稅月稅日稅の三種とし其の年稅に係るものは前項に同じく月稅は其の月の一日の現營業種目に依り日稅は其の始業の日に於て届出の種目に依り徵收すること納期後に家屋を新築し又は各種營業を開始するものは隨時に納期を定めて賦稅すること二種以上の營業を爲すものは各別に賦稅すること辨務署長は毎納期前に主任官吏又は調査委員をして調査を爲さしむること主任官若くは調査委員の調査を拒み又は營業者か成規の届出を怠りたるときは五錢以上一圓五十錢以下の科料に處す又た其の地區等級に關しては一等以下四等に規定し而して新竹城の各街は二等に規定し新埔、北埔、頭份、樹杞林、中港の各街は三等地に規定し其の他の街庄社は四等地に規定せられたり

十月徵稅實行に當り新竹辨務署管内の調定及び實收額は左の如し

明治三十一年度地方稅調定額及收入額調

科目	内地		本島	
	調定額	人員	調定額	人員
地方稅	三、九二四、七三四		二七、一六八、九九一	
地租附加稅	八〇三	三	三三、〇〇三、四二二	二五、二九九
營業稅	八九九、五五〇	一六〇	二二、八一六、八五〇	二二、八一六、八五〇
營業稅	八八九、五五〇	一六〇	六、六八〇、三五〇	一、七九三
商業稅	八八四、九五〇	一四二	六、四五〇、六五〇	一、五四五
商業稅	八八四、九五〇	一四二	六、四五〇、六五〇	一、五四五
合計				
調定額	三、九二四、七三四		二七、一六八、九九一	
人員	三		二五、二九九	
實收額	八〇三	三	三三、〇〇三、四二二	二五、二九九
人員	三	三	二二、八一六、八五〇	二二、八一六、八五〇
實收額	八九九、五五〇	一六〇	六、六八〇、三五〇	一、七九三
人員	一六〇	一六〇	六、六八〇、三五〇	一、七九三
實收額	八八四、九五〇	一四二	六、四五〇、六五〇	一、五四五
人員	一四二	一四二	六、四五〇、六五〇	一、五四五

寫真業稅	印刷業稅	製造業稅	工業稅	仲買業稅	飲食店業稅	料理屋業稅	木賃宿業稅	下宿屋業稅	旅籠屋業稅	席貸業	勞力請負業稅	土木請負業稅	運送業稅	金錢貸付業稅	銀行業稅	但行商稅	物品販賣業稅
4000	4000	6600	14600	18	220550	41	88000	44000	13000	135000	38500	28000	58	37900	58	37900	58
4000	4000	6600	14600	18	220550	41	88000	44000	13000	135000	38500	28000	58	37900	58	37900	58

三九八

茶園稅	屠畜稅	轎車稅	水車稅	船筏稅	遊技場稅	興行稅	市稅	娼妓稅	酌婦稅	藝妓稅	漁業稅	俳優稅	理髮人稅	職工稅	湯屋稅	雜種稅	
	1645400							502056	270750	448000			15000	7875	3000	2939581	
	3828	3828						25	18	10			12	22	2	2939581	
	1645400							502056	270750	448000			15000	7875	3000	2939581	
	3828	3828						25	18	10			12	22	2	2939581	

三九九

項目	内		地		本島		人	
	金	人員	金	人員	金	人員	金	人員
地租附加税	八、八〇二、七一九	四	八、八〇二、七一九	四	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇
地方税	八、八〇二、七一九	四	八、八〇二、七一九	四	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇
雑收入	八四八、〇〇〇	一	八四八、〇〇〇	一	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇
計	一〇、六五〇、七一九	五	一〇、六五〇、七一九	五	一〇、六五〇、七一九	一〇、六五〇、七一九	一〇、六五〇、七一九	一〇、六五〇、七一九

三十二年二月臺北縣令第三號地方稅細則を改定し四月一日より之を施行す  
 三十二年乃至三十四年度に係る地方稅調定及實徵額は左の如し

科目	内		地		本島		人	
	金	人員	金	人員	金	人員	金	人員
家業税	一、三〇二、〇〇〇	二九	一、三〇二、〇〇〇	二九	一、七、三三、三三〇	一七、三三、三三〇	一、七、三三、三三〇	二九
營業税	一、七五二、九二五	一八五	一、七五二、九二五	一八五	一八、〇、九二〇	一八、〇、九二〇	一、七五二、九二五	一八五
商業税	一、六四七、六八五	一七五	一、六四七、六八五	一七五	一、七、九二五	一、七、九二五	一、六四七、六八五	一七五
物品販賣業税	三六八、二九五	五四	三六八、二九五	五四	三、二、七八九	三、二、七八九	三六八、二九五	五四
銀行業税	二四五〇	二	二四五〇	二	三、〇、六三三	三、〇、六三三	二四五〇	二
金錢貸付業税	二八六、三三〇	四	二八六、三三〇	四	一、二、四六二	一、二、四六二	二八六、三三〇	四
運送業税	二二〇、六〇〇	一六	二二〇、六〇〇	一六	一、二、四六二	一、二、四六二	二二〇、六〇〇	一六
土木請負業税	三〇六、六〇〇	二二	三〇六、六〇〇	二二	一、七、九二五	一、七、九二五	三〇六、六〇〇	二二
勞力請負業税	八〇三、〇〇〇	八	八〇三、〇〇〇	八	一、四、八五一	一、四、八五一	八〇三、〇〇〇	八
席貸業税	一五七、五五〇	八	一五七、五五〇	八	一、四、八五一	一、四、八五一	一五七、五五〇	八
旅館屋業税	一〇八、五〇〇	一三	一〇八、五〇〇	一三	九、二、七六五	九、二、七六五	一〇八、五〇〇	一三
下宿屋業税	三、四一〇	四	三、四一〇	四	二、二七、三四〇	二、二七、三四〇	三、四一〇	四
木賃宿業税	三、四一〇	四	三、四一〇	四	二、二七、三四〇	二、二七、三四〇	三、四一〇	四
料理屋業税	一、〇五二、四〇〇	一〇	一、〇五二、四〇〇	一〇	八、七、二九三五	八、七、二九三五	一、〇五二、四〇〇	一〇
飲食店業税	一、三三七、五〇〇	五	一、三三七、五〇〇	五	一、八、〇〇〇	一、八、〇〇〇	一、三三七、五〇〇	五
仲買業税	一、〇五二、四〇〇	一〇	一、〇五二、四〇〇	一〇	八、七、二九三五	八、七、二九三五	一、〇五二、四〇〇	一〇
工業税	一、〇五二、四〇〇	一〇	一、〇五二、四〇〇	一〇	八、七、二九三五	八、七、二九三五	一、〇五二、四〇〇	一〇

項目	内		地		本島		人	
	金	人員	金	人員	金	人員	金	人員
地租附加税	八、八〇二、七一九	四	八、八〇二、七一九	四	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇
地方税	八、八〇二、七一九	四	八、八〇二、七一九	四	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇
雑收入	八四八、〇〇〇	一	八四八、〇〇〇	一	九二、三六八、五五四	四三三、三六五、五八〇	八四八、〇〇〇	一
計	一〇、六五〇、七一九	五	一〇、六五〇、七一九	五	一〇、六五〇、七一九	一〇、六五〇、七一九	一〇、六五〇、七一九	五

製造業稅	八二四九〇	七	八二四九〇	七	八七二九三五	七二六	八七二九三五	七二六
印刷業稅	一一五〇〇	一	一一五〇〇	一	一一五〇〇	一	一一五〇〇	一
寫真業稅	一一二五〇	一	一一二五〇	一	一一二五〇	一	一一二五〇	一
雜種稅	五,〇七三,四八九	二	五,〇七三,四八九	二	七,一六五,六六四	二	七,一六五,六六四	二
湯屋稅	八〇〇〇	二	八〇〇〇	二	一四五,五〇〇	二	一四五,五〇〇	二
職工稅	三七五〇〇	二六	三七五〇〇	二六	一〇〇,七五〇	九八	一〇〇,七五〇	九八
理髮人稅	二〇五〇〇	七	二〇五〇〇	七	六二,五〇〇	三一	六二,五〇〇	三一
伊優業稅								
漁業稅								
藝妓稅	九三〇〇〇	二八	九三〇〇〇	二八	二二,〇〇〇	二六	二二,〇〇〇	二六
酌婦稅	二九三,六〇〇	二二	二九三,六〇〇	二二	六二,五〇〇	三一	六二,五〇〇	三一
娼妓稅	一〇,五三八八九	四四	一〇,五三八八九	四四				
市場稅								
興行稅	一七五〇〇	一〇	一七五〇〇	一〇				
遊技場稅	三五〇〇	六	三五〇〇	六	二七,六〇九四	二四	二七,六〇九四	二四
船筏稅					一八〇,〇〇〇	四五	一八〇,〇〇〇	四五
水車稅					一一,五〇〇	三	一一,五〇〇	三

四〇二

船舶稅	二,四七九,〇〇〇	二三五	二,四七九,〇〇〇	二三五	三六〇,〇〇〇	五一	三六〇,〇〇〇	五一
屠畜稅	二,四七九,〇〇〇	二三五	二,四七九,〇〇〇	二三五	四,〇二一,〇〇〇	一八八	四,〇二一,〇〇〇	一八八
茶園稅	二,三〇〇,〇〇〇	三八〇	二,三〇〇,〇〇〇	三八〇	九,五四七,九五三	九五七	九,五四七,九五三	九五七
銃獵人稅	一八四,二四五四	四六	一八四,二四五四	四六	一八六,七七二〇	一	一八六,七七二〇	一
雜收入	一八四,二四五四	五	一八四,二四五四	五	五〇〇〇	一	五〇〇〇	一
拂下代	一,八四一,四五四	五	一,八四一,四五四	五				
辦賃金	一,八四一,四五四	五	一,八四一,四五四	五				
通商租								
城工用								
投業料								
雜收入								
合計	二八,〇二六,二二七	七,〇六八,二八〇,二六二,三七	二八,〇二六,二二七	七,〇六八,二八〇,二六二,三七	三三,七四六,九二五,六,二〇六	三三,七四六,九二五,六,二〇六	三三,七四六,九二五,六,二〇六	三三,七四六,九二五,六,二〇六

明治三十三年度地方稅調定額及收入額調

地方稅	科 目		內 地		本 島		
	金額	人員	金額	人員	金額	人員	
一三,〇八八,三九四	二	一三,〇八八,三九四	二	九八,四〇六,四七六	九	九八,四〇六,四七六	九

四〇三

工業稅	一六九四九〇	一五	一六九四九〇	一五	八九五	一、二七三六八〇	八九五	一、二七三六八〇	八九五
製造業稅	一三七四九〇	一一	一三七四九〇	一一	八九五	一、二七三六八〇	八九五	一、二七三六八〇	八九五
印刷業稅	一四〇〇〇	一	一四〇〇〇	一	八九五	一、二七三六八〇	八九五	一、二七三六八〇	八九五
寫真業稅	一八〇〇〇	三	一八〇〇〇	三	八九五	一、二七三六八〇	八九五	一、二七三六八〇	八九五
雜種稅	六四六五四一	二	六四六五四一	二	八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
湯屋稅	八〇〇〇	二	八〇〇〇	二	八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
職工稅	四七二五〇	三二	四七二五〇	三二	八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
理髮人稅	二五五〇〇	九	二五五〇〇	九	八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
俳優稅					八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
漁業稅					八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
藝妓稅	一、二三五〇〇	二五	一、二三五〇〇	二五	八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
酌婦稅	二八〇八〇〇	二二	二八〇八〇〇	二二	八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
娼妓稅	一〇八六二五一	四七	一〇八六二五一	四七	八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
市場稅					八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
興行稅	一五〇〇	一	一五〇〇	一	八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
遊技場稅	六七五〇	一一	六七五〇	一一	八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
船筏稅					八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五
車稅	五六〇〇	二	五六〇〇	二	八九五	九六〇四四八〇	八九五	九六〇四四八〇	八九五

四〇五

地租附加稅	五二三四	七	五二三四	七	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
家業稅	二二七〇〇〇	四七	二二七〇〇〇	四七	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
營業稅	一八四四七二五	一九二	一八四四七二五	一九二	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
商業稅	一、六七五二三五	一七七	一、六七五二三五	一七七	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
物品販賣業稅	五二六一三五	六八	五二六一三五	六八	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
但行商稅	四九〇〇	四	四九〇〇	四	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
銀行業稅	五七二五〇	八	五七二五〇	八	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
金錢貸付業稅	一〇九一〇〇	一一	一〇九一〇〇	一一	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
運送業稅	三〇七五五〇	二二	三〇七五五〇	二二	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
土木請負業稅	五二五五〇	五	五二五五〇	五	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
勞力請負業稅	二二二四〇〇	九	二二二四〇〇	九	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
席貨業稅	九一三〇〇	一一	九一三〇〇	一一	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
旅館業稅	二五五〇	三	二五五〇	三	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
下宿屋業稅	二七七四五〇	三三	二七七四五〇	三三	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
料理屋業稅	二二八〇〇	一三	二二八〇〇	一三	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
飲食店業稅	二二五〇	一	二二五〇	一	七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九
仲買業稅					七三三、二七九七一	一九五三九三三、二七九七一	一九五三九

四〇四

明治三十四年度地方稅調定額及收入額調

科目	内地		本島	
	金額	人員	金額	人員
水車稅			三五〇〇	六
橋稅			三九三〇〇〇	五七
屠畜稅	三、六一三五〇〇	一八八	五、三〇〇〇〇	二四六
茶園稅		八、四〇四	一、八四七〇八〇	二、三二七
銃獵人稅	二六〇〇〇	五三	一、五〇〇〇	三
人寄席稅	一八〇〇	二	一、五〇〇〇	三
雜收入	四、五五五九八四	三六	八一三八五	四
拂下代	二、九二九八七四	一三	七七三三五	二
辦價				
請願				
巡査				
城工				
授業				
雜入	一、六二六一〇	二三	四〇五〇	二
合計	四〇、八八七六七三	一〇、一三九四〇	四〇、四九七六三	一〇、一三九四〇

科目	内地		本島	
	金額	人員	金額	人員
地方稅	一、三五三三五七八	一	九七、四三七八五五	九七、四三七八五五
地租附加稅	五、二三四	七	七三三、九八四三六五	一八八、一四三二、九八四三六五
營業稅	三三八五〇〇	六〇	六〇四、二〇三二八三	一八、五九五四、二〇三二八三
商業稅	二、五八八二七〇	二六	二、五五二、〇九五七〇六	二、五五二、〇九五七〇六
物品販賣業稅	二、四四七二五	一九〇	二、〇一六、〇三六六八六	二、〇一六、〇三六六八六
銀行業稅	八、九八七五〇	七八	一、三四四、〇八八四四一	一、三四四、〇八八四四一
運送業稅	一、五五六五〇	一四	七六七、九七五	七六七、九七五
土木請負業稅	二、八七七〇〇	一八	四、五〇五〇	四、五〇五〇
勞力請負業稅	四、八八〇〇	四	二、三四〇〇	二、三四〇〇
旅籠屋業稅	三、〇〇五〇〇	八	八〇〇〇	八〇〇〇
下宿屋業稅	一、三五三〇〇	一	五九二〇〇	五九二〇〇
木賃宿業稅	二、八〇〇	一	二〇三〇〇	二〇三〇〇
料理屋業稅	三、七五八五〇	二〇	九一、四五〇	九一、四五〇
飲食店業稅	四、〇六〇〇	一六	一一、九六五〇	一一、九六五〇

四〇七





關と曰ひ其の税銀を稱して關稅と曰ふ關稅の制は蓋し周末に起れりと云ふ其の間時世に隨ひ沿革變遷一ならず而して清國の制としては從來設置する所のものを稅關と曰ひ近代新設する所のものを釐局と曰ひ之れか出張所を釐卡と稱せり其の設置の地は古來多くは沿江沿海の岸に在りと雖も亦た或は陸地に設くるもの之あり然るに大清會典に曰く昔時内地各關の收入稅額は四百五十萬兩に下たらざるに近ころ戶部查實の數に據れば則ち總計三百六十一萬兩に過ぎず即ち廣東の一處に於て之を論ずるも咸豐十年の前には關稅の歲入九十萬兩以上なりしか二年の後俄かに衰へて十五萬六千兩に減せり又た上海の現状に觀るも毎年少なくとも百萬兩内外に在るべきに其の徵稅の實數は三萬三千餘兩に過ぎず内地關稅の侵吞偷漏事體を成さざることは亦た上海稅關に於て之を見ると是れ中國財政紀畧所載の概異なりとす願ふに支那内地の情形已に此の如し況んや臺灣は海中に孤懸す其の消息亦た想見すべきなり爰に開臺以後の沿革を叙列すること左の如し

荷蘭か海關を設け輸出入稅を支那人に課したることは已に志乘に散見する所なり然れども當時は主として南部臺灣の施設に屬したるものにして是より先き洪荒未開の臺灣は固より貿易に秩序的章程のあるべき理なし四方の流民は番地を利用し以て劫畧海盜の淵藪と爲し或は土番と貿易し或は流寓者と互市する等に過ぎず明の萬曆三年に巡撫劉綎は船に稅して兵餉に充てんの請を爲す是に至て商引を設け海防官に由て管給し名けて引稅と稱し東西洋は毎引稅銀三兩淡水雞籠は二兩とし後之に倍せしめたりと曰ひ又た崇禎末年には鄭芝龍其の利を私せりと曰ふ而して臺灣府志に曰く大鷄籠嶼は廳治淡水の東北二百五十里に在り城と社とは皆な西に在り而して又た福州街の舊址あり僞鄭か日本と交易するの處なりと是れ北部臺灣の狀況なりしなり

康熙二十二年靖海侯施琅は臺灣已に版圖に入るを以て奏請して海關を廈門に置き福建海上の貿易捕魚を保護查監し以て臺灣地方に接應せしめ毎年戶部司官一員を交代派駐して閩の海關稅を權徵したり雍正七年に至り福建巡撫の管理せる泉州府屬の海關稅務に歸し道及び泉州知府をして委辦の任に當らしめ乾隆五十三年閩鎮の將軍に歸し之を轄辦せりと云ふ

臺灣の關稅は斯の如く主務の統領者は對岸地方に駐紮し主客其の處を異にしたりと雖ども臺地も亦た之れか機關を有せり即ち臺灣の關稅は臺厦兵備道の下に臺灣知府之を管し其の分府たる臺防同知をして専ら鹿耳門の海口を稽查せしめ其の下に笨港海豐三林鹽水鹿仔港等の處あり文官には巡檢あり武官には守備及び千總把總等の諸官あり互に會同して稅務及び船舶檢査に従事せり之を臺地關稅の始めとす

凡そ關稅は臺灣より泉厦に輸入する米穀及び對岸より臺地に輸出する書籍は免稅とし其の他は皆な則例に照らして徵收するものとし又た商船に就ては標頭の深淺を丈量し定則に依り稅を徵收するものとす然れども當時臺灣は新開に屬し一般移民を獎勵するの時期なるを以て渡臺の内地船舶及び其の商估又たは臺商か對岸に入着する貨物に課稅するに止り臺地に來れる貨物の輸入稅は課せざりしなり但臺灣厦門泉州漳州等の處各地方の狀況に依り仍ほ稅率に差異あるを免かれざるなり

船稅は標頭を丈量して之を課し凡そ標頭五尺以上一丈に至るものは毎尺銀五錢を徵し標頭一丈以上二丈に至るの船は銀一兩を徵し標頭二丈以上の船は毎銀二兩を徵したりと云ふ

康熙五十八年戶部の議准を経て福建糖船(臺灣糖船此)の厦門に至り發賣するものは該海關に赴き納

四二二  
税せしめ浙江江南の各省に往き貿易して厦門に停泊するものは其の輸税を免除す  
雍正二年各税關をして其の徵收すべき科則の貨物を將て逐一に詳單に刊刻し各貨店に一紙つゝを  
給し乗人をして知悉せしむ若し之を屋内に隠匿し或は他紙を用ゐて掩蓋し或は手の違する所に掲  
げて高下するに便ならしめ或は任意に苛索するあるときは該總督巡撫をして查究して治罪せしむ  
ることを規定したり

七年海關の稅率は積重きに過ぎ船主が納出に難むを以て酌量減折して寛恤を示めし凡そ標頭の濶  
七尺のものを五尺二寸と算し八尺を五尺四寸九尺を五尺六寸一丈を五尺八寸一丈一尺二尺を六尺  
四寸一丈四尺五尺を六尺八寸一丈六尺七尺を七尺五寸一丈八尺を八尺に算し臺灣厦門泉州瀾江等  
四口の各號海船は每尺稅銀五錢を課し一年兩度に徵收を爲さしむ而して各縣の小商漁船にして僅  
かに近地に在りて貿易捕魚を爲すものは上文海船の標頭に照らし丈尺を折減するの限に在らず每  
尺銀三錢乃至五錢を課し一年兩度若くは一度に徵收を爲すことを規定せり

八年海船の標頭稅銀にして船戶若し抗缺して完清せざるときは戶部に報告し一面には其の原籍に  
照會し全額を追徵して該海關に解送せしめ若し州縣に於て遲延するときは督備雜項錢標例に照ら  
して官を免し懲罰すべきことを規定せり

十三年凡そ徵收稅條は必ならず大字を用ゐて之を刊書し關口に建つべきものとす小字を書し及び  
寫字を用ゐて僻處に懸くるを禁す若し違ふものは該督撫に於て處分すべきことを規定せり  
乾隆元年戶部の議准を経て嗣後如し蕪徒あり米穀を偷運して外洋に接濟するものあれば出洋船隻  
多帶米糧接濟外洋の例に照らし絞を以て論し立決せしむ其利益を布圖せんか爲め惟米穀を偷運販

賣し全く姦匪接濟の情弊なきものは米一百石(穀二百石)以上は鐵貨潜出海洋貨賣一百筋以上の例に  
照らし邊衛に發して充軍と爲し米一百石(穀二百石)以下は越渡關津律に照らし杖一百徒三年に處し  
米十石(穀二十石)に及ばざるものは違制律に照らし杖一百に處し仍ほ枷號一箇月を加ふるものとし  
從犯及び船戶の情を知る者は各一等を減す仍ほ其の米穀船隻は例に照らし官沒するものとす但内  
地の河港に在て民食を販運接濟し港を出て海を過ぎざるものは違禁の例に在らず文武各官か情を  
知りて故らに寬縱するときは違禁貨物出口律に照らして治罪する外仍ほ失察に依り米一百石(穀二  
百石)以上を偷運せしめたる各員辨均しく一級を降たし留任せしめ米一百石(穀二百石)以下は罰俸一  
年とし米十石(穀二十石)に及ばざるものは罰俸六箇月とし夫々懲戒を與ふることゝ爲れり

八年淡水社船に制限を加へ從來の額定十隻の外は再び増添するあるを得ざらしめ毎年九月より十  
二月に至るを期限とし其の淡水に來るは一回を限り對岸に向ふの時は暹米を載せ出帆するを聽す  
ものとし仍ほ出帆の際船内に餘せる布帛等は鹿耳門に赴き貿易を爲さしむるを例とす但毎年九  
月先づ臺灣道に赴き其の軍工匠の辨する所の造船等の材料を配運し再び厦門より材料を配載して  
渡臺したるときは商船牌を交付する後に於て亦た回數を制限せず淡水に往來せしむることゝ爲れ  
り蓋し臺灣間の海船は通例厦門より軍工料を積載し臺地に至り更らに兵米等を配運し厦門に至ら  
しむものたりしなり

商船か支那内地の兵米を撥運し及び平糶米穀を撥運するときに於ける海關辦理の事務は實に乾隆  
十一年に始まる而して其の出港に就ては免單を給付し其の入着に就ては免單を繳收する等を司り  
關稅は之を徵收せず而して兵米及平糶米穀を配運するには俱に標頭の丈尺に照らし數量に差等あ

り即ち椽頭一丈七尺六寸より一丈八尺に至るものを大船と爲し三百石を配載し椽頭一丈七尺一寸より一丈七尺五寸に至るものを次大船と爲し二百五十石を配載し椽頭一丈六尺より一丈七尺に至るものを大中船とし二百石を配載し椽頭一丈五尺六寸より一丈六尺に至るものを次中船とし一百五十石を配載し椽頭一丈四尺五寸より一丈五尺五寸に至る者を下中船とし一百石を配載し其の椽頭一丈四尺五寸以下の小商船は配載を免し每石の脚價即ち運賃六分六釐六毛五絲を官より支辨するものとす是れ臺灣間の運賃にして若し厦門より其の他の地方に往くものは水程百里毎に銀三釐を加給するものとす凡そ海船に依り搬運するときは上文の規定に依り椽頭の丈尺を計り米穀の多寡を配當したる後其の搬運目的地の如きは遠近の不同あるを以て各船戸をして圖を拵らしめ以て之を定むるものとす且つ其の香遠なる福州府屬及び南澳等の處は寄航地多きか故に免單三張を給與し興津泉等の州屬は較近きを以つて免單一張を給與し該船の入港を俟ち免單を返納せしめ爰に配運の任務を果せるものとす而して臺灣の小船にして臺灣各港に往て運載し府に到り交卸するものは每石の運賃銀三分とし船總に命じて小船を雇ひ運載するものとす

海船の外仍ほ臺灣に用ゐる小船あり其の制大小一ならず名目亦た然り其の一を澎仔船と曰ふ其の船底平にして昔は單桅を用ゐたりしか乾隆の時には多く雙桅を用ゐることゝ爲り穀四五百石乃至七八百石を裝載するに足る其の二を杉板頭船と曰ふ亦た雙桅を用ゐるものあり三四百石乃至六七百石を裝載すへし其の三を封書船と曰ふ雙桅にして前後に船なし二三百石を裝載すへし其の四を頭尾密船と曰ふ單桅にして船なり中に拱篷あり百餘石乃至二百石を裝載すへし以上は臺灣の各港を往來貿易するに用ゐるものにして其の外大船仔船と曰ふものあり内港を駕駛するに用ゐる百餘石

を裝載し小船仔船と曰ふものあり山下嵌脚に沿ひ人を渡し貨物を搭載するものとす其の他龍船船と曰ふ者あり渡船に用ゐる乃ち漁船なり又た空仔船あり每船三人を容るべく各港に往て漁獵に供せり又た當家船あり(俗に龍船と曰ふ)漁人眷屬其中に住み亦た岸に登らす所謂浮家の稱あるものにして皆各港に往來漁業を爲すものとす而して以上の大小船艇亦た關稅を徵收するものにして之れを厦門等沿海地方乾隆二年に於て居民の魚蝦を採捕する單桅船隻は概ね納稅を免すと曰ふに對しては其の趣を反するも蓋し地方の情況も亦た實に然らざるを得ざるものあり赤嵌筆談に曰く贖社は捕鹿の人を招き贖港は捕漁の人を招き山海に沿ふて草を蓋ひ寮を爲くり時に去り時に來たり時に多く時に少し賦稅の從て出づる所と雖も實に亦た奸宄の由て滋き所なりと又た曰く烏魚は冬至の前後に於て出づる漁人厦門澎湖より其の來時を伺ふあり臺に赴き採捕すと臺灣は即ち歲計の爲めに對岸人を招徠し厦門等は即ち其の他の爲めに漁業を保持するの傾向ありしなり凡そ海運に従事し海關と關係を有するものは郊行行保船總船戸等の目あり郊行は一に水郊と曰ふ即ち船舶を雇ひ或は自ら船舶を置き厦門及び福州泉州或は江南浙江等の處に往き貨物を採買し裝載渡臺して發賣するものにして所謂貿易商なり行保は商船の航海期日航海地方等に就き官に對して保證を爲すものたり船總は船戸の取締を爲し或は船問屋の職業を執るものにして船戸は即ち船の所有者を謂ふなり而して竹塹の水郊は乾隆年間には城内に在るもの四十八戸にして蓋し極盛の時なりと云ふ其の他の地方は仍ほ未だ其の數を詳にせず

四十二年臺灣間に通航する商船の航海難に要する物料携載の額を定め外洋船の例に照らさしむ蓋し淡水社船も亦た一律規定の中に在り其の鐵釘は大船には六十觔を帶ふるを准し中船には三十觔

小船には二十筋とし其の棕絲は大船には五十筋を帯るを許し中船には三十筋小船には二十筋とし其黄麻は大船には八十筋中船には六十筋小船には四十筋を帯るを許し而して銅鐵の如きは大船には一萬五千文中船には一萬文小船には五千文を限りとせり願ふに清政府が關稅の制を定むるや廢鐵貨銅貨等の物は正當の手續を経されは港外に輸出するを許さず違ふものは罰あり是れ雍正以來の規定にして當時海賊土匪等に接應して利器に資するを豫防したるものなり

五十七年二月淡水の八里坌を開らき廈門の五虎門に對し并に福興泉漳及び粵東江浙山東等の處に對する通航貿易の正口と爲さしむ是に於て八里坌は臺灣三大口の一に位せり凡そ商船防禦の物料の制限等は乾隆四十二年の規定に據るべきも臺灣間水程五百餘里に亘り風を候するには動もすれば月餘を経へく且つ風を衝き浪を破るの損失亦た常に有る所なれば防船の物料は必ならずしも一々定例の額數に拘泥せず定例額數内に於て或は某料は半減にして之を某料に増加する等斟酌應用するを准し又た出口の錢文并に販賣すべき土産食物の如きも亦た船の大小に照らして載帶せしむるときは其の數幾はくもなく密輸出を爲すに至らん是れ弊を杜くの制限は反て弊を滋くするを以て商民に於て未だ便ならず應に乾隆二十三年巡撫鍾音の奏准の例に照らし商民の資本體を携帶して出口貿易するものは每船海關に於て稽查を受け尙し額外に多く錢文を帯るものは即ち自ら銀に易へしめ然る後に出港を許るさしめ敢て貿易上に制限を加へず仍ほ油麻棕釘等の物を多く定例額數外に帯るか如きは夾帶違禁貨物例に照らし治罪するものとし又た商船は從來内地兵米を配運すべき義務を有し(淡水廳は之)北路彰化縣の如きは年々鹿港より之を配運せり今八里坌の開港に當り彰化の運米を八里坌に解送し八里坌口に於て引受くるときは其の間に運費を虛糜すべく且つ開

口を経て船隻の多寡尤も預定し難しと曰ふを以て暫らく配運を免し以て官の運費を省略し并に商船の困難を恤ひしめたり而して海關には文口と武口とを置き出入商船に對し文術は銀五元を徵收し武術は銀三元を徵收せり蓋し對岸の海關が每船銀二元を課するに比し稅額の重き所以は新たに開創せば八里坌は辦公費用の増大なるを以てなり

八里坌の開港は從來臺灣間に行はれたる海關の針路に一進歩を加へたるものにして即ち防難物料の額數に拘束せしめず彼此の間に通融應用を許したるか如き錢文積載の制限を解きて之を銀に換ふるときは定例以外の額數を携帶するを許したるか如き販賣の土産及び食物を帶運するに船の大小に依り制限を與へさるか如き乃ら船政に中庸ならざる所あるも亦た既往に於て執りたる消極的態度は爰に始めて貿易擴進の地歩に轉したるもの、如し然れども或は趨事赴功と曰ひ或は安分忘勞と曰ひ尋常の民業に仍ほ幾多の干涉を爲し責むるに奉公の務を以てせり乃ち軍工料の配運内地兵米及び平糶米粟の搬運是れなり是等の干涉は尙し情弊なからんには敢て事に害あらざるも官衙は之に依て種々の陋規を設けて商民に勒索し遂に其の漸く發達せんと欲する海運を沮撓し延いて國家の財政に及ぼす勢なからず永く臺政の累を爲したり

臺灣の商船は淡水社船の構造已に對岸に需つあり其の他臺灣地方の商船の如きも大半漳泉人の構造に係り松杉材鐵料油棕等の類は内地より購入す特に對岸の地方大に漳泉分類の械關あり乾隆の末年より嘉慶の初年に至る尋て海寇蔡牽海上を騷擾し漳泉の民愈困しみ臺灣も亦た疲弊し百貨蕭條を告げたり而して其の船隻の如きは破損朽壞するも復た之れを製造し難く隨て航海日に稀れにして臺の米穀は時に内地に供給する能はず兵餉缺乏し廳縣は皆な倉廩の貯穀を流用借辨し倉穀も

亦た空竭を爲したり蓋し官米を運載するには大船には一百八十石にして每石六分六釐餘の運賃を官給せらるゝも由來大船は六七千石の積量ありて民米は一石に付水脚錢と稱する船の貨賃を船戸に支拂ふのみならず仍は陋規の連上を官吏に挑取せらるゝか爲め適渡航者あるも損益の間堪ふる能はず且つ臺商にして寧波上海膠州天津に至るものあり仍は遠きものは盛京に至りて閩に還る往返半年以上に涉たるを以て官穀は船に在る久しく海氣の爲めに蒸變するの懼あり故に配運官穀は豫しめ私かに銀に易へ貨を買ひ其の返へるときは米は蒸變したりと稱し或は蒸變の虞あるを以て始めより銀に易へたりと稱し銀を以て官に納め官の之を可かされは始めて穀を買ひ以て之に應し官吏は則ち之を以て口に籍き挾持して速かに受理せず是に於て賄賂あり遂に陋規を成したりと云ふ故を以て臺灣の米穀は常に積滯し獨り兵米の内地を協濟する能はざるのみならず臺灣の經濟も亦た苦澁を告げたり

嘉慶十四年總督方維甸は奏請して臺穀の積滯するを以て先きに配運を免したる八里空口を以て鹿港と同一律に運載を爲さしめ凡そ渡海の漁船にして噸頭寬五尺以上一丈二尺に至るものは皆な三千石より八十餘石に至るまでを配運せしむ然るに臺商噸頭を減報し巧に規避を爲したるか爲め官穀の積滯すること故の如し同十六年總督汪志伊は更らに奏請して專ら商船を僱ひ文武の大官を委員として臺灣に派し穀十萬石を配運せり蓋し商船を強制して嚴行を爲したるものなり其の後七年を経て同二十三年復た商船を僱ふて七萬石を配運したることあり願ふに毎年八九萬石の兵米を輸送すべき定例なるに十年間に僅僅十七萬石の配運に過ぎざるか如き亦た以て海運の振はす政弊の盤結する所を察すへし唯其れ斯の如し故を以て其の他の貨物も亦た流通を缺き海關の

収入は殆んど關政を擧ぐるに足らず但商船が正例に依らざる販貨の獲利と當該官吏が規禮を私收する等の關係は蓋し太<sub>レ</sub>少<sub>レ</sub>なからざりしものゝ如し

海運の振はざる結果としては種々の情弊を生出す是れに於て彰化知縣楊桂森建議して兵米を銀に換算して解送せしめ臺運を停むるの議あり福建の省議は之を可かす而して民間亦た陋規に困しむの時なるを以て鹿港の民慮允覆と曰ふもの見て以て奇貨と爲し各商人船戸を團結して訴訟費を募り訴訟を提起し公館を設立し以て陋規を清革せんと請ふに至れり是に於て同二十五年道葉世倬は商船の配穀を罷め以て商民に恤するの意あり官船を製して海運に備へんことを請はんとし臺灣知縣姚瑩は其の官船を用ゐるは製造の費用と修繕の費用との外に辨兵の管駕及び舵工水手等の費用あり出入相償はすして重洋は風濤不測なり一たび沈失あらんには船穀兩ながら失ひ漕運の外に又た國家の一病を増すへしと曰ふの議を倡へ葉世倬は姚知縣が私あるかと疑ひ巡撫に陸任するに及んで愈前説を固持したりしか其の罷め去るに及んで事遂に決定に至らず然れども海運の問題は乾隆の儉濬解禁の議の如く當時臺灣惟一の要義とは爲りしなり

道光に至るに及んては商運愈進ます總督巡撫は臺灣知府方傳綬をして之を籌畫せしめたりしか其の四年に於て新たに五條港を開らき鹿港の代徳に供せんとせり蓋し鹿港の口門淤淺し商舟の前まざるか爲めにして乃ち從來缺運の額數を查明し舊に照らして配運せしめんとするに在り是歳方傳綬は旨を奉して十四萬石を天津に配運するに因て新たに運配の免單を與ふる船六十艘の多きに至りし爲め續て運配せしめんとするも其の船益<sub>レ</sub>少<sub>レ</sub>なきを致せり方傳綬の言に曰く本年の不足運額と來歳の配運額とを合すれば十三萬石以上の積缺を生ずる豫算と爲り極力疏通を圖るも亦た如何と

もすへからず蓋し平時の配運は毎船百餘石にして其の他は砂糖等の貿易品とす故に水に失して價を賣むるも百餘石に過ぎずして商估は加倍の砂糖を運ひ平素に於て既に利益多し故に平時の配運に付するときは長久に行はるべきも倘し船を僱ふて專運を爲すときは毎船十倍以上の積載額と爲り一旦不慮あれば其の損失巨額にして官商皆な賠償に困難なるべく今積穀十三萬は商船六七十隻を用ゐる厦門蚶江の兩縣より四回若くは五六回の僱撥を行ふべく毎回必ならず文武正副委員及び護送弁兵の供應犒賞あり皆な之を四縣に取り陪累已に甚ふして内地の各倉は既に商運の利を失ひ前述の如く官吏の籍口狹持して陋規を貪るの弊あれば此後たりとも必ならず多く挑駁勒索するありて則ち其の穀に糖沙を雜へたりと云ふにあらすんは則ち平解の不足を名とし紛々として臺風嘉彰の四縣に徹して補足を爲さしむ是れ官に在るの累なり又た官穀の運賃は每石六分六釐にして民貨の運賃に比すれば十分の二に過ぎず每船二千石を以て半とすれば船戸は僅かに銀一百兩を得るのみにして船水飯食の工資に敷せず修理及び篷索桅旋の需費は出すに處なし故に僱運の命ある毎に衆行商及び通港の船は皆な其の費用を分担せしめらる是れ累の商に在るものなり臺灣三口の來往商船は只現在の數を以て専ら積穀を運はしむれば則ち明年の新穀は必ならず配運を缺くあらん是れ積缺を疏するか爲め反て新穀を増し亦た計の得たるものにあらず況んや臺地は近年米價貴し一たび僱運ありと聞かば民間の米價は必ならず一時に騰踊せん匪類藉て以てことを滋くせんをや恐は以爲らく惟、一時暫らく新穀を停めて支放兵食を折色即ち銀に換算せしめ僱運を免して倉儲を補はしめん而して其積缺舊穀は臺灣の廳縣に飭し本年に至るまでの缺額を查明し舊に照らし配運せしめ其の道光五年の新穀は四縣をして數を盡くし銀に易へ中平の市價を按して每石番銀一元三角

に易へ四季に分ち福州厦防廳の倉庫に解送せしむるものとす是の如くして積穀の運ひ竣るを俟ち初めて新穀の本色を配運を爲し再び積穀を生ずれば亦た前例に仿ふて行はしめ永く僱運の害を免れしめん云々提督許松年力めて其の議を沮み又た會、盧允霽が京師に控訴して商運を罷めんことを求むる等の事あり政府は督撫に下たして議せしむ布政使及び道は乃ち彰化縣楊桂森の前説を探り先づ商運を中止し置き建議して曰く半は本色を收め半は折色(每石銀二)を收め而して本色は臺灣の兵餉に充抵し折色は内地の兵營に給すること、せは從來の如く臺穀を兩分し一を臺兵に給し一を内地に解送する如き煩を省き又た運船か風波の難に遭ふ慮を免かれ又た運脚銀六千餘兩を省くへしと趙總督文恪曰く閩省漳泉諸府は田少なく民多く米を出すに民食に敷せず臺郡は產米の區なるか故に本色を征收して内地の兵食に運給せしむ原と臺地の有餘を以て内營の不足を濟せり今本色を以て運濟せず改めて折色を解送せしむるは立法の本意を失せり臺灣は向きより半本半折の例なし方守の議する所暫らく一年を折色とするに在り猶ほ一時通融の計に屬せり若し永く改征半折を例とするときは臺民有穀の家較多く紛々として糶穀完銀を爲さんには必ならず平水火耗の加はるあり更らに流弊を滋くせん是れ商を利して民を病ましむるなり其れ再び之を議せよと是に於て臺灣道孔昭虔臺灣知府方傳穉臺防同知杜紹祈鹿港同知鄧傳安淡水同知吳性誠臺灣知縣季慎彝嘉義知縣王衍慶等會議を爲したる結果仍ほ商運の罷むへからざるを論し一面には臺民は改折の議あるを聞き苦情を提出し若し改めて折色を徵せられんには平水火耗の附加税あり將來累て受くる更らに深からん且つ市易には皆な番餅を用ゐる並に紋銀なし全く毎年の兵餉に頼て民間に散布し紋番兩便を得て錢價の平を致したり若し運穀を停むれば則ち紋銀斷絶して番餅増昂し必ならず民商兩な

から困まん大に便ならずと曰ふに在り然るに方傳繼か實情を查察する所の言に依れば當時紛々として商の病めりと曰ふもの皆な未だ其の實を計らざるに在り蓋し渡航一回に於て販貨の利と船戸の水脚銀とに於て得る所凡そ數千金あり數千石の船積を以て僅かに百餘石の官穀を運ひ復た每石六分餘の運價を領給するを以て商に於ては憂も病む所あらず所謂病めりとするものは是れ有司の隔規なりとす先づ此陋規を改むるを爲さず漫りに舊章を改易し設し復た他の弊を生せば何を以て之を處せんとする古より不弊の法なし利の在る所は弊即ち生す苟も末流に鑿みなは遂に併せて其の本を亡ふ是れ嘆に因て食を廢するものたり商船が穀を運ふは兵を養ふか爲めなりと雖も其の源は亦た正供より臺地は産穀の區にして頗る銀貨に頼り故に昔人は地に因て賦を定め供粟ありて地丁なし均丁雜稅ありと雖も其の數は幾はくもなし而して漳泉福州は兵民多く産穀足らず故に臺穀を運んで以て各郡の兵糶を濟し幣金を發して以て金臺の兵餉に給し各其所を得て民之を便とする久しき今正供は或は折收し兵米は或は折放し運穀は或は折交するあるも名目法例の存在するに依り穀需の必要あるときは猶ほ立どころに備はるべきも一たび制を改むれば内地は永く穀を得るの期なく臺地は永く銀を見るの日なく一旦實際に需要を生ずるも反て周章を費さん其の不便の一なり臺屬の貿易は番餅を用ひ官民が紋銀を收用するは皆な給を臺餉給兵の後民間に散布するものに仰けり此を合はば則ち海外の紋銀は斷絶せん其の不便の二なり全臺の兵餉は歲ごとに銀二十一萬一千餘を發し潤年には二十一萬六千餘銀を發し又た毎年初餉銀六萬七千餘を發せり故に臺屬の稅額たる鹽課販産官職雜項錢糧捐款等の數を盡くし差引き計算するも毎年布政使司は尙ほ銀十四五萬餘を發すべきものとす今全臺の正供運穀は之を折色とし毎年完納せしむるも僅かに

十萬のみ故に内地より言へば固より兵餉の數に足らず臺灣より言へば銀少なき地方として困難多し況んや設し凶年に逢ひ未納の積累するときは如何せんとす海外兵餉の關する所誤を貽すこと細にあらす其の不便の三なり今西北の直省は猶ほ車馬差徭あり故に其の民情は慇懃にして奉公を以て本分と爲すも東南の諸省は民俗澆偷にして一切民に便ならしむるも猶ほ其の上を誇るものあり分と義とを知らざるなり海船は他の徭役なし官使の往來も皆な僱値を予ふ獨り臺に過さるものは單工を配載し棹を回へすときは運穀を載せしむ此二事は尙ほ奉公の意あるのみ然かも亦た水脚の給あり口員胥吏の挾持する所と爲り稍賄費ありと雖も亦た船戸が自むら巧利を圖るに因て遂に陋規を成したるなり若し運穀を裁去すれば則ち商船は此より奉公の義を識らす設し一旦意外の徵發あれば反て相俱に嗟怨して以て不當と爲すへし其の不便の四なり慮允商は一無頼の証棍のみ名を陋規を革むるに假り控訴し公館を設け費銀を船戸より抽取す各商船戸は惟泉郊數人之れに附くも餘は皆な其の森を悟り廳に赴き具控するものあり商運を停むるの議は楊桂森より啓きたりと雖も桂森の議は昔已に行はれず今は則ち慮允商の控に因て之を行ふ是れ森民の舞智は反て邑令の建言に優るとするものなり此風一たび開けば異日必ならず紛々として尤に做ふものあらん是れ其の不便の五なり臺穀の陋規は但内地各屬の之に頼る多きのみならず臺屬廳縣も亦た折半征收の利あり穀一石毎に番銀二元或は一元八角を折收すれば紋銀一兩四錢或は二三錢に當るへし今半折を以て臺餉に抵つるときは官に絲毫の餘羨なくして廳縣は此より大に困しまん蓋し從來の如く每石番銀二元或は一元八角を以て人民より納入せしむれば紋銀の一兩四錢三錢二錢に比當し地方官か之を布政使に解納するに若干の餘裕あるも今桂森の説く如く一半は一兩二錢の折銀を解納し一

半は實米を收入するものとすれば絲毛の餘利なきものとす海外の經費は一として内地に倍せざるはなし幕友の修金歳ごとに常に四五千金指賂の款は又た一二千兩あり養廉銀と本俸とは幾はくもなし何を以て之に供せん盡とく案に入れ私を肥えすの計にはあらざるなり是れ其の不便の六なり廉吏と雖も雖も必ならず能く自ら給せしめ然る後國帑を侵さず民膏を蝕らす陋規既に盡くれば勢必ならず倉庫を虧空せん否らされは則ち詞訟案牘を以て培克贖私し民間禍を受くる更らに烈しく海外の隱憂方に此より深からん是れ其の不便の七なりと巡撫孫爾準之を納れ總督趙文恪も亦た所見を同ふしたるも之を實行するに至らず半本半折の議も亦た行はれず明年再た僱運を續行せりと云ふ

道光九年總督孫爾準巡撫韓克均の奏准を経て八里堂の正口に改めて米穀の配運を開始したり蓋し從來該港に關しては淡廳亦た干與するありしと雖も主務は仍ほ臺防同知の手に在りしか是に於て淡水同知の主務に屬せしめ廳より丁を發して商船の出入を查驗し以て禁制品を夾帶するもの許可を得ず私渡するもの等の取締を爲さしめたり

臺穀配運の事項は既述の如く當時臺政の一大問題と爲り或は舊に照らし續運を主張し或は新穀を暫停して積欠のみの解運を主張し或は商運を罷め官運を開かんことを論じ或は半本半折の制を用ゐ穀は臺兵に給し銀を以て内地に解送せんことを論じ紛々として未た方針の確立するあらず隨て海關貿易の發達を害する少なからざりしか仍ほ振刷するに至らずして爰に鴉片の亂に逢ひ遂に意外の沿革を生じたり

道光十九年鴉片烟の交渉破裂せしより英國艦隊は清國南部の沿海に遊弋し連りに定海乍浦を陥れ廈門を占領し吳淞鎮江を下たし閩粵江浙の瀕海大に騷擾して臺海商販の船舶は但し其の往來稀なるのみならず臺灣に於ては英艦の澎湖及び鹿耳門を窺ふあり同二十一年及び二十二年には滬尾鷓籠五沙港等の處亦た英人の出沒窺伺する所と爲り海運全く杜絶せり既にして和を講し海岸を平かにしたりと雖も和約に據り外人は頻りに鴉片を輸入するの機會を占めたるを以て臺地の存銀は外に向ふて去り一面には柴棍運羅との交通往來に因り其の地方の産米は貿易均準の大勢に隨ひ支那内地に輸入し其の價額は臺米よりも賤しく福興漳泉の兵米も亦た之に依ることゝ爲りしを以て臺米の需要を絶ち銀の輸入を缺き臺米は陳々堆積して穀價大に下落せり臺灣道徐宗幹が備貯を籌議するの言に昔の此に官するものは皆な公私綽々然たり故に今に至るも臺灣を以て内地に勝れりと爲さざるはなし然れども今其の地を履して而して後十年前の二十年前に如かず五年前の十年前に如かず一二年前の五六年前に如かずを知るなり其の故は兩言以て之を蔽めん曰く銀日に少なく穀日に多きなり銀何を以て日に少なきや洋烟愈々甚しければなり穀何を以て日に多きや洋米愈々賤しければなりと臺灣關稅制度の振はざるは是時より甚しきはなく遂に全部の經濟に最大困難を與へたり

咸豐元年洋船の始めて滬尾鷓籠に至り臺灣の商估に依て貿易を爲すものあり官は商船の例に照らし海關稅を徵收し越えて八年兩江總督何桂清の奏准を経て新たに條約を交換し同九年北米合衆國は先づ臺灣と潮州とに在て互市を開始し尋て福州將軍東純閩浙總督慶瑞福建巡撫瑞璜等の奏准を経て臺灣に關稅を新設し英吉利及び法蘭西國との通商も亦た米國に準して一律に辨理し其の關稅を徵收し福州將軍の關庫に解送し南廈二口と共に其の統管に依らしめたり同十年に至り福州將軍



等は道區天民等を派し臺灣鎮林向榮臺灣道孔昭慈臺灣知府洪毓琛等に會同商議して淡水の八里坌を以て通商馬頭と爲し對岸の滬尾に海關を設立せり是に於て從來船舶の出入したる香山中港及び今の苗栗廳管の後壠の基隆廳管の鷓籠臺南廳管の鹿耳門鳳山廳管の打拘等大小の港口は同時に外洋船の出入貿易を禁し只内國商船のみを出入せしめたり

十一年臺灣知府洪毓琛は諭飭を承けて釐金税を臺地に施行せり蓋し釐税は咸豐三年總督雷以誠か抽釐を揚州に行ふに始まり尋て是歳長髮賊の亂あり軍費支へす同八年總督曾國藩の奏准を経て釐局を湘に設け湘軍の資と爲し尋て總督胡林翼之を倣ひ釐税を湖北に設け爾來全國に行はれて遂に釐金制度を成したり國藩の上奏の意は専ら一時の急を救ふに過ぎず亂定まるの後は速かに裁撤すへきの旨を具したりしに他日に至り獨り其の言の行はれざるのみならず卻て之れか區域を擴張するに至り遂に是歳を以て臺灣に及はしめ總局を艦艚に設け本省よりは委員として候補知府程榮春を派し百貨釐金事務を辨理せしめ商船徵稅の法に照らし但擔數を計りて貨の粗細を論せさらしめり淡水廳志に曰く釐金の名咸豐年間肇まる以て課稅の不足を濟する所なり之を名けて釐と曰へるは極めて其の輕きを言ふ亦た國家已を得ざるの政なり洋藥の禁弛ひてより特に其の税を重くす臺地は釐ありて税なし以て華商を植する所なり又た曰く釐金は洋藥を以て大宗と爲るも遞年の徵收銀數に屢増損あるを以て同治五年淡水同知王鏞は委員魯筠澤に會同して内地の已抽未抽を論せす洋藥每一箱に釐金六十圓を抽收し正稅及び平餘は皆な内に在り華稅每箱二十八兩は其の徵收を免し每年五六百乃至一千箱(西三曰ふ此輸入釐稅) 約三四萬乃至六萬兩に至れり

同治元年六月二日滬尾海關事務を開始し二年正月道員馬樞輝を以て委辨に任したるも彰化の亂の爲めに未た至らず淡水同知恩煜して代つて委員たらしむ恩煜乃ち卡(稅關出據) 所を謂ふを開渡に置き西洋商估の出入を稽查し關船を用ゐて巡邏を爲さしめ尋て稅務司の稟申に因て更らに鷓籠及び鳳山の旗後臺南の安平等を以て開港場と爲さんと請ふ即ち二年八月を以て鷓籠を開き三年四月を以て打狗安平を開らき是月更らに滬尾を以て正口と爲し鷓籠打狗安平を以て外口と爲し稅銀を徵收し均しく滬尾の正口より福州の總稅務司の關庫に解送せしむるを例とす當時滬尾鷓籠兩口の徵收額は約六萬兩なりしと云ふ此時代に於て又た知府の委辨を改めて臺灣道に歸せしめたり然るに稅關事務の機關は咸豐以來實權の上に一大變遷を來たし概ね歐人の手裏に歸して受負業と爲り所謂總稅務司の設置に伴ふて外人之を管掌し凡そ出入船舶の検査徵稅の事務等は清國官吏之に與かるを得ず海關道の如き稅關に關する道あり布政使に隸して關務を處理せしめたれとも亦た只之を監督するに過ぎざりしと云ふ

總稅務司は其の副稅務使を滬尾に派し臺灣關稅事務を掌辨し海關道は從來臺灣道臺灣知府等を以て兼掌せしめ或は淡水同知を以て兼攝せしむることあり大抵三四年を以て更代す委員は海關道より派駐せしめ文官武職の人たるに拘はらず之を撰充するものとす關稅の外に收口費と稱する偏款の收入あり地方官と武官と會同して之を徵收せり其の下に口書及び澳甲澳保あり口書は兵房に屬する行吏にして澳甲は營汛に屬する武員の下僚なり口書と共に船舶の出入を查驗するを職とし澳保は俗に小哨と稱し澳甲の指揮を承け船舶の出入を守候し澳甲に報告する等の事に從へり

光緒十三年巡撫劉銘傳は釐制を改正せり是より先き臺灣の釐税は茶葉鴉片樟腦及び食鹽煤炭硫黃其の他の百貨に課稅し即ち稅礦總局あり百貨の釐金を徵し茶釐總局あり茶の釐金を徵し又た各地

方に分局を置き事務を分司したりしか新竹地方に其の茶釐分局を城北門外の水田庄に開設し樟腦の釐税は大料採總局に屬して南庄分局五指山及び成菜礮分局に於て辨理し稅釐事務の分局は竹塹舊港紅毛港及び中港香山等の處に開始したり但布政使より吏胥二人を派し一人は舊港に在て紅毛港を兼理し一人は香山に在て中港を兼ねたり而して從來の成例は是に至て改正せられ全臺の船貨釐金及び抽分稅解船稅等の各目は一切之を廢して支那内地の例に倣ひ貨物を按して抽稅を爲さしめ新竹知縣沈繼曾は諭令を奉して章程を頒示し其輸入貨物は鴉片を除く外一切之を免除したり而して臺灣出口の百貨行商釐金科則は大約藥材類雜類水果類糖類板類樟料類の六目に分てり即ち左の如し

一 藥材

鹿耳 每副實買の時價每樟腦五角五辨 土茯苓 同上 金石斛 同上 老鼠鬚 八角 上木斛 五角 上石花草 六角 上此外未た章程に載せざるものは概ね時價に依り每百元釐銀五元を徵す

二 雜價

細茶及ひ粗茶 每百斤釐銀一元五角 靛菁 每桶柴藤五角十辨 牛膠 每百斤 上草片 上莊 四元 上草片 下莊 同上 一貓皮 每十枚 一魚翅 大副 并莊 每百斤 三魚翅 雜刺 五角 同上 幼蘇 同上 粗蘇 同上 通草 枝 同上 青佛手 香圓 同上 牛骨 同上 一辨 牛角 同上 牛粕 同上 鳳尾 牛背 上筋 每十件 薯榔 同上 笋絲 同上 福圓 壳肉 同上 一角 五煤炭 角 每百担 一煤炭 末 同上 煤炭 總元 二角 大甲 蔗 每一枚 時價 百元 青布 每匹 同生油 每百斤 時價 五角 烏白 芝蔴 同上 番布 每疋 時價 每此外未た章程に載せざるものは概ね時價に依り每百元釐銀五元を徵す

三 糖類

水糖 每百斤 厘上白糖 全上 中白糖 全上 下白糖 全上 上青糖 全上 中青糖 全上 下濕糖 全上 此外未た章程に載せざるもの前項に同じ

四 水果類

雪柑 每百斤 黃梨 全 西螺柑 二全 芭蕉果 全上 一檳榔 葉 全上 此外未た章程に載せざるもの前項に同じ

五 板類

樟板 長七尺 闊八尺 厚一寸 梢楠 長七尺 闊八尺 厚一寸 烏心 闊八尺 厚四寸 長八尺 闊八尺 厚四寸 長八尺 闊八尺 厚四寸 長八尺 闊八尺 厚四寸 此外未た章程に入らざるもの前項に同じ

六 樟料

白隱 舷板 長五尺 闊七寸 闊同上 二丈六耳 橋を建る所の木料 元每件 八角 同上 一丈九尺 元每件 五角 同上 一丈八尺 元每件 三角 同上 一丈七尺 元每件 二角 同上 一丈六尺 元每件 九角 同上 一丈下 金船底の材 元每件 銀二丈五尺 二丈 未詳 銀八 一丈五尺 六耳 七角 九尺 下金 每粒 六二丈 二尺 二文 銀六 一丈四尺 六耳 每粒 五二丈 一尺 二文 銀五 二丈 二文 同五 八尺 下金 每粒 一丈九尺 二文 銀四 一丈八尺 同上 銀四 一丈七尺 六耳 每粒 四同上 五寸 廣二丈八尺 厚一丈二尺 六耳 角五辨 一丈六尺 二文 銀三 角六尺 下金 同上 當威大枋 未詳 長二丈八尺 厚五寸 闊二丈 番身 船材 銀二角 一丈九尺 同上 五辨 一丈八尺 同上 一丈八尺 樟箱 四辨 一丈四尺 闊二丈 二尺 一丈六尺 二文 銀同上 一丈五尺 同上 八辨 一丈四尺 同上 四辨 一丈八尺 樟箱 四辨 一丈四尺 闊二丈 二尺 一丈七尺 番身 銀一角 一丈六尺 同上 四辨 一丈六耳 角四辨 解橫 三寸 每丈 八寸 厚同上 每丈 銀一角 同上 每丈 銀同上 上他 同上 其 縫靴 未詳 丈銀八寸 每丈 樟箱 同上 一丈八尺 番身 上九尺 六耳 每件 上八尺 下金 同上 一丈三尺 二文 同上 一丈二尺 同上 八辨 一丈二尺 才底 未詳 寸幅 一尺 二寸 厚四 雙連 楠板 二枚 板料 每片 長四尺 厚六寸 四尺 下金 同上 粒

楠板 七尺幅一尺八寸厚三尺下金 每粒

右の外百貨名目甚多しと雖も今之を畧せり而して百貨の未だ章程に入らざるものは各局卡に於て一體に比例抽收し隨時に報明して増補したりと云ふ

收口費の徴收に關しては上文述ふる如く開臺の當時より既に船舶検査の章程あり船稅徴收の則率あり又た陋規の徴收あり而して此收口費に於ては固より偏欺に屬し布政使の監督認諾を受け知縣に於て或る一定の程度内任意に徴收し縣費の津貼に供したるものにして布政使は其の徴收事務に直接の關係あらず新竹縣の收入に係る概況は左の如し

光緒十八年 至同 末尾口費銀七十一兩四錢二分八厘五毛七絲一忽微

同 十九年 自正月至三月 常年 淡月 同上二百十四兩二錢八分五厘七毛一絲四忽二微

同 同 自四月至八月 常年 旺月 同上五百兩

同 同 自九月至十二月 同上二百八十五兩七錢一分四厘二毛八絲五忽六微

同 二十年 自一月至二月 同上二百二十六兩一錢九分〇四毛七絲六忽一微

收口費の徴收は文口に在て口書之を爲し武口に在て湧甲之を爲せり其の口書は縣の兵房總書の倉舉保結を経て知縣之を命するものにして其の資格は猶ほ糧房總書の櫃書に於けるか如きものなり蓋し口書は毎年收口の額若干の豫算成案を縣より受負ふものにして之を徴收して知縣に解納したる後の收額は一切自家の收益とす故に別に俸給を支給せられず故に船舶入着の多數なるときは收利尤も多かりしと云ふ湧甲も亦た之に準せり

明治二十八年六月六日に淡水稅關を開設し九月に基隆稅關を十月に安平臺南打狗の三稅關を開設

せり蓋し軍隊の進行に隨ひ漸次各港稅關を開始し而して材木製茶砂糖等の釐金は將來全廢の目的を以て先づ之を蠲免したり十二月竹塹の舊港及ひ臺中の鹿港に稅關出張所を開設せり舊港は前政府釐金分局の所在地として一年の輸入貨物は白布赤布羅紗羽紗洋布木頭豆類にして約十三萬六千圓とし其の輸出貨物は苧砂糖茶樟腦等にして約十二萬二千八百圓を算し仍ほ木材の大料あり其の他香山中港紅毛港等の處内外貨物の出入に由て日需を濟するを得たりしか適清國人上陸條例の發布あり清人上陸の地方を制限して基隆淡水安平打狗の四港とせられたるを以て新竹地方の數港は其の上陸を禁止せざるへからず隨て貿易は廢絶し其の盛衰の影響較大なるを以て松村支廳長は稅關の設置を申請せり是に於て鹿港と共に稅關出張所を設置せらる

二十九年三月一日日令第十一號砂糖に關する釐金稅補水銀等を全廢し同五日日令第十二號從來の樟腦に關する防番費補水銀等を全廢し尙ほ海關稅率を帝國現行の稅率に抵減し糖業製腦業稅則を以て之に代へらる是月勅令を以て臺灣總督府稅關官制を發布せられ淡水基隆安平打狗の四稅關を置き又た必要の地方に稅關出張所を置かる是に於て新竹地方は舊港稅關出張所の開設あり蓋し前年設置の各稅關は事實に於て前政府の海關事務を繼承したるに過ぎず即ち船舶貨物の一日も停止すへからざるか爲めなりしなり是に於て該勅令の發布と共に諸規則を制定し帝國關稅の體制始めて備はれり稅關又は稅關出張所の所在地外の沿岸に於て清國地方に通航する船舶の出入又は貨物の積卸は之を嚴禁し違犯者あるときは憲兵警察官は稅關又は其出張所々在所に回航を命するの規程なり然るに充分の取締を爲す能はず且つ交通日に頻繁なるを以て六月訓令第四十七號を發し警察機關飭令する所あり蓋し清政府咸豐十年の飭令と其の數を同ふしたるものなり

六月及び七月に於て税關監吏補の密輸を查出せる場合の賞例及び偷漏失察に對する罰例を定め又た定規時間外に臨時關稅を取扱ふ時は特許手数料を徴するに明治二十三年九月大藏省令第二十二號を適用せしめ又た貨物の積卸特許時刻は同二十五年同省令第七百九十六號日出没豫定時刻表に依るへしと雖も臺灣は西南熱帶の疆度に位置し内地と經緯度の差違多きを以て其の例を適用すへからず故に實地の日出没に依らしむる等の例を規定し又た勅令第二百七十八號監吏補をして暴行を防ぎ貨物保衛の爲めに銃器を携帯せしむる件を規定せられたり

八月勅令第二百九十三號明治三十三年法律第八十號の税關法を臺灣に施行せられ又た府令第二十五號税關出張所の位置名稱を定め九月税關管轄區域を定めらるる十二月律令第十一號外國貿易の爲め開港地に出入する支那形船舶には税關法及び税關規則を適用することを規定し同三十年一月更に律令第一號蘇澳舊港後壠橋鹿港東石港東港媽宮等の各港を特別輸入港と指定し帝國臣民及び臺灣住民所有の船舶及び貨物を輸出入地と爲し且つ其の必要を認むる場合は何時たりとも輸出入を閉鎖すへきことを定めらる

舊港に於ける明治二十九年税關開始以來即ち四月より明年三月に至る一箇年度の輸出入及雑收入の總稅額は左の如し而して輸出貨額は十三萬六千三百五十八圓にして輸入貨物は十七萬〇百十七圓なり

月別	科目別		雜收入稅	通計
	輸出稅	輸入稅		
廿九年 四月	一、九一八	四四八、一七八	一六一、〇八五	六一一、二八一

全	五	六	七	八	九	十	十一	十二	三十一年	全	總計
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
二五、二八一	二六、九一三	六、八七五	八、五六〇	四、九七五	一、五四〇	一六、一六四	五、六一五	四、六五〇	一七、五〇〇	五、六八〇	一二五、六七二
七六五、二四八	九七九、五六四	七九八、五一七	一、四九七、八九三	四八五、九五七	三四八、三三八	九一一、一一二	八四〇、一一七	八五〇、三六七	二九、三九三	五四〇、六四三	八、四九五、二二七
八〇、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三五六、〇〇〇	四三九、〇〇〇	二五五、七七〇	八二、〇〇〇	六六、二八〇	四一、八九〇	五〇、四七五	一一、〇九〇	三三、二九五	一、九九九、八八五
九七〇、五二九	一、三二九、四七七	一、二六一、三九二	一、九四五、四五三	七四六、七〇二	四三一、七七八	九九三、五五六	八八七、六二二	九〇五、四九二	五八、九八三	五七八、六一八	一〇、六二〇、七八三

右表の輸入額は對岸の厦門泉州漳州等より來る物品に課したるものにして悉く清國人に係り又た其の輸出は此地方より同じく對岸に出せる物品の課額とす因に曰ふ統計表に超過する一千三百餘圓なるも該表は蓋し曆年に依りて三箇月の減あればなり

三十年舊港税關出張所の處理したる輸出入の總計は貨物の貨額に就ては輸出十四萬六千九百九十三圓にして輸入二十六萬二千三百五十九圓とし其の關稅の收入は輸出入雜收入を合して一萬一千

百四十一圓とす關稅の收入を前年度に比すれば五千百九十九圓九十錢六厘の増加を爲せり  
 三十一年九月勅令明治三十年制定の法律第十四號關稅定率法を臺灣に施行し明治三十二年一月一  
 日より施行すべき旨を規定せられ尋て三十二年七月律令第十九號輸出及び出港稅に關する規定を  
 定め輸出稅率表を設けられ律令第二十號臺灣關稅規則及び細則の規定あり  
 收容貨物の敷料は每立方尺十日間を以て算し其の一部は每百斤十日間或は從價物件は其の價の毎  
 千分の三十日間を以て算し十日未滿のものとは雖も亦た之に準し總額に厘位を生ずるときは切捨  
 とし即ち第一類布帛は一錢一錢五厘二錢三錢四錢の五種とし第二類絲織は一錢一錢五厘二錢七錢  
 五厘の四種とす第三類衣服及び附屬品は一錢五厘二錢の二種とす第四類食物及び第五類酒類は共  
 に一錢とす第六類煙草は一錢二錢二錢五厘の三種とす第七類砂糖は一錢とす第八類藥材化學藥及  
 ひ製藥は一錢一錢五厘二錢三錢五厘十二錢十三錢の六種とす第九類染料彩料及塗料は一錢一錢五  
 厘三錢三錢の四種とす第十類金屬及び金屬製品は五厘一錢一錢五厘二錢三錢の五種とす第十一類  
 時計學術器具及び機械類は一錢一錢五厘二錢五厘四錢の四種とす第十二類角牙皮革は一錢二錢二  
 錢五厘三錢五厘の四種とす第十三類玻璃及ひ玻璃製品は一錢とす第十四類油蠟は一錢一錢五厘三  
 錢十三錢の四種とす第十五類墨汁裝飾紙磅寸用紙等はは一錢印刷料紙は一錢五厘鉛筆は十三錢とす  
 第十六類雜品は一錢一錢五厘の二種とす第十七類貴重類は從價の千分の三とす第十八類危險品は  
 三錢とす歳の八月發布の日より施行せられ又た保稅官設倉庫の敷料は凡そ三分の一内外を加徴せ  
 り  
 噸稅は蓋し清國時代の所謂斛船稅にして曾て樑頭の大尺大小を算して課稅したるものなり總督府

は是歲七月律令第二十二號噸稅規則を規定し積載の容量に依り課稅することゝ爲し凡そ外國貿易  
 の爲め往來する西洋形船舶は其の入港毎に登簿噸數一噸に付五錢を課し日本形及び支那形船舶は  
 其の入港毎に千石以上のものは五圓千石未滿のものは三圓を納出せしめ而して其の船舶測度證を  
 受けんとするものは稅關又は其の出張所に申請し手數料金一圓五十錢を納出せしむ  
 輸出入貨物の品目を分別するは米、雜糧、乾魚及び鹹魚、落花生、豆、諸藥材、生皮、牛角、芋、麻、藤、油、精、藍子、諸草  
 紙を以て輸出の主眼なるものとす、及物、農具、工匠具及び同部、分品、樂器及び同附屬品、糖、菓、諸類、穀粉及  
 ひ澱粉、生菓、乾菓、及び核子、食鹽、粗製鹹魚、茶、生、乾、茶、類、及ひ鹹菜、乾、具、索、麵、其の他の諸食物、支那靴、帽子、諸  
 衣服、及び附屬品、人參、及び其の他の藥材、化學藥、及ひ製藥、拷皮、及び諸染料、塗料、玻璃製品、大麥、豆、類、骨、角  
 皮毛、及び介甲類、磁塊、鉄釘、鐵錫、金屬の箔、及び粉、諸金屬製品、落花生、豆、油、石、油、茶、油、及び其の他の諸油、及  
 ひ蠟、書籍、唐紙、其の他、諸文具、水、砂、糖、線、綿、支、那、綿、布、絹、絲、絹、油、絹、紋、襦、子、其の他の諸絹布、麻布、綿布、唐、布、  
 刺、烟、草、葉、煙、草、支、那、酒、竹、材、石、膏、獸、脂、獸、骨、油、精、瀝、青、及ひ釜、兒、草、木、及ひ苗、根、木、材、及ひ板、磚、瓦、諸類、烟、火、家  
 具、麻、袋、珠、玉、及ひ金、銀、假、製、の、貨、幣、地、席、書、畫、及ひ廣告用の看板、磁器、及ひ陶器、吸、烟、器、具、紙、傘、紙、箱、絲、香、帆  
 船、及ひ舟、艇、等、を以て輸入の主眼なるものとす  
 三十四年四月稅關官制の改革あり從前の基隆、打狗兩稅關を撤して淡水、安平の兩稅關と爲し關稅出  
 港稅噸稅及ひ稅關諸收入保稅倉庫其の他の倉庫に關する事項、船舶及ひ貨物の取締關稅諸規則の犯  
 則處分關稅通路の取締等を辨理し淡水の管轄區域は南方西螺溪より北方富基岬を回り南方花蓮港  
 に至る沿岸とし安平稅關の管轄區域は花蓮港より南方鶯鶯鼻を回り北方西螺溪に至る沿岸及び澎湖列  
 島、小琉球、島、紅頭嶼、火燒島の沿岸とす而して從來稅關を置きたる基隆、打狗、及び出張所を置きたる鶯

港及び後壠鹿港東石港東港媽宮は税關支署と爲し梧棲布袋嘴蘇澳の三出張所を撤し新たに塗葛堀北港の兩支署を置き又た新たに税關監視署を置き税關警察及び犯則者の處分に任せしむ而して税關に直隸する區域及び各支署の位置管區等は左の如し

- 淡水 税關 淡水に在り北は富基岬より南は南嵌港に至る沿岸之に直隸す
- 同 基隆 支署 花蓮港より北方三貂角を回り西方富基岬に至る沿岸を管す
- 同 舊港 支署 舊港に在り南嵌港より南方中港に至る沿岸を管す
- 同 後壠 支署 公司寮に在り中港大安港に至る沿岸を管す
- 同 塗葛堀 支署 塗葛堀に在り大安港より南方草港に至る沿岸を管す
- 同 鹿港 支署 鹿港に在り草港より南方西螺溪に至る沿岸を管す
- 安平 税關 安平に在り蛟港より南方阿公店溪に至る沿岸を直隸す
- 同 北港 支署 無尾墩に在り西螺溪より南方北港溪に至る沿岸を管す
- 同 東石港 支署 東石港に在り北港溪より南方蛟港に至る沿岸を管す
- 同 打狗 支署 打狗に在り阿公店溪より南方淡水溪に至る沿岸を管す
- 同 東港 支署 東港に在り淡水溪より南方枋寮に至る沿岸を管す
- 同 媽宮 支署 澎湖列島一圓の沿岸を管す

六月證明又は船舶貨物に關する計表を請ふとき其の税關に納付すべき手数料及び棧橋起重機に其の他税關所屬の土地建物又はは備品を使用するものに使用料を納付せしむる額率等を規定したり

### 第十三編

#### 軍備 軍備の沿革軍備及び恤賞

##### 一、軍備の沿革

臺灣の衛戍兵は年齢二十歳以上四十歳以下を限り内地の各營より派往し一鎮二協水陸十一營を設け臺灣府に鎮標の中左右三營二千七百七十人鎮標の南路營一千五百人北路營一千二十人を以て陸師とし安平協標の中左右三營二千五百人澎湖協標の左右二營二千人を以て水師とし合計九千八百九十人なり當時竹塹は地理を以て論ずれば北路營の所管たるへきも北路營の組織は參將を以て衛戍長官とし諸羅彰化に駐防せしめ蓬山汛を以て最北の汛地と爲せり蓋し竹塹は仍ほ草昧に屬し土番藪澤に栖息するのみ故を以て營汛の管理は未だ及はず康熙五十七年淡水に守備營を置きたれども亦た淡水を主として竹塹に及はず惟蓬山の氣脈を連絡したるのみ  
雍正十一年臺灣鎮總を掛印官として其權限を擴め又北路營を北路協鎮と爲し彰化に移駐し副將を以て之を統轄す其の下に中軍左營右營等の分遣隊を設けて之を分轄せしむ全臺一萬二千六百七十人將校百十四員と爲す是に於て竹塹始めて北路協標の右營ありて竹塹後壠中港南嵌淡水等の處に汛防す初め提督藍廷珍及び幕賓藍鼎元陳夢林等は頻りに竹塹以北の兵備を論し臺鎮亦た之を主張したりしか是に至て是舉あり竹塹管區の配置は北路左營守備一員、千總一員、把總二員、兵五百人なり中港汛把總一員、兵五十人なり後壠汛千總一員、兵一百人なり南嵌汛淡水汛把總一員、兵五十人なり是時移住民漸く増加し民番の關係も亦た少なからず而して駐在武官自ら個人を招き田

産を開らざるを後任に授受するの慣例あり蓋し家丁佃人は勢に倚て人を凌ぎ奸民は番地を侵佔して利を圖るものあるか故に民番互控の案は常に絶えず乾隆九年武官は新たに産業を立つること一切之を禁遏せり

乾隆五十三年林爽文の亂を作すや番地に關係を生ぜり是に於て南北路に屯田制度を布き而して番番は林賊を斃すに功あり乃ち番界墾闢の目的を以て爰に之を屯務に充用せり是歳竹塹の衛戍に騎兵十二人馬十二匹を額設せり

嘉慶十三年淡水都司營を改めて水師遊擊と爲し水陸を兼管せしむ陸路は南は新庄を以て竹塹の北路右營と境界を爲し北は噶瑪蘭邊界に至り區畫を限り水路は南は大甲後埔竹塹南崙より進北して八里坌鷓鴣に至り復た南して蘇澳の海面に至るまでを以て管區と爲す配置兵員大凡一千五百人なり道光四年紅艸水師遊擊營を陸せて參將營とす是時淡水の北邊全く開け又た新たに噶瑪蘭開闢の事あり淡水は遠く府城を離ること七日程にして噶瑪蘭も亦た淡水を距ること六日程ありて道路險惡生番常に出没し海寇頻りに至り紅艸遊擊は此を顧み彼を失ふの虞あるを以て閩浙總督趙慎餘は彰化の北路協標を竹塹に移し現設竹塹の右營守備を其の中營と爲し彰化の中軍都司を其の左營と爲し紅艸遊擊の中軍守備を割き其の右營と爲すの議あり然るに福建水師提督の異議ありて協鎮は彰化に留め紅艸は遊擊參將の統轄する所と爲れり

六年竹塹大屯の屯把總を三灣に移駐し屯兵六十人番通事一人を率ゐて屯務に従はしめ仍ほ竹塹日北武勝灣の三屯を管轄す

十年北路右營守備を改めて北路右營遊擊と爲し原設守備は大甲に移駐し北路右營の中軍として竹

塹遊擊に隸せしむ其の配置は左の如し

北路協鎮右營

遊擊 一員 各營汛を管す

千總 一員 外委 一員 額外 二員 兵 二百九十八人

同楊梅歷汛

把總 一員 兼て香山、海口、兩營を管す 兵 六十七人

同香山塔

兵 十人

同海口(竹塹港)塘

額外 一員 兵 十二人

同桃仔園汛

把總 一員 兼て南崙、兩營を管す 兵 二十五人

同南崙塔

額外 一員 兵 三十六人

同中港汛

把總 一員 外委 一員 兵 五十八人

同後埔汛

千總 一員 兼て崙志、兩營及ひ白沙、城壠を管す 兵 五十三人

同嘉志閣塘

外委 一員 兵 三十八人

同白沙墩塘

外委 一員 兵 十人

同吞霄汛

外委 一員 兵 三十人

同大安汛

把總 一員 外委 一員 兵 三十人

同右營中軍(天甲汛)

守備 一員 千總 一員 把總 一員 外委 一員 兵 二百人

同斗換坪汛

外委 一員 兵 四十人

同銅鑼灣汛

把總 一員 兵 六十人

二十年是より先き定海、乍浦、廈門等の處鴉片烟の壘端に由て英人の陥るる所と爲る是に至て臺灣も亦た大に防備を繕修し淡水廳の地界は南は大安より北は滬尾、鷺籠に至る沿海要區官兵及び民勇を配置し以て警戒せり其の部署左の如し

天甲街(北路右營の中軍を以て大安港等の策應に備ふ)

守備一員 千總一員 把總一員 外委一員 兵丁二百人

大安港(砲臺を設け千斤砲二門五百斤砲二門を備ふ)

把總一員 兵丁七十人 甲 大巡檢一員 鄉勇百人

中港北岸(砲臺五座大小砲各四門を備ふ)

把總一員 兵丁百人 鄉勇五十人

中港南岸(同上)

本總理一人 鄉勇百人

香山港(砲臺五座を設け千斤砲二門八百斤砲二門を備ふ)

南嶼外委一員 兵丁十人

本總理一人 鄉勇百人

竹塹城(舌營及び鄉勇を以て各方面の策應に備ふ)

本遊擊一員 千總一員 額外二員 兵丁二百二十八人

本同知一員 竹塹巡檢一員 鄉勇二百人

竹塹砲臺(二千筋砲二門六百筋二門を備ふ)

外委一員 兵五十人

此外五日一回千總巡檢之を稽查し毎月二回同知遊擊之を稽查す

艦艇(水師本營を以て各方面に策應し各口を往來稽查す)

參將一員 守備一員 把總一員 外委一員 額外二員 兵四百餘人



署同知一員、鄉勇二百人、各庄團練義勇一千人、  
滬尾港 (戰船四隻、雇商船二隻を備ふ)

守備一員、把總一員、外委一名、額外一員、兵二百二十人、水勇一百人、  
滬尾砲臺 (二千五百觔砲二門、千五百斤砲一門、千斤砲八門、八百五十斤砲三門、八百斤砲七門、六百

觔砲一門を備ふ)

把總一員、兵三百人、

大鷄籠港 (三沙灣の砲臺八座、砲二千斤二門、一千五百斤二門、一千斤四門、五百斤二門を備ふ)

頭守備一員、汛本把總一員、千二百三十人、

同港 (戰船四隻、雇商船二隻を備ふ)

千總一員、外委一員、額外一員、兵二百二十人、水勇一百人、

同港 (三沙灣の砲臺八座、應援に備ふ)

解縣縣丞一員、鄉勇五十人、

臺灣道姚瑩が防務の處置は頗る機宜に合し外は海氛の悪しきを内は財匪の滋擾を免かる姚瑩が督撫に上りて防海急務を言ふの狀に曰く

本年六月初一日職道等會同して臺灣の各口水勢及び水師船廠の情形を查明し憲臺に具稟して案に在り茲に七月十三日行商の傳抄に據れば定海縣城を守を失へりと現在大兵雲集すれば日を指して自ら殄平すべし惟、閩粵は往來の路と爲り爽板船あり本年六月十五十九等の日に於て澎湖及び臺灣南洋に在て窺伺せり當時撃ち走らしたりと雖も而かも防備は更らに嚴にせざるべから

す現に聞く憲臺親しく泉州に駐し一切を調度せらるゝと廈門は水師提督の重兵ありて駐守し復た金門、漳州の兩鎮あり水陸聲援し磐石の安を期すへし獨り臺灣一府は海外に孤懸し民情本と已に浮動し易きに前年懲創の後去歲より今に至り甫めて安謐を得たるも而も元氣は久しく虧けたる正さに意を加へて撫循するに在り詎そ料らん定海の警報を聞かんとは未だ人心の疑懼を免れず况んや年來烟案を查辨する甚、嚴にして沿海奸民の嗟怨を免かれざるをや一旦警あれば恐くは其れ豫に乗して事を滋くせん是れ臺灣の患ふる所は惟、外禦のみならず尤も須らく内防すべきなり臺轄の水師副將は三營の辨兵二千二百七十人を轄有すと雖も其右營洋汛は則ち鳳山に在り左營洋汛は則ち嘉義に在り隨て安平に駐し郡城を防守するもの實に只七百七十三人の三南路は港小にして水淺く尙ほ土涎の處にあらず北路は綿長にして水師在營遊擊は鹿港に駐紮し鹿耳門を距ると洋面三百里とす中に五條の港あり即ち樹茶湖は口門較、寬ふして險の守るべきなく然かも緊要地たり艇紳參將の轄する所は滬尾水師一營にして辨兵僅かに七百人其の洋面は上は購瑪蘭より下は淡水の大甲に至る七百餘里とし口門數處あり惟、鷄籠、滬尾較、大にして鷄籠尤も寬深なり實に通臺最要の處とす郡を距ること遙遠にして殊に鞭の長きも及ふなきに苦しむ澎湖は四面大洋にして臺厦中流の鎖鑰たり水師副將の所轄兩營の辨兵一千八百三十八人にして文員は只通判一人なり民風尙ほ淳にして臺灣の浮動の如くならずと雖も形勢孤單にして實に慮るべしと爲す三路水師の情形此の如し現在師船器械を整飭するも僅かに一二洋船を防禦すへし尙し大幫大艦に遇は、即ち形單弱なり本職は精兵を訓練して未だ敢へて稍、懈らざるも惟、臺灣は秋冬に屈る毎に尙ほ須らく南北兩路を出巡すへく浮動の民は尤も須らく鎮壓すべきを以て未だ根本を舍

て而して外洋を事とするに便ならず臺澎の水師は又た各洋汎あり自ら防守を行ひ更らに以て之れか舟師を調撥するに堪ふるなし此れ職道等の日夕籌思して踧踖なからざるを得ざるものなり茲に卑府一本(臺灣を云ふ)に會同し再四熟商するに惟宜しく口岸を嚴守し接濟を斷絶し洋船の多寡を察し機を相て出撃せしめ尙し洋船連綜して至らば尙ほ須らく内地の舟師をして巡察接應せしむへし是を要策と爲す謹んで現辦急要事宜七條を將て憲臺の爲めに之を陳せん一に曰く壯勇を募りて以て兵防を貼する事防海の要口は一を安平大港と爲し二を樹茶湖と爲し三を五汲港と爲し四を滬尾即ち八里坌と爲し五を雞籠と爲す水師汎兵は巡守に不定せり自ら當きに陸營兵を酌調して貼防せしむべきに惟腹内の緊要地方は姦民隙を伺ふて即ち起るべく未だ多く積して空虛ならしむるを致すに便ならず尙ほ宜しく民壯を兼用して以て防守に資るへし蓋し臺地は向きより事あれば義民の助力を借らざるものなし惟官兵の聲勢を壯にするのみならず且つ此を假りて游民を收用し賊の用を爲すを免かれしめたり今毎口に壯勇二百人を酌雇し文武を派して之に委ね總理頭人を督同し管帶して海口に駐紮せしめ以て防禦に資し委員の薪水壯勇の口糧は地方官と管口の員とに於て其の半を負擔義捐し職道に於て公費内より一半を補給することと爲し九月後西北風の起るときより預備し年末に至るを限りとし情形を探索し再び減撤を行はしむ其の陸營弁兵は則ち時に臨んで調撥し以て自ら其の師を老らすを免かれしめん二に曰く兵勇を派し以て礮墩を衛らしむる事臺地正口は礮臺ありと雖とも而れども小口の東港樹茶湖五汲港雞籠の如きは或は地形偏僻に由り或は沙埔平遠にして險の據るべき無きに由り並に未だ建設せず近ろ憲臺か欽使に會同し奏して礮墩を建つるの旨を奉す誠に簡便と爲す但既に礮墩を設くれは必な

らす礮牆あり以て兵勇を藏すへし今悉く竹箴蓆袋を用ひ沙を貯へて之を爲す一礮墩毎に牆の寬二十丈兵勇百人を用ひ大礮二門或は小礮三門を架し十人を以て礮を放ち二十人は鳥銃を放ち以て礮を衛り三十人は長槍を執て以て鳥銃を衛り二十人は籐牌短刀を持ち以て長槍を衛り一口岸毎に地形を相度し礮墩三座或は兩座を酌用し互に犄角を爲さしめん三に曰く水勇を練り以て洋船を撃つ事海邊の壯丁善く水を涵くものを募ること水師每營に百人とし之をして水底の行走を習はしめ大鐵鑽を用ひ其の船底を鑿たしむ或は彼れに倒鉤あれば則ち鑿つへからす其の船後より其の船に扒上し其の人を殺し併せて其の船舵を砍らしむへし此項の水勇は必ならず須らく召募すへきも臺灣額准の召募名數の外に於てし其の内地各營の交替せしむる額内に現に期滿つるも事故の爲めに未だ内地に歸着補額せざるもの數百十人に下らす應さに此項の召募水師中に於て其の尤も精壯と爲すものを挑ひ補充するを准れんことを請ふへし而して内地には此事を咨明して暫らく換補を免し事の平らく後を俟て再び舊規に復し定制に符せしめん四に曰く火器を習はし以て賊艘を焚く事海洋の舟師遠きものは礮を用ひ近つけは則ち火鐘噴筒を用ひ以て敵舟を焚かん練用精熟にあらざれば不可なり本職現に水師をして法の如く製造せしめ各兵を教習して務めて嫻熟せしめんとせり惟火藥現に僅かに十七年分を領到して尙ほ十八十九二十等の年を缺き未だ倒らす伏して乞ふ藩司に飭行して全數を以て臺營に發交し領收員辨をして迅速に携回應用せしめられんことを其の到るの日を俟て領收證を補具して申送せん五に曰く大艦を造り以て攻戰に備ふる事臺灣向きより大號の戰船なし臺廠の軍料は内地より購ひ大料は配運する能はざるに緣て哨船の大なるは同安梭船に至て止む尙し攻撃に備へんには必ならず須らく大艦集成字

號の如きもの二隻或は四隻を添造して臺灣兩營に分給配用すへし嘉慶年間蔡朱二逆を攻勦するや曾て奏明して特に大艦を造れり今宜しく帑項を動かし大員を專派し廈に在て多隻を製造し臺厦水師の用を爲さしめんことを請ふべきに似たり或は例價不足すれば臺灣内地文官の分年の攤捐に由らしめん但須らく製造に善なる人を選訪し親しく自ら工を督せしめん尋常廠員の能く曉辨する所にあらざればなり六に曰く快船を雇ふて以て文報を通ずる事洋面は去來定まりなく候息千里なり消息を偵探するには必ならず須らく内外相通すべく遲誤すへからず應さに澎湖臺防鹿港淡水の有口四廳に飭して各快船小漁船二隻を雇ひ臺厦埔江澎湖に往來し動靜を偵探せしめ一たひ警信あれば立ころに即ち飛報し並に憲臺に請ひ厦防埔江の二廳をして一體に臺澎に馳報せしめん七に曰く委員を添へて以て防守を資くる事地方に事あれば各口及び地方の該管官は皆な責成あり惟臺地の嘉彰二縣の如きは民情浮動にして事務殷繁なり淡水一廳又た地方を以て口務を兼ね澎湖は則ち文員止通判一人のみ誠に恐る此を顧みて彼を失はんことを必らず須らく幹員を添委し協同防禦せしむへし現に玉庚徐柱邦の二廳と范學恒裕祿魏瀛の三令あり俱に卸事を經て尙ほ未だ内渡せず玉庚に委して淡水に往き該兩劄繼祖に協同せしめ范學恒をして嘉義に往き署令魏彦儀に協同して辨理せしめん徐柱邦は丁憂人員に係ると雖とも但新任孫署作甫めて到任を經て徐柱邦は正さに澎湖に在て交代せり且つ防海軍務は以て例を援き奏留すへし應さに即ち留りて澎湖に在て署作孫化南に協同して辨理せしめん此の三員は皆な曾て其の地に任したるの員にして情形熟悉せり再び佐雜内に於て明幹のものを挑選し之に隨ふて該地の文武團練鄉勇に會同し奸民の接濟を查禁せしむるときは爲りに力を得るに似たり希魏二令及び素より膽略あり

軍務に熟悉するの參員託克通阿の如きは暫らく郡城に留めて聽候差遣せしめん以上七條は皆な目前必ならず緩ふすへからざるの事なり惟是れ事重大に關し處々皆な經費を需め備籌を先とす道庫は備貯の款ありと雖とも未だ遽かに動撥を行はず而して在臺文武の廉俸は多きこと無く向時より毎年の額捐及び歴次軍需の攤捐を爲し又た精兵を操練し及び船廠の賠費各款已に數萬金にして尙ほ隨時の派捐は此數に在らず是を以て公事を辨して素より竭慮此次の防海需用は甚多く憲恩を仰乞して礙りなきの間款を籌撥し通融津貼せざるを得ず查するに曠瑪蘭に歷年徵收貯存したる下則田園の供耗(正保に係る耗)にして未だ國庫に繳納せざるもの洋銀一萬元あり道光十八年七月間に前憲の批准を經て九千元を提出し鳳山嘉義彰化に分貯し以て不虞に備へしむ是年南路の張貢北路の賴三等の匪徒事を起したるも各縣は此款あるに頼り先づ拏辦を行ひ中路の胡布遊樞生等逆匪の起るや黨羽多きなく以て迅速に撲滅するを得たり(以下略す)

臺島民兵の編制は康熙六十年朱一貴の亂に始まり爾來大亂に際しては必ならず民勇鄉勇團練義勇等の名を以て壯丁を募り其の村庄の長若くは開墾業主等をして之を率ゐしめ地方官之を監督して軍旅戰記札諭等を與へ其の費用は紳士富豪を勸奨して義捐せしめ事平らくの後位階職銜を與へて其の功勞に酬へたり淡水同知曹謹は官兵防洋の經費を停め専ら鄉勇を用ゐるの議を建つ姚瑩は曹謹か防洋兵費停給の議を斥け且つ文武に諭するに調停と戒飭とを以てせり諭に曰く

昨淡水曹丞か北路海口の防兵は力を得る能はず防洋經費を停給し専ら鄉勇を用ゐんと請ふの事は已に本司道の嚴批駁飭を經たり夫れ兵は國の爪牙にして以て上威を宣へ亂民を鎮する所なれば將辦不戈にして訓練方なくんは但將辦を更易すへし豈に噎に因て食を廢すへけんや専ら鄉勇

を用ゐるは其の患更らに言ふへからざるものあり曹丞は能く民心を得て善く郷勇を練る故に但、現在の義勇は威奮整齊なるを知り以て團練は効ありと爲し又た營兵の驕情にして經費を虚糜し時々復た事を滋くするを見て遂に艦艀竹塹兩營の防洋兵を罷めんと欲せり殊に思はず郷勇は他にあらす即ち臺地の悍民なることを能く之を取るか故に義勇と爲るも苟も一たひ善ならされは則ち亂賊なり兵も亦た猶ほ是の如し不肖の將辨之を治め而して驕情なり苟も賢能の將辨を得れば亦た豈に之を治めて勁旅と爲すへからざらんや冠は敵れたりと雖も屢に加へす等級を辨するは以て國威を養ふ所なり臺營の惡習は本司道は知らざるに非らず即ち鎮軍も亦た知らざるに非ざるなり特り鎮軍の力は但、能く在郡四營の兵を練るも僅かに千人を練り他は皆な能はず費の足らざればなり即ち此千人も亦た内外の別あり内は精兵にして實に亦た六百人のみ例に據り領すへき錢糧不足にして全臺の文武は練装を捐助し豊厚なること他營に倍し以て獎拔する所のもの亦た他營に優れり故に富て強整なり水陸萬四千人安んそ盡く精兵の優厚なる如きを得んや全臺十三營は皆な鎮軍の統轄にして而して厚薄の殊なる所諸營怨なき能はず鎮軍如何ともするなきなり諸將の賢なるものは猶ほ其の律を失はず不肖なるものは口實を藉り爲して坐ながら廢弛せしむる由來あり吾思ふに以て衆營の兵心を結ぶは正さに防洋經費に頼るあることを之を優給して常得錢糧に加ふるあれは彼も亦た人情なり恩惠已に及ふ乃ち吾か驅策を受くへし此れ一定の理なり今一偏の見を逞ふして防洋の兵を罷めて専ら郷勇を用ゐんと欲するも恐らくは郷勇此れに由て驕り益々諸營を輕せん設し反覆あれは誰れか爲めに之を制せん且つ素怨の兵を以て文官か偏に郷勇を用ゐるを見は必ならず怒らん一旦變を爲さは曹丞能く郷勇を率ゐて以て叛兵

を討するか縦ひ能く討するも必ならず益々臺人の亂を長し禍は踵を旋さるるなり東漢の董卓唐代の藩鎮の制すへからざる皆な先つ外兵を假りて以て内難を平くるの致す所なり戒めざるへけんや古より師の克つは和に在り臺灣は海外に孤懸し全く文武心を同ふし官民氣を一にするに頼るあり庶くは衆志城を成せ豈に顯はん吟域を爲し本司道か數年の調輯苦心を廢すへけんや姚瑩は先つ精練兵勇六百人を簡拔して給餉を増し被服等の費を給し専ら訓練に従事せしめ漸次各營に及ぼすの方針を執り又た從來兵は營外に散居したりしを一切之を營内に聚住せしめたり而して臺兵増餉と大官設置との議は遂に實行せられす道光二十八年に至り徐宗幹は姚瑩の緒業を繼きて兵の定額を半減し以て兵房建築の費に充用せしめ而して民家を賃借し兵丁を雜居せしむるを禁し兵武器を兵庫に收め平常携帶を准さす交代兵は永く臺灣に留めす速かに歸還せしめ提標の交代來臺兵は外汎に分遣し城市に留めす以て娼窩賭局烟舖を開く等を豫防し又た分類の滋擾を豫防せんか爲めに守備都司以上の武官は閩人を用ゐ千總以下の武官は漳泉人を用ゐざる等の規定を設け又た文武を統轄する大官の設置を奏請せり此時匪類は兵丁を恃んて護符と爲し兵丁は刁徒を恃んて計謀を爲し惡事爲さるるなり良民隱忍して控訴するあるなし

同治七年戌兵の冗員を裁汰して給餉を増添す蓋し勇兵を興し綠營を廢するの端は爰に開かれたるものにして此改革は道光以來臺灣道は頻りに主張せし所たり即ち全臺に於て遊擊四員守備三員千總十員把總十五員外委四十六員騎兵五十人戰兵三千七百四十七人官馬五十匹を裁減し總兵一員副將三員參將四員遊擊四員都司九員守備十員千總十七員把總四十一員外委五十六員額外及び騎兵七十人戰兵三千四百四十六人守兵四千四百八十八人官馬七十四合計將校兵丁七千八百四十九員馬七十

匹を存置せり北路右營及び艇舩水師營の兵員部署は左の如し

北路協標右營 竹塹城汛に駐す騎兵の外字機隊令手  
十二人官馬十六匹兵馬八匹を管す

遊撃一員 把總一員 額外一員 號令手一人 兵百六十五人

同桃仔園汛 兼て南崙塘を管す

外委二員 兵三十二人

同楊梅厝汛 兼て香山塘海口塘を管す

外委一員 額外一員 兵四十七人

同中港汛

兵二十九人

同後壠汛 兼て嘉志閣塘白沙墩塘を管す

外委二員 兵五十三人

同香寮汛

兵十六人

同大安汛

兵四十七人

同右營中軍 大甲汛に駐す

守備一員 千總一員 外委一員 兵百六人

同斗換坪汛

兵二十一人

同銅鑼灣汛

把總一員 兵三十一人

艇舩營 艇舩營汛に駐す騎兵の外字機隊令手四名  
及び官馬十八匹兵馬四匹戰船二隻を管す

參將一員

同中軍 艇舩營汛に駐し兼て北投汛を管す

守備一員 千總一員 外委一員 兵二百六十二人

同大鷄籠汛

把總一員 兵五十五人

同大三貂汛港口汛 兼て燦光寮塘を管す

把總一員 兵二十三人 内六人燦光寮塘に駐す

同海山口汛 兼て龜崙嶺塘を管す

外委一員 兵三十一人 内六名龜崙嶺塘に駐す

同水返脚汛

額外一員 兵十五人

同馬鍊汛

額外一員 兵十八人

同三爪汛 兼て暖々塘を管す

外委一員、兵十二人、内六名、燈々塘に駐す

同滬尾水師營、戰艦に駐す、辨兵の外、戰船二隻を管す

守備一員、把總一員、額外一員、兵百七十五人

同北港塘汛

兵五人

同八里堂汛

兵十五人

同小鷄籠汛

兵五人

同石門汛

外委一員、兵十五人

同金包裏塘汛

外委一員、兵二十五人

光緒十年全臺團練の章程を定む團練は即ち民兵なり初め同時元年戴萬生の亂のとき始めて團練の制を設け林占梅を以て大臣に補し同治十三年に至りて團練總局の設あり光緒七年に至りて之を道路の修築及び慈善事業にも應用し培元總局と改稱す是に至て原稱團練總局に復し林維源を以て大臣に任したり團練は各府廳縣に總局を設け其の下に周回三四十里毎に分局を置き各團に團總一人を置き資産及び名望あるもの之に充て團佐一人を置き才幹あるものを之に充て共に團務を理す團

練を三等に分つ毎日團練に服するものを義勇と稱し毎月三回團練に服するものを練勇とし毎月一回點呼に應ずるものを團勇と稱す而して團練は人民の資産に應し之を捐出せしむるの法なり而して團勇より練勇を撰出し練勇より義勇を撰出し義勇の明幹なるものを百長に補し練勇を引率せしめ練勇の明幹なるものに就き又た什長を撰補して團勇を引率せしめ總へて團總の統轄に従ふものとす其の軍衣旗幟軍械等も亦た捐戶の負擔とす其の隊民兵身家を自衛するのみにして出戰を命ずべきものにあらす郷に在て郷を守り城に在ては城を衛するを本分と爲す然れども出戰を願ふものは檢閲して之を許可し且つ隊伍齊整にして進退規律あるものは官兵の員辨に補す團練は仍ほ舊の如く有事のとき之を用ふる是を陸團の組織とす

漁團は即ち水團なり沿海漁戶は貧人多くして陸團の如く水勇を出し且つ貸費を負擔し易からず故に漁民を以て團を作り水勇を挑選し團費を捐出せすして之を組織し水勇に給料を官給して漁團に聯絡共防せしむるものとす而して水營の管帶者を以て之を統へ地方官が派する所の陸團の團紳に會同して約束を爲さしむ漁團は名冊を製し式に照らして戶籍を編造せしむること一に保甲に同じ即ち水上の保甲なり其の選募の方法は海口の大小に應し水勇の駐防人員を定め該口十清里内外の地より鴉片を喫せず能く水を洩く精壯の漁夫を試験して採用す凡そ漁團は二百三百四百人を以て一團と爲し管帶、幫帶各一人を置き其の下に正副哨長、什長、伍長を屬せしめ以て之を統率し漁人の船筏を募用し別に戰船を新設せす其の船筏は毎月租價一兩四錢を給し又た水勇の軍衣、軍械、旂幟等は皆官の給なり而して官が給する所の給料は管帶官は薪水二十兩乃至四十兩、公費六十兩乃至百二十兩にして幫帶官は十四兩乃至二十七兩にして漁團の大小に従ふて差あり其の他は概ね勇營の例

に因れり蓋し漁圍の方法は頒布後北路地方には施行せずして停止したるか如し  
 光緒十六年三月衛戍軍を改革して六營と爲し二十五營凡そ一萬二千五百人を配備す初め督辦臺防  
 事務沈葆楨は從來の綠營兵の爲すに足らざるを以て内地より統帶せる勇營を戍兵に充用し又た綠  
 營を淘汰して練營を組織するの意見あり是に至て巡撫劉銘傳は先づ練營を淘汰し尋て隘丁を廢し  
 勇營練營を設けて守備を北路基隆、中路南路後山、澎湖の六管區と爲し統領を以て之を總へ又た各營  
 務處を添設し地方長官若くは營官を以て之を督し仍ほ臺北に總營務處を設け巡撫自ら全臺守備の  
 機務を總へたり同時に練營及び水師の兵は補遞、鹽局、釐金、保甲等の機關に充用し又た屯田番丁は隘  
 勇等に充用せり

衛戍兵の配置は臺北に定海の一營を置き滬尾に定海二營を置き砲臺及び水雷營を管し宜蘭に定海  
 一營を置き大料炭に隘勇五營を置き之を北路の統轄に屬し統領は軍務を掌り營務處事務は營官之  
 を兼掌せり基隆に銘字四營を置く棟字營一營は大墩に置き一營は阿罩霧に置き定海一營は彰化に  
 駐し屯勇二營は埔裏社と東港とに分駐し隘勇二勇は大湖口北港溪に分駐し共に中路統領の節制に  
 屬し其の營務處は臺灣知府の兼掌に屬せしめ而して南路は鎮海の二營と鎮標練營の二營とは臺南  
 に駐し鎮海の一營砲隊三哨は安平に鎮海の一營は打狗に駐し練勇二營は嘉義及び恒春に分駐して  
 共に南路の管區に屬し鎮標之を節制して其の營務處は候補知府の管掌に歸せしむ而して後山は統  
 領を卑南に駐せしめ卑南、新開園、大吧朗、花蓮港、米崙、叭哩沙に分駐せしむ澎湖の守備は水師四營を置  
 けり而して大料炭の隘勇五營は撫臺事務督辦(巡撫)の直轄する所にして生番の防禦に充用し新竹方  
 面は五指山に一營を置き南庄、內灣等の處を分防せしめたり

勇營は髮賊の亂に大學士總督曾國藩の組織せる所にして尋て李鴻章等の之に倣ひ遂に西式を以て  
 訓練したる精兵とす練營は綠營中の精良を挑選し勇營に倣ひ訓練したるものなり五營を以て一軍  
 とし統領一員を置き二軍以上五軍に至れば總督之を統率す而して一營には管帶あり幫帶あり一營  
 は又た五哨に分ち每哨に哨長あり一哨又た八隊に分ち每哨に什長あり一隊を十二人とす隘勇は劉  
 銘傳が大料炭の社番を討伐するとき勇營の兵は多く病死したるを以て舊隘丁及び土人を募りて訓  
 練したるものなり

二、軍餉及び恤賞

臺灣戍兵の兵餉は左の等差に據る

總兵	副將	參將	遊擊	都司	守備	千總	把總	外委	戰兵	守兵
六十七兩餘	五十三兩餘	三十九兩餘	二十九兩餘	二十七兩餘	二十七兩餘	十四兩餘	十二兩餘	二兩七錢	二兩五錢	三兩四錢
千五百兩	八百兩	五百兩	四百兩	二百六十兩	二百六十兩	百二十兩	九十兩	米三斗	米三斗	米三斗
百四十四兩	百四十四兩	百二十兩	百二十兩	七十二兩	七十二兩	三十三兩餘	二十三兩餘	米三斗	米三斗	米三斗

右兵餉の内戰兵守兵は其月俸内より五錢を引去り郷里の家眷に送致せしむるを例とす(家眷は臺北  
 に携ふるを許さず)

雍正二年臺灣の兵丁は海外の嚴疆を守り糧餉は臺灣に在て支給せらるゝか故に郷里の家眷餉し養  
 贍に力なきか如きは現服役の兵丁は必ならず分心苦累すへしと言ふを以て毎月毎戸に米一斗を給  
 し以て生活を補助したり七年初め戰兵守兵は月餉より五錢を控除し家眷に送給せしむる例あり是  
 に至て毎年銀四萬兩を發して駐臺兵丁の内地家眷の養贍の用に供せしむることゝし而して兵丁の

月餉中より送金するを止めしめたり八年鎮總兵王郡の奏准を経て營中恤賞の銀兩五千五百四十兩を以て田園糖廩魚塩等を購入し各營をして委員を撰ひ佃戸等を招て以て事業を經理せしめ其の收入を以て兵丁の巡遊するもの及び病に因て革退するもの兵辨の遺骸を送還せしむるもの兵丁眷屬の吉凶慶吊に要するもの等に給し仍ほ剩餘を以て交代兵の路費に給するの法を立てたり淡水廳に關する兵員は十一年に至り竹塹北路右營の七百餘人淡水營の五百人とし共に二千四百兩を配當せらる恤賞則例は之を略す

乾隆五年初め臺兵の内地家眷に恩恤を與へ兵丁交替に際し仍ほ行李衣裝等の費なき能はず乃ち營内に於て私金を以て補助したり是に至て閩浙總督は閩省の管理する生息銀内に就き各次に支拂殘りの額を算し毎一人一兩五錢若くは一兩の路費を給する規定を設け營内の私派融通を禁せり五十年屯制を布くに及んで屯丁に與ふるに界外の未墾荒地を以て養贖に供し又た漢民の偷墾番地に生ずる租穀を以て屯餉に供したり即ち荒地は屯千總に各十甲屯把總に各五甲屯外委に各三甲屯丁に各一甲乃至一甲三四分を配當し屯餉は屯千總に各百石屯把總に各八十石屯外委に各六十石屯丁に各八十石を給與せり是歲林爽文案内の叛産即ち官沒田園家宅等に係る毎年の租穀を以て戍兵の糧餉に加給せり

道光年間に於ける淡水廳治の防範は著しき増減あらず竹塹に於ける北路右營の軍餉は官兵一千二百十六人に係る一年の額俸薪銀養廉等銀餉等一萬八千三百二十二兩四分五釐二毛馬步戰守兵加餉銀四千八百九十一兩二錢にして合計二萬二千二百十三兩一錢四分五厘二毛とし猛艸營の軍餉は陸路七百七人に在ては一萬二千四百四兩四分五釐二毛加餉銀三千三百六十九兩六錢合計一萬五千四百七

十三兩六錢四分五釐二毛とし水師七百七人に在ては一萬一千七百五十六兩七錢五釐六毛加餉銀三千三百七十四兩四錢合計一萬五千三百三十一兩一錢五分六釐とす此外北路右營に於ける兵米は一箇月毎石三斗とし三千七百石八斗猛艸營に於ける同上五千九百石四斗の餉額を支給したり當時洋寇滋擾の後を受け軍備の刷新を急務とするを以て姚瑩は兵丁の出力を得んには兵餉を優にし兵勇を訓練せしむるに在ることを主張し僅かに文武の義捐に因り一部の戍兵を撰拔訓練せり即ち鎮標四營の内に就て毎年二萬五千圓の加餉を以て精兵六百を養成したりと云ふ

同治八年北路右營の五百五十五人に對しては軍餉加餉共に二萬〇四百二十八兩〇四分五釐二毛とし兵半は從來の如く毎石三斗の率を以て一千九百九十八石を給與したり而して猛艸營の陸師四百四十九人の軍餉加餉は共に一萬六千九百四十一兩八錢四分三厘六毛とし兵米は同上一千六百十六石四斗とす而して猛艸營の水師二百四十七人の軍餉及び加餉は共に一萬四千六百四十七兩八錢九分六釐とし兵米は同上八百八十九石二斗を給したり

光緒十六年巡撫劉銘傳は大に兵制を改革す其の月額兵餉の梗概は左の如し

兵種	官別	管帶官	封帶官	文案官	册籍官	營管帶官	哨官	哨長	查識	什規	長兵	親兵	隨勇	什長	正勇	伏勇	長夫
勇營		五〇〇	五〇〇	三〇〇	二四〇	二二〇	九〇	六〇	四五	四八	四五	四五	四五	四八	四三	三三	三〇
練勇營		右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同
也營		右同	右同	二〇〇	二〇〇	三〇〇	一八〇	八〇	八〇	六八	六五	六五	六八	六〇	四〇		

右の表中管帶官には別に公費の一項を付し勇營に百五十兩陸勇營に百兩とし幫帶官文案官册籍の



俸餉は此項内より支給し而して隘勇營の兵餉は番大租より之を支拂したりと云ふ

四五八

## 第十四編

### 産業の沿革、物産、糖業、腦業、礦業、機業

#### 一 産業の沿革

臺灣は農を以て郡邑を建て穀を以て命と爲す故に宋元時代に於ける毘舍那の古名稱は商賈の義に取れりと云ふ淡水廳志に曰く文献通考に臺灣は即ち毘舍那の古地なり楞嚴經の注に云ふ四方貴賤は族四姓に分かる毘舍は商賈なりと然れども當時全臺は洪荒の番地にして沃饒の原野は亂叢密箒中に埋没せり毘は稻土の適所を云ひ舍耶は光明又た莊嚴なりと云へる佛氏の説に據れば元明のとき華嚴婆娑洋世界と稱したる意義に近接し亦た自ら農國を表明したるものゝ如し然して未だ開拓の實行を見ず蓋し臺灣は農國にして毘舍那は稻土の美地を意味したると同時に一部の商況に依り亦た將來商業の發達すへき希望を寓したるものなり

荷蘭人占據の時に當り胡椒、香料、琥珀、亞鉛、麻布等は支那に輸出し砂糖、鹿皮等は日本に輸出す遂に開墾を奨励し資費を與へ農具、種子を給し官佃を招き番地を開闢せしめ又た番人に耕種を教ふ鄭成功の時に至り屯田制度を設け大に番地を開拓するに因て産業は全く農事に屬し開拓の盛なること實に荷蘭に超忽せり

支那人尋て至り農事の奨励は更らに鄭氏の右に出て荷蘭に於ける王田、鄭氏に於ける官田等の制を廢し業戸を置き民田と爲したり然れども當時臺灣は新闢に係り前途の經營は頗る多端の秋なるに民田の制は政弊之に伴ひ業戸に積欠の租税多く佃戸に欺隱の田園多し故に荒地愈々開拓せられ流民

愈々移植せられて田園租税は比較的増加せず且つ清國の成例として其の正供租税は國庫に解納すへきを以て新開の臺灣と雖も亦た此の軌轍に由らざるを得ず但政府は布政使をして臺灣の正供を將て臺灣の兵米及び眷米に流用せしむるの恩惠と督標及び金匱の兵米に流用せしむるの便法とを合して十三四萬石を分撥し其の他福州興化漳州泉州等四府の平糶穀額凡そ十二萬石及び商船の輸出するもの若干石とし上記の兵眷米と通算して數十萬石を放出するの情形とす而して臺灣兵米は臺地を流通するを得て平糶額穀も亦た原價は臺地に回歸し來るを得べく均しく定例輸出の民米の代價と俱に民間の經濟を滋潤するに外ならず又た蔗糖麻豆鹿皮鹿脯香料等の産出あり亦た拮据勵精の結果に出るにあらず殆んど坐して天産を享受したると一般にして是等の物産は仍ほ未だ臺灣産業の特稱を冒有すへきにあらず而して沃饒なる地味は蔗糖麻豆の生産に汲々たらず必ならずや田畝を墾らき米穀を種植する時幾なり郁永河は裨海紀遊に叙して曰く

近者海内は恒に貧に苦み斗米百錢にして民に饑色多きも臺郡獨り富庶なるか如し市中百物は價倍なるも購者は吝色なく貿易の肆は期約して愆らす人を備ふに一日百錢なるも趨起して應せず屠兒牧豎の如きも腰纏常に數十金にして毎に樽蒲に遇ひ浪棄一擲して間甚惜ます余頗る之を怪しむ臺に留まる久しきに因て始めて其の故を知るを得たり茲地鄭氏の竊踞してより民間の積貯は年あり王師臺に克つとき戈を倒にて歸誠し攻圍を煩はさず焚掠を経ず蕩平の後鎮兵三千協兵南北二千安平水師三千澎湖水師二千を設け三縣の丁賦は地に就て放給するの外藩庫は又た歲に十四萬有奇を發して以て兵餉に給し兵丁一人歲に十二兩を得て之を以て膳に充て衣服を製して餘蓄を留めず此銀皆な民間に散在せり又た蔗を植る糖を爲くり歲に二三十萬觔を産し商船之を

購ふて日本呂宋の諸國に貿易し又た米穀麻豆鹿皮鹿脯を四方に運出するもの十餘萬是れ臺灣一區の歲入財賦にして五六十萬あり康熙癸亥の削平より以來十五六年間總計一千萬に下らず入ること多くして出つること少なし之を内地州縣の錢糧が悉く大部に輸せられ去るありて回るなきものに較ふれば安んを彼れば日に瘠せて此れば日に腴えざるを得んや又た臺土は稼に宜しく收穫は倍蓰せり田を治むる内地の什の一にして數萬人の食を給すへし有餘は買販を爲し外洋諸國に通すれば則ち財用匱しからず民富土沃にして又た四達の海に當れり即今内地の民人は襁至輻湊して皆な其の市に出でんことを願へり

顧ふに前述の如く康熙領臺の始めに在ては荷蘭鄭氏の既設事業を受け米穀以外に於て蔗糖麻豆樟鹿皮等の製産物ありしと雖も田を治むるものは什一の勞働を以て既に内地に比し數萬人の食を收穫して餘りありしを以て移民は概して田畝の耕作に従事し亦た他念あらざりしなり臺米は毎年二回の收穫ありて内地に倍蓰せり赤嵌筆談に曰く土壤肥沃にして糞種せず糞種すれば則ち穗重くして仆るゝを以て種植の後はその自生に聽かせ耘耕を事とせず惟坐獲を享け每畝内地に數倍すと當時泉州廈門等の地方は専ら臺米を輸入せり

康熙中葉以後は砂糖の出産漸く盛なり大約一千七八十萬觔に上はり毎歲二十萬兩の收入を見るに至れり赤嵌筆談に曰く三縣か毎歲出たす所の蔗糖は約六十餘萬筭にして每筭一百七八十觔として烏糖百觔の價は銀は九錢白糖百觔の價は銀一兩三四錢とす至臺仰望して生を資け四方奔趨せり息を圖る此より甚しきはなしと蓋し移民漸く戸口を加へ専ら米穀の適土のみを逐ふ能はず且つ開墾頻りに多く水冲沙壓の損害を惹起し土脈漸く薄く米穀に糞種の手数を勞するに依り方に蔗糖を

以て代徳を收めんとするに至れり而して臺灣以南は實に砂糖の適土なり然れども朱一貴の亂後商船には連踪の法を定め海賊寇盜に備ふるの規定を設けしより任意に航行するを得ず又た厦門に至るに海關の検査を受け一船兩處を経て八回の掛驗費を支拂ふか如き不便あり船費は糖價より貴からんとし隨て糖業振はす當時主眼なる物産は米、麥、菽、豆、青糖、白糖、鷓、番薯、鹿肉等にして漳州より輸入したるものは絲線、洋紗、紙料、烟布、蔗草、靛瓦、小杉料、鼎鑪、雨傘、柑柚、青果、橘餅、柿餅等とし泉州よりは磁器、紙張とし興化よりは杉板、靛瓦とし福州よりは大小杉料、乾筍、香菘とし建寧よりは茶葉とす而して雍正以後より商運漸く盛を致せり

雍正年代に於ける毎歳の正供額穀は十六萬九千二百六十六石九斗九升にして之を臺灣の兵米に支放するもの穀八萬九千七百三十石六斗とし並に臺灣の兵眷米二萬三千〇七十八石六斗、金厦米凡そ三萬二千三百三十八石五斗二升、福興、漳泉四府の平糶米十二萬二千八百八十七石を支放するとき通計十七萬五千五百〇四石一斗二升と爲り正供の全額を用ゐて仍は不足を告ぐるを以て四府の平糶額價を以て臺灣、鳳山諸羅彰化の四縣に分給して其の額數を補足せしむるの政策を執り又た臺北商船の厦門に往くものは毎船止、食米六十石(即ち穀百二十石)を帶ふるを許し以て私賣濫出を制限したり然れども漳泉諸地方は人多くして米少なし故に私賣の制限は頗る生理に影響を來たし隨て渡臺移住の數を加へり巡臺御史書山及び張淵の上疏に據れば臺灣產出の一半は已に流民の需要に消耗し復た兵米、眷米及び四府平糶の數并に商船か定例に帶ふる所のものを合して通計八九十萬石に下らざるに仍は閩省の水陸軍門及び全門鎮等に允るすに臺穀を採買することを以てし臨時臺地に派員して採買するもの亦た各數千餘石とす故に以て米穀の價は漸く騰貴して曠昔官か定めたる每石三錢乃

至三錢六分の穀價定率は民間に於ては加倍して七錢内外と爲り米も亦た一兩八錢乃至二兩の高度に達し閩粵需要者の困難言ふべからず臺官の辨理上亦た賠累に堪へず臺民の蓄積亦た空乏せり是に於て乾隆六年奏准を経て四府平糶運穀を減して七萬二千八百八十七石とし每石の價を四錢に止め之れか匡救策を講し而して臺倉を充實せしめて以て動機を把持せんとせり然れども内地の窮民は之れか爲め食を得ざるに因て愈、偷渡の數を加へ海防益、多端を致せり尋て同二十年に至て遂に平糶運穀を停撤して窮民の渡臺愈、多きを加ふ魏源の謂はゆる泉漳給を臺米に仰きしも其の流通を禁するに至て臺民の海を渡るもの億を以て計る云々と蓋し此の謂なり

四府平糶運穀の結果は、既述の如く產米國の名譽を持續する能はず乃ち之を停撤せられたる外兵米眷米の項に於けるも亦た十分の成績を收むる能はず蓋し兵米眷米は雍正以來商船を以て專運し文武の官僚に委任辨理せしめたり乾隆十一年商船を專僱するを停め兩地往來の泉漳商船に分載して之を配運せしめたり嘉慶に至り海賊蔡牽の亂あり海面騷擾すること幾んど二十年泛海の商船之れか爲めに稀れにして隨て臺穀は時を以て内地に至る能はず閩粵の地方應は倉儲を空にして缺乏を濟したる故に適、配運し至るも該地方應を通過する種々の情弊あり加ふるに積載船の借料は每石銀三錢乃至六錢なるに官の定則は僅かに六分六釐の運賃を給するに過ぎず又た商船分載の官穀は必ずしも實物を載せず該船か主載の貿易品に將て各地を巡航する途中官穀腐敗の虞ありと云ふを以て私に銀に易へて之を上納し或は官廳の聽さるるに及んで始めて穀を買ふて交納する等の事ありて自ら產米國たるの本意を失ひ仍は官吏等は實穀と折銀との間に於て口實を藉り私利を圖る等の弊あり嘉慶十四年に至り臺穀の積滯するを以て八里坌及び鹿耳門鹿仔港の三口より一律に配運せ

しめ標頭寛五尺以上一丈二尺のものは渡海漁船と雖も皆な三十乃至八十石を配運せしめたり然るに前述の損耗及び情弊あり且つ奸商其の間に在て詭はりて標頭の少なきを申報し巧みに配載を避けたるを以て臺数は舊に依て積滞し其後に至り分載配運は終に行はれず只僱船專運を以て二回の解運を爲したるのみ(運項下参看)

道光年代に於ける運穀の情形も亦た嘉慶に異ならず毎に僱船專運の方法に依らされは運穀の目的を達する能はず而かも尙ほ毎年額定の運穀を全了する能はず是に於て或は商船の配運及び僱運を廢し官船を製して海運を興すの議あり或は積滞を救はんか爲め新穀を銀價に換算し銀を以て解納し舊穀のみを配運し及び僱運を免して倉儲を補はんとする議あり然れども種々の事情ありて亦た實行を果さず道光六年仍ほ僱船專運に依り一時を濟したるも年々二萬餘石の積滞を生ずるを免かれず惟、僅かに兵眷の穀は成兵の正糧にあらざるを以て運穀を納銀に改めたるのみ夫れ臺穀は夙に田政、稅務の擧らす欺隱積欠の爲めに古來外面に輸出するの餘裕なきに仍ほ之を將て内地を協濟するは業已に失計に屬したるも但、之れあるか爲め紋銀を輸入するあり在來の番銀と新入の紋銀と對用流通して錢價の平均を保つの一便を得るのみ然るに亦た其の運穀を積滞せしめ遂に併せて協濟の目的を達する能はざるに終らんとせり

爰に產米國未曾有の變遷は道光十九年の鴉片の開衅に因り突如として發生し臺灣を將て五里霧の中に掩埋せり時に支那の南海岸は英軍の爲めに各處を占領せられ同二十一年及び二十二年に於ては戰氣臺地に蔓延して南部の鹿耳門、北部の鷓籠、淡水等互に角争あり是に於て臺地の穀は再び嘉慶の蔡牽の亂と同轍の厄に墜ち亦た同地を協濟するを得ず獨り内地を協濟する能はざるのみならず爰に巡撫徐宗幹は當時の情形を叙して曰く

古より官に餘俸あり而して後以て吏治を講すへし即ち餘りなきも而かも足らざるに非ずんば尙ほ備を責むべきなり民に恒産あり而して後以て風俗を講すへし即ち産なきも而かも以て生を謀るを得れば尙ほ措理すべきなり惟、日計足らず而かも萬足るときなきは其れ臺灣の官か生を謀ること能はず而かも萬生の理なきは其れ臺灣の民か其の足らざるや皆な足るより來り其の生を謀るの難きや皆な生を謀るの易きより致たせるなり昔は公私綽々然として支絀に慮ることなし故に今に至り臺地を以て内地に勝れりとせるなかりしは今は其の地を履んで而して後十年前の二十年前に如かず五年前の十年前に如かず一二年内の五六年に如かざるを知る其の故は何をや曰く銀日に少なく穀日に多きに在るなり銀何を以て日に少なきや洋煙の愈、甚たしきなり穀何を以て日に多きや洋米の愈、賤しきなり他郡縣は猶ほ或は以て補給すべきも臺地は海中に居り既に去路なく又た來路なし他郡縣は穀賤しければ農を傷ふと曰ふに過ぎず其の穀貴ふして貧民に損あらんよりは穀賤ふして富民に損あるに如かすとせるも臺民は則ち無業のもの十の七にして皆な食を富民に仰けり故に富民貧なれば貧民は益、貧にして而して官も亦た之に因て貧なり凡そ租

民間の需米も亦た沈滞腐爛せんとするに至れり亂平らくに及んで英商は更らに機に乗して鴉片を輸入すること多きを加へ又た交通貿易の擴張は新たに柴棍、暹羅等の產米を内地に輸入するを以て

泉漳の兵米は多く之れか供給に頼り而して臺米は茲に販路を失し隨て銀貨輸入の路を杜絶し在來の臺銀は鴉片の爲めに吸收せられ臺穀は頓に價格を低落するに至れり之れか爲めに上下の經濟に

大困厄を生し鴉片の輸入に因て習俗を蕩敗し糖業ありと雖も亦た米穀に代はるべき勢力を有せず巡撫徐宗幹は當時の情形を叙して曰く

古より官に餘俸あり而して後以て吏治を講すへし即ち餘りなきも而かも足らざるに非ずんば尙ほ備を責むべきなり民に恒産あり而して後以て風俗を講すへし即ち産なきも而かも以て生を謀るを得れば尙ほ措理すべきなり惟、日計足らず而かも萬足るときなきは其れ臺灣の官か生を謀ること能はず而かも萬生の理なきは其れ臺灣の民か其の足らざるや皆な足るより來り其の生を謀るの難きや皆な生を謀るの易きより致たせるなり昔は公私綽々然として支絀に慮ることなし

故に今に至り臺地を以て内地に勝れりとせるなかりしは今は其の地を履んで而して後十年前の二十年前に如かず五年前の十年前に如かず一二年内の五六年に如かざるを知る其の故は何をや

曰く銀日に少なく穀日に多きに在るなり銀何を以て日に少なきや洋煙の愈、甚たしきなり穀何を以て日に多きや洋米の愈、賤しきなり他郡縣は猶ほ或は以て補給すべきも臺地は海中に居り既に

去路なく又た來路なし他郡縣は穀賤しければ農を傷ふと曰ふに過ぎず其の穀貴ふして貧民に損あらんよりは穀賤ふして富民に損あるに如かすとせるも臺民は則ち無業のもの十の七にして皆

な食を富民に仰けり故に富民貧なれば貧民は益、貧にして而して官も亦た之に因て貧なり凡そ租

税は穀を銀に折算して上納せしむるを以て銀相場に依り之を完納するに當り今穀十石を銀に易ふるに纔かに五六元に價し又た官の徵收率は叛産學租は每石凡そ一元餘に當たるを以て十石は十元以上なるべく即ち市價五六元なる十石を以て官の十石十元以上に應せんとするには四五元の損出あり而して這供の官率は地方に因り差異あるも大略淡水噶瑪蘭は每石一元八角臺灣縣は二元なるを以て十石に積算するときは少なくも亦た二十元以内なるべく即ち市價の十四五の損失あるへし唯法を設けて之を補はしめ即ち昔の有餘を以て今の不足を整納せしむれば未だ苦を爲さるべきも乃ち穀價は一年を逾えて下落し二三年を逾えて更らに下落するを以て從來承辨したる富戸も今は皆な紛々として引退し承辨地の査抄を求むるに至れり夫れ生財の道は其の源を開きて其の流を節するに外ならざるも臺地は海外に孤懸し源の開らくべきなし但、其の流を通して源は自ら裕なるべきも米穀は流通せず日に積んで日に多し豊年を望ましか下落更らに甚たし抑、穀を待たんか賤價は故の如くならん蓋し内地か洋米(柴根、暹羅米)を食してより臺米を食はす臺米を食はされは則ち臺米は去る處なくして内渡の米船なし内渡の米船なくんば即ち外來の貨船なし往年春夏には外來の洋銀數十萬なりしも今は則ち來るもの寥々にして已に數月間厦門の商船なく各廳縣は海口ありと雖ども幾んど虚設を成せり然るに來るなく亦た去るなきも猶ほ可なり而して鴉片の禁は弛へざるに弛まり即ち每人毎日を以て之を計るに須らく銀二錢を用ひべく臺地の貴賤貧富良莠男女に就き畧五十萬を以て之を計るも毎日即ち銀十萬兩を耗せり此銀は去るの日ありて來るの日なく業は數十年を経たり安んぞ窮して且つ盜せざらんや夫れ穀は積滯するも銀に缺るなきときは銀に缺くるあるも穀に販路あるときは尙ほ苟くも命を延ぶべし二者

夾攻するときは其れ何を以て堪へん且つ穀已に賤しきも或は貴かるべきの日あらん銀已に貴ければ萬に再賤の時なし則ち洋夷の殖本愈厚ふして牟利愈巧なればなり又た臺商の貨は糖を主とするも今聞く夷も亦た糖を販すと臺商困すれば則ち臺民敵し臺民敵すれば則ち臺吏窮す夫れ事は官に便にして民に便ならざるあり或は民に便にして官に便ならざるあり而して今は則ち官民皆な淪胥して以て敗れたり奚ぞ吏治を講し風俗を講するに暇あらんや

米産に於ける各種の情弊は終に臺灣の繁昌を保持する能はず仍ほ柴根、暹羅等の産米に之れか販路を奪はれ糖業亦た官の規例に拘束せられて活機十分ならず尙ほ且つ西洋諸國亦た原資を投し盛に製造して東洋に輸出するあり砂糖も亦た爲めに臺民を富區に導くこと能はず是に於て臺民の生理は鹽業に趨れり然るに鹽業は荷蘭、鄭氏の後を承け清政府は始めは民業に委し官商をして之を販賣せしめ以て鹽税を徴したるか雍正年代より臺灣府の直轄に歸し道光年代に至り復た商人に請負はしめ官之れか税銀を徴することとなり販鹽は本來特許業に屬せり故に今臺民の従事するものは總へて私鹽製造に屬し原より禁制を犯したるものにして未だ以て産業と稱するに足らず隨て從前承せしめたる特許人に對し大なる關係を及ぼし特許人は其の業を支持する能はず鹽税亦た出所を失ひ臺灣の歲計に影響を來せり

臺北の産業は斯の如く銷沈の極度に達したるも亦た其の銷沈に因て興起の時期を生し且つ鴉片事變の落着に伴ふて交通貿易の結果は實に之れか機會を促かし爾後咸豐、同治、光緒の間に於て或は古來の制禁を解くに因て産業を成し或は舊態を改め或は舊套を脱して以て利益を見るあり各貿易を以て海外に輸出するに至り其の糖業の如きも亦た此開港互市に因りて從來の窳臼を脱して進歩す

ることを得又た西洋人等が資を投するに因て産出を増加したりと云ふ其の他製糖業の發達製茶の興隆砂金硫磺の採掘石炭の開墾等漸次に臺地を滋潤するに至て爰に單純なる産米國の古名稱は殆んど消えんとしたり然れども米は仍は臺産の第一位に居り毎年七八百萬の生産ありしと云ふ但光緒十四年の清丈清賦は明かに田園租税を増加したれども府州廳縣を増設し政費に充てたるを以て亦た内地に解運するの餘地を有せず清丈の擧は欺隱の田園を檢括し積欠の税源を明確ならしめたれども之れか爲めに甚餘贏を見す且つ各産業の並發したると戸口の増加したるとに因て民穀の供給は是等方向に消受せられたるを以て亦た曩日の如く内渡販運を爲すに由なく却て外より輸入を受くるに至れり然るに爰に製茶の一事業あり道光の初年より稍經濟界に軟呼せらるへき萌芽を露はし漸く北部に播布するを致せり蓋し茶樹は北部臺灣の適土を利用し咸豐の互市條約に因て利導せられ繼て光緒に至り愈々旺盛に赴き遂に産額二千萬斤に垂んとして南部臺灣の砂糖と對峙するを致せり

以上列載せし所の沿革は或は一路敷路に關するありと雖も僅に其の梗概を叙するに止れり蓋し臺灣は始終開墾の時代に立ち曠土多く民口少なく臺政の機關を歴觀するも亦た所謂勸業殖産上の獨立名義を有するものなし其の産業に屬する事項は各部に分司せらる假令へは土匠木匠及び竹、鐵、皮、灰、瓦、炭等の各匠事業并に油車等の事項は工房之を處理し沿海の商漁船隻等事務は兵房之を處理し開墾、設墾、撫番の事務及び稻秣等の收成に關する事項並に其の報告は戸房之を處理するの類にして民人生理の重件は亦た專屬すへき主務機關の設立を見す願ふに亦た左支右吾の間に困しみ動もすれば寸進尺退の地に立ちたるや明なり何ぞ能く之れか進運を講し之れか改革を圖るに暇あらん

や臺灣行省を建つるに及んで建銘傳の扶導勸業は較従前の面目を新たにし茶業の如きは實に此間に進歩すと雖も産業全體に於ては未だ十分發達せりと云ふを得す

明治二十八年臺灣總督府の殖産部の産業の事務を專任し又た地方には縣及び廳に隸して殖産課あり爾來屢官制の改革あるも督府及地方廳に於ては脈絡上下貫通して主務機關の設あらざるはなし隨て産業は漸く進運に向ふて今日に至れり

三十四年新竹管内農産物展覽會を辨務署内に開設す其の蒐集する所の物件は稻秣豆菽芋麻薯芋蔬菜果物木材魚介磚瓦陶器棉布通草青澱等なり是を新竹地方の物産展覽に關する第一次の擧とす十月臺北縣は第一回物産品評會を縣廳内に開く新竹の産物も亦た其場に陳列す優等出品者の褒賞を受くるもの若干人あり

二 物産

臺地物産の豊饒なるは南北に地脈を綿亘せしめて熱温兩帯を受け群峯重嶺は崢嶸として屏列し以て中央の脊梁骨を構へ黒潮は奔駛して四面の海氣を新たにし平野遠く連りて溪流各地を滋潤し雨期風候の自ら順適なるに因る而して新竹北部に在て尤も沃土を稱し青山を右にし番地最も深く蒼海を左にし港灣も亦た之あり昔時北部第一の都會として北路の治所たりしを以て今日仍は遺風を存し諸産物の輻湊すること蓋し他管の比にあらず乃ち五穀蔬菜果實樹木竹類花類草類藥物鳥獸魚介蟲礦物貨幣の十二門に分ちて叙列すること左の如し

- 五 穀 杭稻類 黍稷類 豆菽類

杭稻は昔時如何なる種質を耕作せしや未だ考證の據るへきものなし臺灣志略の載する所に據れ

は穀の産は數種あり一を黏穀と曰ふ皮厚ふして堅し以て久しく貯ふへし一を埔黏と曰ふ兼て早園に種うへし一を三杯と曰ふ粒大なるも久貯に堪へず臺諸の兩邑皆な黏穀を種え鳳邑は黏穀埔穀並ひ種え彰化北路は止三杯を種ふと曰ふに因て即ち此地方は三杯を種收するを田業の始めとしたるを知る新竹地方は烏尖清油花螺等の種を以て尤も盛なるものとし糯米は専ら竹絲稜老花稜を用ゐたり中港方面は初め白脚清油紅脚清油を種え後に烏尖花螺の盛に行はれり樹杞林方面は烏占花螺番仔稜老鼠牙等を種せり新埔北埔も亦た大抵之に準せり凡そ稻稜は初墾の時は先づ齊仔を種植し漸次に肥料を加へ耕作久ふして齊仔を廢して高脚烏占を用ゐる更らに耕作久ふして地味の極肥なるに及んで低脚烏占を用ゐる蓋し最瘠土には烏踏赤仔を用ゐる瘠土には齊仔を用ゐる次に清油を用ゐる肥土には高脚烏占及び花螺を用ゐる最肥土には低脚烏占を用ゐるを通例とす

稻稜の肥料は大肥(人糞、人尿、猪糞、猪屎、土豆粕、胡麻粕、白豆粕、菜花、土豆蔓、牛欄糞、牛骨、猪骨、稻草、燒粉末、火燒土、各殼糞、穀殼、牛半鴨、鴨糞、糞、水堀の水、土、糞を將て水堀内に浸し暑天に水牛をして水堀に臥せし田中に敷放するを曰ふ)糞堆土(塵土を堆積して數月火を以て焚燒するを曰ふ)等を用ゐる而して寒冷の土田には大肥、牛骨、猪糞、猪屎等を用ゐる半土半沙の田には菜花、菁稿、豆蔓を用ゐる全沙の田には豆粕塵糞を用ゐるものとす

稻稜の播種は早稻は大抵冬至後に於てし惟、烏占の一種は是に先たつ半月或は一月を期節とし栽植は共に清明前後に於てす晚稻は大抵夏至前後を以て播種し立秋前後を以て栽植するものとす稻稜の收穫は早稻に於ては大抵五月六月の間に在り但、樹杞林一帶は較、遅し且つ烏占は仍ほ是より後ること半月とす晚稻は十月間に在り樹杞林方面は霜降後に在り

麥は臺地に稀なり其の熟地たるを以ての故なり赤崁筆談に曰く麥に大麥小麥あり小麥最佳なり南方麥花多く夜に開らくと臺灣志略に曰く南北地熟して二麥に宜しからず北路稍、寒なり以て麥を種うへしと近來各地之を種作するもの多し黍稷は臺民未だ之を主用せず臺灣使榘錄に曰く稷の屬に細米、黃白の二種あり蕭壠麻豆の諸社に之ありと臺灣志略に曰く北路多く黃粟を種う稜は鴨掌に似て粒は頗る細碎なりと蓋し未開の時土番未だ稻稜を種植するを知らず概ね之を以て粒食に充てたるなり故に今に至るも前山後山の生番化番多く之を植う故に淡水廳のとき嘗て小米餉と稱して黍を社番より徵收せしことあり輓近に至りて漸く多し

豆菽類は雍正中の播種に係り概ね支那内地より傳播し又た荷蘭人の輸入したる種質あり而して新竹地方は白豆、綠豆、米豆、落花生を以て最盛のものとする樹杞林は嘉慶の時より始まり其の他中港北埔、新埔等の處亦た皆な該地の開闢に伴へり地味は何等の種子を問はず黃土に宜しく亦た黑土に宜しく山埔、河堤等に於けるも肚土に屬する處は必ならず宜しとす若し圳水の灌溉すべき地に在ては更らに宜しきに適するものとす但、落花生は細甲は肥土に栽うへく大花二花は沙土に栽うへく且つ幼沙に宜しくして粗沙に宜しからず

豆菽の肥料は糞堆土、火燒土、各殼糞、鷄鴨糞を用ゐる但、是れ瘠土に用ゐるへくして肥土には之を用ゐるす播種は白豆は早晚二季あり早季の者は大寒の前に在り綠豆、米豆、落花生は二季なし共に清明の前後に在り晩季の白豆は芒種後に於てす又た夏後に於てするものあり五月珠、九月珠の稱あり蓋し

白豆は早晩二季を稱するも其の實は一種にして假令は正月に下種するものは五月に收穫し五月に下種するものは九月に收穫するの類に外ならず綠豆米豆等は晩秋に收穫す胡麻は七月即ち立

秋前後に收穫す  
早占赤白二種あり粒小にして結實は早く熟す蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
色赤九月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
形は占仔粟に似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
ありて粒大なる志に似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
種ありて粒大なる志に似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
脚白粒は尤も厚し竹の皮に似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
は低色白粒は尤も厚し竹の皮に似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
漸に傳きたるが爲め此地に移れる赤白二種あり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
のなるも圓粒米白占に似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
唐山種は支那内地より出づる蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
暑時早なり管内成る蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
格子位色水志に似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
棉仔粒尾を紅髪あり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
り過山香ばし名水志に似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
之類を用ひ多く烏踏赤仔上(以上早晩季杭稻)  
竹絲狀米は青色なり鴨母潮り性極めて粘り力あり紅殼粒二種ありして高脚低脚色に分つ一名金包銀水田に種う新竹地

方甚多から赤飯筆談に曰く糯稻の水に種うるもの赤殼粒芒花粒新殼粒少にして紅殼粒等品種に屬し  
八日に種する新地地方に種うるもの赤殼粒芒花粒新殼粒少にして紅殼粒等品種に屬し  
二品あり高脚低脚の葉下藏或は葉下橘樹葉に似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
品種あり高脚低脚の葉下藏或は葉下橘樹葉に似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
田及ひ圃園に種うるもの赤殼粒芒花粒新殼粒少にして紅殼粒等品種に屬し  
として酒飯(以上早晩季糯米)  
大麥清明に種ふる小麥二月に成り一月は十二月に種ふる三月に成る正月蕎麥赤殼粒ありて少許の種植亦た少なし  
すれは立ころに種ふる蕎麥二月に成り一月は十二月に種ふる三月に成る正月蕎麥赤殼粒ありて少許の種植亦た少なし  
蘆黍北路之を蕎麥と名く鴨蹄黍粒は酒を醸すに似たり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
黍稷

芝麻即ち胡麻なり白二種あり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
豆す腐し黒豆九月に成る蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
種あり三粒豆四月に成る蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
扁豆俗に呼ぶ紅豆二種あり蓋し六月に成る蓋し海邊の地は二三月に植ふる蓋し六月に種  
似たるを以て土豆充つる落花生油を搾り亦た蠟に代ふべし一妻み長生果を土中結ぶ一房三四粒にして果品に番  
豆花は土人取て粉を造る(以上豆類)

菘は蓋し支那の傳種に係り最古に屬せり臺灣志略に曰く明の太監王三保菘を岡山の上に植う今



に至り尙は産するものありと云香祖筆記に曰く鳳山縣に薯あり三保と名く相傳ふ明の初め三保大監の植うる所なり百病を療すへしと薯は肥土にして而かも土層の深厚なる所を宜しとし瘠土沙土及び石土の處は宜しからず而して肥料は糞堆土、火燒土、谷殼糞、鷄鴨糞を用ゐる等共に白豆に同じ其の種植は正月二月間に在りて收穫は五六七月間に在り凡そ薯の收穫は田に於てするものは圃に比し較多きも食味に至ては圃を以て田に勝れりとす

番薯は本名地瓜なり新竹の地方は雍正開廳の以前に既に之れあり淡水廳志に曰く地瓜は俗に番薯と呼ぶ文來薯、朱薯、黃脆薯ありと臺灣府志に曰く明の萬曆中に閩人之を外國に得たり瘠土沙磧の地皆な種ゆへし閩海の南に呂宋國あり朱薯野に被り山に連り種植を待たす夷人率ね取て之れを食ふ莖は蔓生にして瓜萐の如し黃精山藥の屬にして潤澤食すへし或は煮し或は磨して粉と爲し亦た醸して酒と爲すへし生食すれば葛を食ふか如く熟食すれば味は熟麥莖の如し或は云ふ薯長くして色白きものは是れ舊種にして圃にして黃赤のものは文來國より得たるなりと臺灣采風圖に曰く番薯は實を土に結ぶ生熟皆な噉ふべし金姓のものあり文來、ボルネオより携へ回りの種ゆ故に亦た金薯と名つくと新竹地方は紅心即ち紅肉、白心即ち白肉の兩種ありて潮州種及び透春、鉄線藤、紅金瓜、烏心尾、青心尾等の名稱あり又た黃庚種、紅大有、白大有あり種植地は土田、沙圃均しく皆な可なり惟、圳水の灌溉に便なるあれば最も佳良なり春分二月に於て其の莖を剪り苗圃に寄種し八九十日を経て本圃に移栽し十一月に收穫す是れ下季の種收に屬するものにして其の上季種は三月に下種し別に寄種を要せず八月に收穫す而して中港樹紀林新埔の諸地播種の時季は較同しからざるあり

芋類は往昔より之あり蔓生に係るものは山中に自生するものと田中に種植するものとの別あり所謂山芋なり非蔓生のは山中、田中共に人手により長生す所謂里芋なり淡水廳志に曰く芋に檳榔芋、雞腫薯、白芋、竹芋、狗蹄芋等の種あり其の最美のものは檳榔紅なりと臺灣志略に曰く薯芋は一類にして數名あり長を土芝と曰ひ圓きを蹄鶴と曰ひ又た檳榔芋中に紅根相連りて椀子の如きものあり又た淡水芋の大なるものは重四五觔にして其の味は俱に佳なりと赤嶽筆談に曰く芋に二種あり紅のものは呼んで檳榔紅と爲す白のものに次く熟すること内地よりも亦た早し六月初旬には即ち食ふへし多食すれば氣を滯せしむ内地の滑潤なるに似す南路の蕃仔芋は一に糯米芋と名く重十餘觔あるもの味佳なりと里芋は脆軟にして一種の香味ありて殆んど日本産に優れり

西瓜は稗海紀遊に曰く冬月に盛んにして臺人元旦に多く之を啖ふと臺灣志略に曰く臺風兩邑は毎年西瓜を京に上つるもの八月に下種し十一月に成熟す氣候の異なる眞に常理を以て測るへからすと日本内地の春時に下種して夏中之を用うるに比すれば霄壤の差あり

宿は固有の産にして全く外來のものにあらず臺灣使槎錄に曰く臺地の竹は笋を生して叢外に出

てす皆な食ふに堪へす夏月の街市亦た煮熟して肩賣するものあり味酸苦にして以て庖に充てか

たし諸羅志に謂ふ竹塹、岸裏の筍竹笋は味甚佳なり

蜜初めて生ずるとき嫩にして尖なるを蜜薑と曰ふ亦た水薑の稱あり老薑を薑母と曰ふ又た番薑あり花白葱

香葱、夢葱、風葱の三種あり風葱は能く風を祛く韭、薤、日本産に比し莖大にして葉長、蒜、二種あり芥、青、紫、黃の三

へし但日本産葱に比すれば味亦た美ならず

歳心經て枯萎せず徑寸餘に至るもの白菜一名は菘なり六白山、東菜、白菜の二種あり秋紅菜は紫にして味香

味辛辣し又た油芥あり油を搾るべし

は血を補養 蓬俗に厚菜と稱し又た原菜の呼ぶ中を補ひ氣を下す云ふ蓬俗に供す芥藍菜は芥の所  
 名を觀音菜と曰ふ業は蓬の香芥菜にして生香地に在り色紅白二類一土産にあらす類に芥藍菜は芥の所  
 に入 蓬菜東夷の古倫國より來り蓬菜の葉を以て常時取て以て名を命す 但 蓬菜本草の所記に芥藍菜は芥の所  
 食に似たり性冷に満ち味香し多 芹水芹は水中に生し草葉の葉は赤白二種あり佳なるも日本産人  
 三葉芹を食はす蓬菜海石の上 筍比類類あり蓬菜竹葉の葉は赤白二種あり佳なるも日本産人  
 本に産り 茄荻荷前記の蓬菜に生す即ち 芋蓬に附志一藤七八所の田薯には葉の一種の葉は赤白二種あり佳なるも日本産人  
 のも短桂の如く重 香餘筋なりし即ち 芋蓬に附志一藤七八所の田薯には葉の一種の葉は赤白二種あり佳なるも日本産人  
 紫白の二種あり 金瓜 茄荻荷前記の蓬菜に生す即ち 芋蓬に附志一藤七八所の田薯には葉の一種の葉は赤白二種あり佳なるも日本産人  
 菜芹荷茄

金瓜 種瓜にして大小扁長の数種あり初夏に多瓜種全上色味日絲瓜 却ち菜瓜にして或は之を瓜と  
 布て種瓜にして又 王瓜 二月に種瓜あり四月より之を食ふ色味日絲瓜 却ち菜瓜にして或は之を瓜と  
 多用味太苦 西瓜 種瓜にして四月より之を食ふ色味日絲瓜 却ち菜瓜にして或は之を瓜と  
 多く肉の食ふ能は 西瓜 種瓜にして四月より之を食ふ色味日絲瓜 却ち菜瓜にして或は之を瓜と  
 腹に紅あり白あり 西瓜 種瓜にして四月より之を食ふ色味日絲瓜 却ち菜瓜にして或は之を瓜と

果實

鳳梨は臺灣志略に曰く鳳梨の果實は盡心より生し味は甘にして微酸あり葉は橫條參差として風  
 尾の如きあり其の皮は鱗起せり故に又た鳳梨と名くと赤嶽筆談に曰く粵西は波羅密を以て天波  
 羅と爲し鳳梨を以て地波羅と爲すと而して其の葉の纖維を以て布を製するは蓋し晩近の事なり

其の材料は臺灣中路以南より支那に輸出するものとし新竹地方には未だ之あらず  
 荔枝及び龍眼は支那より傳來のものとし沈光文の平臺漫賦に曰く龍眼は康嶺に較ふれば尤も佳  
 にして荔枝は清津に比すれば足らずと蓋し鄭氏時代に於て已に之を産せしものゝ如し然るに赤  
 嶽筆談に曰く龍眼は顆小にして味薄く六七月に熟し荔枝と皆な内地より來り藍總戎廷珍か書  
 に玉屑甘きこと醴酪の如くなるに毎に海上の風阻を以て日に三百を食ふを得すと然らば康熙六  
 十一年代には該産なかりしや臺灣采風圖に曰く荔枝は興化漳浦の産を上とす臺地は率ね海船に  
 頼り携へ來るに一日夜にして至るへし香味猶は變せずと乃ち乾隆十一年のときも亦た未だ二  
 品を産せざりしや其の後に至り龍眼は各地に栽植せられたりと雖も荔枝は同治年代を終はる  
 まで仍ほ未だ新竹地方に産出せず光緒に及んで始めて之あり  
 芭蕉實は種植と野生とあり古來需用單純にして惟之を生食するのみなりしか晩近に至り以て餅  
 飴を製し或は酒を醸すものあり  
 柑類に就ては淡水廳志に曰く密柑柑雪柑種柑蕃柑ありと新竹地方の密柑は新埔を以て最良とす  
 蓋し北部臺灣中の第一と稱し柚實も亦た然りとす其の他佛手柑橘番橘柑仔密等皆な之あり  
 鳳梨 淡木菓志に曰く其の味酸甘なりと蓬草木狀に曰く鳳梨は一名鳳梨なり幹を去り横陳せしむれば如鼓  
 の斑圓如く云々居易錄に曰く鳳梨は八月に熟す心荔枝實は龍眼に似て六月七月に熟す樹龍眼員數種あり小は味薄  
 六七月香 檸檬は味を分けて之を酸にして木能く消食す茶に當て飲む味甘く佛手柑樹は香條の如く藤落長短あり人指す  
 乾燥す味も酸味を改めざるは五六月に熟す桃二月頃花開き七月に至て正に食ふ味芳れり樹李各地に産す紅黃  
 大小あり亦た五月六月に熟す小本産して紅な梅極めて少なく五月等沿山の食ふ新高地に在り楊梅小に下劣なり  
 るを眞珠李と曰ふ味は共に日本産して紅な梅極めて少なく五月等沿山の食ふ新高地に在り楊梅小に下劣なり











臺灣使榷録に曰く白鳩は咬啗吧より來れるものなり開臺の時は一雙二十金を下らす近こる雛を飼養するもの多く價は十分の一に及はずと米穀を以て飼養す其の他は日本産に同じ  
臺地には鴻雁なし沈光文の賦に曰く禽は則ち鷹鳥隊を逐ひ而して鴻雁は翔けるなしと而して淡水廳志の羽屬中に雁を掲げたり領臺後七八年新竹地方に於て未だ雁聲を聞かず  
牛は黄牛水牛の二種あり諸羅縣志に曰く荷蘭の時南北二路に牛頭司を設け放牧生息せしめ千百群を爲す積の大なるに及びては欄を設けて之を槍繫し牡は則ち其の餒うるを俟ち漸く飼ふに水草を以てし稍馴狎すれば其の腎を闔し壯ならしめ以て耕へし以て輓かじめ特なるものは之を縦ちて孳生せしむと臺灣府志に曰く黄牛は近山に多し取て之を馴習するありと蓋し洪荒以來野牛生息したるや明かなり裨海紀遊に中港社に至て午餐するとき門外を見るに一牛の甚暗たるもの籠中に囚はれ俯首弱足して體は展ふるを得ず社人謂ふ是れ野牛初めて勤に就く此を以て之を馴らすなり前路竹塹南峽の山中野牛甚多く毎に出づるに百千群を成すと是れ新竹地方二百年前の黄牛の光景なり又た水牛は臺灣府志に曰く水牛は内地より來り蔗を研き糖を煮ると是れ乾隆初年水牛狀況なり魏源曰く閩大に早す鄭芝龍巡撫熊文燦に言て船を以て饑民數萬を徙して臺灣に至る人ことに三金一牛を給して島荒を墾せしめ漸々邑聚を成すと是れ荷蘭時代水牛の情況なり凡そ水牛黄牛は今に於て耕作輓運に使用し其の腎を除き體力を壯大ならしめ之を闔結と稱し闔して未だ熱せざるを水雄結と稱し未だ闔せざるを生結と稱せり清政府の時に至ては牛は農耕の用に供するを以て之を屠食するを禁したるを以て今に至るまで土人は之を食はず且つ墾業の漸く開くるや昔日百千群を爲すの野牛は悉く捕獲收養せられて野に遊牛を留めず遂に盜牛の弊

を見るに至れり凡そ牛を飼養するには平時は牧童をして原野に放牧せしめ飼ふに青艸を以てす雨時に遺ふときは乾きたる稻草を用ゐ或は地瓜甘蔗尾を用ゐ又たは青艸を刈り用ゐ其の嫩芒笋を用ゐるか如きは尤も佳と爲す水牛は夏日には水中に引き入れ浸涼を取らしむるを必要とす馬は臺灣に適せず臺灣采風圖に曰く馬は體小にして力弱はし内地に異れりと臺灣府志に曰く馬は内地より來る近こる亦た牝にして生むものありと新竹地方には古來只官馬兵馬あり均しく内地より來たれるものにして土産のものにあらず驢馬も亦た土産にあらず  
猪は支那内地の種に係れり別に番猪と稱するものあり蓋し荷蘭人より傳來せるものとし均しく皆な家畜に屬す山猪は内山番地に栖むも今に於て生番之を狩獵するに因て蕃息甚多からず大抵家猪は初生のものは體量四斤にして長大なるに及びては二百斤以上に至るものあり腎を去りて其の肥大を闔り之を猪牯と稱し其未だ闔せざるを猪哥と稱せり  
羊は支那内地種に係れり皆な黒色にして内地の白羊黒白斑羊等の別あるか如きにあらず其の飼養法は山野に放牧して生草或は竹葉を食はしめ又た一器を羊欄に懸け鹽を盛り常に之を舐らしめ以て病疫を防ぐものとす其の腎を去ることは牛猪に同じく已闔を羊牯と稱し未闔を羊羯と稱せり又た山羊あり臺灣府志に曰く深山中に生し能く峻を渉る皮は鞣を作くるに堪ふと狗は土種番種洋種あり蓋し土種は平原村庄の地に發育し或は番地に飼養せり又た番種と洋種と混交せるものあり番種は概して番地に栖息す洋種は近く光緒の年代に渡來せりと云ふ淡水廳志に曰く足短かくも毛細かなるものあり哮狃狗と名つく外洋より出つと今は則ち洋種の類あり  
鹿は數種あり臺灣府志に曰く鹿は角を以て年を紀す凡そ角の一岐あるを一年とす猶ほ馬の歳を









の剝却か亂を作すとき其の黨深夜に樟腦を燃して劉大哥の舎中は毎夜紅光あり天を燭らす常兆にあらざるなりと颺言して以て民衆を惑はしめたるを以て之を觀れば當時樟腦の世に顯はれざる亦た知るへし嘉慶道光に至て漸く西洋商船に由て密に輸出を爲すものあり獨り支那内地に輸出するのみにあらず困て税を徴し貨に列したれども尋て之を廢し咸豐同治の時に於て復た之を貨に列したり(製臘の項下參看)

烟草は蓋し臺土に適せり臺灣府志に曰く烟草北路に生す而して植えず是れ即ち野生するの謂なり乾隆嘉慶の頃始めて貨に列せり圓葉長葉の二種あり其の一を田烟と呼ひ其の一を峯烟と呼ぶ新墾地を以て尤も適良とし瘠土は適せず肥料は糞堆土火燒土等を用ゐる其の播收は田峯烟稍早く田烟稍晚し田烟は大抵晚秋に播種し初冬に栽植し清明前後に收穫するものとす峯烟は冬至後或は立春前に播種し立春後或は立夏前後に栽植し五六月の頃に收穫するものとす

麻芋は即ち黃麻と苧麻との謂なり蓋し臺地は五穀蔬菜等の農作を主とし衣料は之を支那内地に取るを以て土番が麻芋を種植し達戈紋を製織するあるのみ臺灣府志に曰く棉布苧布麻布の三種は俱に多産せずと瀛壖百詠に曰く番婦自ら布を織るに狗毛苧麻を以て線と爲し染むるに茜草を以てし錯雜して文を成し朱殷目を奪ふ達戈紋と名つく是れなり藍鼎元か曰く臺地蠶桑せず綿苧を種えず故に其の民は多く游惰にして婦女は綺羅を衣て珠翠を妝ひ遊を好み俗を成す則ち桑麻の政は緩うすへからざるなりと既にして麻芋を種植するもの漸く多く新竹地方の如きは主要産物たり

苧麻に家苧番苧の二稱あり家苧は一名を苦麻と曰ふ淡水廳志に曰く内山に最も多し淡地亦た之れありと家苧番苧は又た紅白の二種あり種植地は大抵同種を以て七年を繼續し其の次は五年を繼續するを通例とし樹杞林地方の如きは十餘年を繼續し得へしと云ふ肥料は豚糞大肥地豆粕地豆莖を用ふ春夏秋冬隨時に下種す下種は苧子を採らす苧根一尺餘を用ゐる立春前に植ゑ初夏に收穫す之を春苧と曰ふ第二季は凡そ七月收穫す之を夏苧と云ふ第三季は凡そ十一月に收穫す之を秋苧と曰ふ仍ほ第四季の冬苧あれども殆んど收成する能はず但沃土に於て些少の收穫あるのみ黄麻に青皮紅皮の二種あり淡水廳志に曰く黄麻は莖に紅白の二種ありと白は即ち青皮の謂なり種植の地味は略苧麻に同じ麻子を採り清明後或は立夏前に於て下種し立秋前に收穫す乃ち一年一回に止まれり

苧麻黄麻は今や各處に栽植し生番も亦た多く之を輸出すと雖も其の衣布織製の如きは實に寥々たり木綿は土宜に適せず棉糸を産する能はず蠶桑は起らす隨て絹絲を出さず明治三十三年始めて南庄内灣の諸地に日本種の養蠶を試み成績佳良を得たり唯其の規模の未だ立たず該業繼續せされとも蠶桑の新竹地方に適せることは略之を知れり織機業は主として苧麻を用ゐる又た日本産の棉糸を試用したり(機業の項下參看)

米 新竹地方は道光に每石一圓五十錢成豊同治に一圓七十錢乃至一圓六七十錢光緒初年に二圓とし中港地方は道光に九十六錢乃至一圓十錢成豊同治に一圓二十錢光緒初年に一圓八十錢又たは粟と曰ひ已に成豊に一圓五十錢同治に四十八錢成豊に九十錢同治に一圓二十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢光緒に六十錢成豊に九十錢同治に一圓二十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢

樹杞 林道治に同光緒初年に二圓五十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢

苧麻 林道治に同光緒初年に二圓五十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢

黄麻 林道治に同光緒初年に二圓五十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢

蠶桑 林道治に同光緒初年に二圓五十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢

織機 林道治に同光緒初年に二圓五十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢

苧麻 林道治に同光緒初年に二圓五十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢

黄麻 林道治に同光緒初年に二圓五十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢

蠶桑 林道治に同光緒初年に二圓五十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢

織機 林道治に同光緒初年に二圓五十錢成豊に三圓八十錢乃至四圓二十錢



道光の時に至り軍工材料に樟樹を要する愈多し遂に軍工廠を艇舩に設け亦た軍工料館を置き兼て樟腦事務を辦理す是に於て内山の各腦寮は悉く艇舩料館に歸し料館は其の製品を買收することゝ爲り無頼の徒漸く亦た迹を斂むるに至れり然れども此料館の兼業は是れ未だ樟腦を輸出物産として辦理するにあらざりしなり姚瑩曰く道光二十一年三月英國船鹿耳門より鷄籠に駛せ至るとき淡水の姦民は僻遠に在るを恃み潜かに樟腦を以て鴉片と貿易せりと當時艇舩料館は彰化以北苗栗新竹大料溪淡水鷄籠等一帶の買收に任し腦寮は一時無頼の迹を斂められたるも私腦は滋に盛んにして奸民は亡命を招集し或は差役に串通し以て内山に寮を設け私製密賣を爲すあり之を嚴禁すと雖も官廳の監視は未だ内山に及ばず禁令は空文に歸して行はれず

新竹地方は所々在々樟樹を生ぜり而して平原の地は昔時開墾に伴ふて伐採せらる新埔大湖口犁頭山九芎林樹杞林月眉新城北埔斗換坪三灣の諸山は嘉慶道光の時に始めて採代に着手せられ漸く進みて内層に入る咸豊に至り樟林は樹杞林方面に於ては員嶼仔花草林軟橋等の處に在り横山の方面は程仔南北窩外灣仔水頭排披塘閣黃枝頭烏南湖等の處に在り北埔方面は大小份林大小南坑坡頭面九份仔十四份草寮仔外大坪尖隆仔老新四寮石仔林上下大湖等の處に在り月眉方面に於ては社寮坑茅坪十二份石硬仔の處に在り三灣方面に於ては拾股八股新公館五份十五份大湖底溪頂寮等の處に在るのみ蓋し田園を開墾し村庄を形成して方さに生番界に進めり故に従前の如く軍料製造及び其の運搬費用の爲めに製腦を特許すと謂はんよりは寧ろ開墾に附帯したる事業と謂ふへし而して特許産額は木材と共に料館の買收監督に委し密輸出を嚴にせり是に於て洋商は耽々として内山の利源を環視せり

同治元年及び二年に滬尾鷄籠の海關を開くに及んで腦業は倍隆盛に向ひ西洋の需要尤も大なり因て艇舩料館を艇舩料館と改稱し小館を新竹及び後埔大甲の諸地に新設す而して買收資本は臺灣道庫の支辨に係れり是を官辨の法とす然れども其の實は腦務は紳商の包辨する所と爲り毎年贖規銀と稱する包商の名色即ち受負銀を臺灣道に納入し受負區域内の樟腦は皆な該包商の手に歸し大料館の事務及び資本を併せて總へて亦た該包商の擔當すへきものたり此時新竹腦館の買收産額は毎年一千二百石大甲は一萬二千以下は九千石の間に在り後埔は新竹と大同にして艇舩も亦た大甲と大差なかりしと云ふ新竹は樹杞林の内山及び北埔地方を以て主なる産出地とし従前の山場及樹杞林の燥樹排崩山下名嘴老新竹園に毘連す横山方面は大山背の竹嵩屋一帶及び中港六份坪粗坑より油羅等の處に蒸腦し一面亦た程仔薯園等の地に腦寮あり北埔方面は藤坪五份八等の一帶にして月眉方面は十寮及び二十四十五寮等の處は轉漕水地方に毘連して製腦に従事したるもの如し其他三灣方面の永和山大坪林等各地にも亦た腦寮あり

同治初年の樟腦制度は樟腦を以て輸出産物たるへき目的を示し且つ私腦密製の弊を防ぐの利便あり蓋し僅に一萬内外の贖規銀を收入するに過ぎずと雖も此舉や實に專賣法を事實に示したる初歩たり然るに西洋商估は之れに對して異議あり英國公使アルロツクは北京總理衙門に迫りて交渉す咸豊の通商條約に英國各處に前往し遊歷通商を准聽するの明文あるを以てなり同治五年臺灣道吳大廷は料館を司る者に委任して樟腦を售らす洋人に與へざるの説あり洋人遂に籍口を爲し同六年には支那政府は興泉永道曾憲德を委員とし臺に來り會同議辨し洋人をして自ら入山を行ひ樟腦を採買するを准るし章程を明定し腦館は遂に名を存して實を失へり乃ち將さに成らんとするの

專賣制度は爰に外人の異議に依りて廢す爾來西洋商估は敢て腦館を經由せず直接採買を爲す海關納税の務を負ひたりしも亦た竟に税は未だ納めずして採買は之を實行せり是に於て臺灣道黎兆棠は西洋商估の内山に入て樟腦を採買するもの、整理に着手し釐税を課せり大料炭樟腦の產出高は同治三年には年額七千餘擔にして同四年五年間其の景況を持續し同七八年には一萬四千餘擔に達せり即ち西洋諸國か專賣制に異議を唱へ競ふて仲買に従事したる時なり

光緒元年仍は毎年一萬三四千擔の產額あり同治の例に據り無章程の下に自由製造は行はれたりしか其の四年に於て樟腦章程を發布したり乃ち腦館買收の例を停め自由に製造採買せしむる例規なり是に於て内外商估は自由に内山に入り仲買業に製造業に従事したるを以て獨り腦館は有名無實に歸するのみならず盜匪は内山に充斥し私製密賣の爲めに毎に械爭多く事端を滋くしたり蓋し山場取締の弛緩の致す所なりと雖とも抑官吏及び紳士紳商も亦た外國商估の採買製造に従事するを屑とせざるに由る故に洋商の事業は意の如くならず且つ生番の襲撃あり又た法國との紳端に依り腦業は漸次に衰退し大料炭の如きは僅かに二三擔なりしと云ふ

十一年巡撫劉銘傳は章程以外に於て專賣事業を見はせり獨逸商人「ブットレル」と曰ふもの公泰洋行を大稻埕に開設し樟腦の採買を請負はんことを請ひ擔保銀三千圓を納出したるを以て劉巡撫は之を准許し而して成兵三百を内山に駐紮せしめ以て生番の出草を防けり

十三年督辦臺灣撫墾事務の下に樟腦事務を兼管し臺灣巡撫に直隸し全臺樟腦事務を統轄し販路を擴張し以て臺灣主要の產物たらしめんとす而して撫墾總局及分局あり總局は大料炭及び彰化に置き大料炭は臺北一帯を管し彰化は臺中一帯を管す撫墾機關は概ね腦務と相關連して樟腦事務を分

掌し専門腦務の機關は查灶委員司事執秤查灶勇丁とす大料炭總局の下に南庄及び三角湧、双溪等の支局を置き彰化總局の下に集々、埔裏社、罩蘭の各支局を置き又た宜蘭、恒春に總局を置きたり是れ實に自由製造の例を廢して專賣制を復舊するに在り專賣制の復舊は實に撫墾費の用途に充てんか爲めなり是に於て製腦業者は其の製品を大料炭總局に搬運し總局は每百斤に付銀八元の價を以て買收し十二元の價格を以て公泰洋行に賣渡せり是歳一萬兩を富商陳姓に付し製造人に給貸せしめたるに依り各地の腦業は日に月に隆盛に向ひ同治年代に失墜したる專賣事業は爰に恢復を告げたり蓋し劉銘傳の專賣事務は獨り支那商に作業せしむるのみに非らず能く洋商を機關として之れか買受人たらしめ且つ自ら外國に輸出する等の利權を許與し支那人には資本を給貸して以て之を製造人に貸付する等の利分を許與す即ち外商には採買業を准るし内商には製造業を准したる等の關係上より該事業は茲に成立せり

十五年粵人蔡南生は保證金三萬六千圓を上納し大料炭所屬の樟腦賣下を出願したるに因て従前の「ブットレル」の上納保證金三千圓を還付し蔡南生に受負はしめ而して「ブットレル」は四萬五千圓を棟字營の統領林朝棟に出貸し彰化所屬の樟腦賣下及び輸出の利權を占む時に香港の腦價は每百斤七十圓上海の腦價は每百斤六十圓に上りし故政府は向きに八元に買收して十二元に賣下たる者は今や改めて買收を十二元に賣下を三十元の上せ買受者の壟斷を抑制して實に每百斤十八圓の利益を得たりと云ふ當時樟腦の產出高は大料炭總局の管下に在ては大料炭毎月約二十五萬斤、三角湧約六萬斤、双溪約四萬斤、新竹約四萬斤とし彰化の管下を合すれば毎月約五十七八萬斤に上れり是を腦業の極盛とす然れども此專賣事業も亦た永遠に持續する能はず價格の騰上するに隨ひ違法私賣の弊

を生せり

十六年五月英國商人の私に樟腦七萬斤を買入れ巡察吏の沒收する所と爲り同九月又た五萬餘斤の私買品を沒收せらるゝものあり蓋し英人は光緒四年の章程に據り採買を爲し得るものとして口實を構へ官吏は光緒十二年の硫磺出口の解禁疏に樟腦官辦の件を附奏したるに據て專賣の法を立て他を取締りたるものゝ如し是に於て英國公使は北京の總理衙門に交渉し遂に戶部の議に移り專賣制は爰に再び廢止するに至れり

十七年樟腦製造業を従前の自由制度に復す因て全臺樟腦硫磺總局を臺北に置き以て従前樟腦事務の總局に代へ臺灣布政使に隸して樟腦及ひ硫磺事務を總轄し地方機關としては腦務稽查總局及び支局を置きたり而して大料軍稽查總局に屬する分局は三角湧双溪南庄の三箇所とし彰化に屬する分局は單蘭埔裏社集々の三箇所にして仍は従前の例に沿ひ撫墾と相關連せり

樟腦の官業撤せらるゝと同時に自由の製造販賣を爲すことゝ爲り内山に駐防したる護衛の隘兵營も亦た盡く撤回せられたり是に於て生番は各處に出草し腦丁を殺害し腦業を焚燬して止まず各腦業者は乃ち曩日の隘勇を以て駐防せしめられんことを請ひ其の費用及び隘勇の餉銀は一切腦業者の負擔することゝ爲り舊に依り兵營は内山に建設せられたり而して新竹地方の配備は南庄方面に在ては獅頭驛社の大坪に建設せられ北埔方面は五指山に屬して一哨を長坪に置き五指山隘勇營は十八兒社の上坪に建設せられ内灣方面は馬武督社の馬裡古灣營に屬して内灣の南坪に一哨を置き隘勇線を延長せしめ以て製腦業を保障せり樟腦税は毎百斤に九元を徵し輸出釐金税五角五點を徵し且つ腦業者に防費を課せり防費は腦鍋一粒に付き銀八角とし腦灶一份十粒に付き銀八元とす但し

八粒を以て一份とするものには六圓四十錢を徵收し税率は粒數に因りて起算す海關税は銀一圓十五錢五厘釐金税は五十五錢とす是れ光緒二十年に至る年代の徵税法なり二十一年に至り防費を腦灶斤量に課せず各口の釐局に於て毎百斤四元の率にて徵收せりと云ふ

樟腦製造に關する許可の手續腦察取締防費徵收等の事項中首として施行すべきものは製造許可の手續にして其の證拠を證單と曰ふ製腦希望者は其の旨を具し豫め製腦の土地を定めて樟腦硫磺總局に出願す該總局は其の願書を腦務稽查總局に下たして稽查せしむ稽查總局は又た之を當該支局に移して直轄區域なりや否を踏査せしめ其の眞を認めたるときは該願書に據り時日を定め實地に着手すべきことを命令す願人は之に因て該願書許可の日より二箇月を経て再び稽查總局若くは支局の検査を得て爰に始めて許可せらる論單文例は左の如し

論 聖戶金聯茂

署理南雅理番總捕分府稽查臺北腦務兼帶隘勇左營宋 爲諭飭樹承聖事緣本年三月初四日據商民金聯茂稟請鄉里興等處山場東至大東河口透入河尾大龍崗分水西至八卦立立字力に通す分水峯直透南至大龍崗水流內北至大厝坑後由龍崗直透四至界限俱各分明內多曠野樹林叢雜產願自備工本招撫番民同心協力認真開墾做料整腦軍料と樟腦と兼辦等據此稟請前來立即札飭南庄分局委員親臨查勘察核該商所稟情形屬實理應准如所請除稟批示外合行諭飭爲此諭仰該聖戶遵照辦理尅日馳往該處山場招撫番民開闢田園並督佃丁做料整腦各安本分照章辦理俟業開成報丈納課不得違章逾限等情倘有此情即將稟諭吊銷亦不得藉稟有案再行混爭切切毋違特諭

右諭聖戶金聯茂准此



光緒二十一年三月廿九日諭

次に願人は二箇月の後に於て設備を整へ之を樟腦硫磺總局に申報し稽查總局は腦灶を檢查したる後執照及び門牌を給付す蓋し執照は製腦業に従事するの證票にして即ち主要なる規則及び防費銀額を掲げ並に腦長、腦丁の姓名及び山場の地名、腦灶數許可の年月日等を掲げ稽查取締に便ならしめ同時に門牌を附給す其の規則は之を略す

次に防費の徴收なり製腦者は執照門牌の給付を受けたる後毎月防費銀を上納し樟腦硫磺總局は銅數に照らし毎銅銀八角之を一併に積算して八圓を收入し而して納入者に領收票を交付す之を收單と謂ふ即ち左の如し

全臺樟腦總局 爲給發收單事、今據腦長陳傳呈繳西里與地方腦戶何某名下共二十鍋、二十年十二月分防費淨銀十六元六角、如數收訖、須至收單者

光緒二十一年正月二十二日給

新竹地方の製腦事業は沿山番界處として經始せられざるはなく南庄方面は光緒七八年より十二年の間に於て已に新竹の紳士林汝梅の墾業に伴ひ腦業を營み又た庄民黃龍章が腦業を營むあり一旦土番の罅隙に因り林汝梅は失敗したれども劉銘傳が社番を歸化せしめしより内山復た粵人閩人あり樟腦を製造し新竹の紳商連りに資を投して之を助成したり獨逸人亦た來て獅裏與社聯興庄に寄寓し南庄の粵民黃錦等等製腦に従事し北埔の大坪の方面は光緒十三年以來大陸合番社の土目朱斗馬をして墾地採料を營業せしめたり二十一年に至り製腦事業は大坪、長坪を過ぎ一百反深歷、拾份坪、鷲公、鬚山尾等の番地に進み土目朱謝馬に諭單執照を與へ漢人を招き熬腦を管せしめ上坪の方

面は光緒初年には田寮、燥樹、排崩山下等の處及び署園山の南仔の腦業を終はり十八兒溪を涉り大窩浪、風尾、河頭即ち上坪、下坪、中央寮等の處に進み屢番害を受けたれども十一年の交には上坪大窩より五指山背の十八兒社に進み或は又た上坪より溪を涉り尖筆窩の彼來社に入り又た扇仔排等の番地に進みたり而して内灣の方面は是より先き已に大肚沙坑、九鑽頭十份十六份、八十份大坪、地等の處を過ぎ光緒初年には南河、白石湖、馬福社等の處に着手し同六年を以て内灣、東窩及び油羅番地に着手せり

凡そ樟腦の製造業は腦長を以て責任者とし諭單、執照門牌を給付し腦業一切の事を負担せしむ腦丁は大抵無頼の人なり腦長は資本家に倚て始めて無頼の腦丁を引率す故に製腦の實權は概ね資本家に歸し腦長は資本家の僱人に均しきに似たり或は仲買の動作を爲す者あり腦長は又た其の名を以て防費を官廳に繳納す毎月之を腦丁より彙收し樟腦硫磺總局に上納する外仍は作業地の番社に對し山工銀を供出せり蓋し山工銀は産業を山番地に開らくに始まり新竹地方は大約道光の年代に在り初め淡水同知李嗣業が金廣福に應城、東廂の生番地を開かしむるや金廣福は民人か番山に入て製腦及び製材、抽藤等に従事し或は番地と貨物を交換するものに課税して之を地番か米酒、豬牛を求むるの費に充つ名けて工料銀と曰ふ蓋し康熙、乾隆の間社商通事か社餉を認辨したる成例の轉化したるものなり爾來民人より抽收する所の工料三百元を以て毎年大陸五社の合番に納付したりしか光緒十三年劉銘傳が該五社を歸化せしむるに及んで工料は金廣福の手中より裁撤して大陸社に歸せしめ只製腦の一項は當時專賣制に屬するを以て之を除外せり同年正月大陸五社長朱斗馬に對する當該官の札飾に番貨工料は番に歸して抽收せしめ集股建隘及び換貨は番に歸し稽查せしむの語あり

該主務官は即ち鄭有勤にして劉銘傳の部下に屬し獅潭北の招撫事務に在任せり光緒十七年南庄獅潭裏興社の土目絲大尾に聖單を附し同十八年に獅裏興社聯興の土目日阿拐及び獅頭驛の土目張幼准に聖單を附したるを以て各該地界の産業は總へて領單者の管理に歸したり支那人西洋人は就ふて番地に入り工料銀を社番に納めて製腦に従事す是れ即ち山工銀なり而して大陸五社は大坪以奥の一帶なる一百反深瀝等より鵝公營山に至る地界の製腦事業を將て社長之を管領し官命を以て漢民より山工銀を抽收せり其の抽收額は毎灶毎月五角八角或は一元等ありて一定せず五指山及び内灣方面のアタイヤル生番の如きは歸化の名あれども其の實なきゆる南庄北埔の如く規定施行の例に在らず是れ即ち製腦者が防費繳納の外に仍ほ山工銀料を生番に供出したるの頗末なり

腦長は製品既定の市場に搬出して販賣す新竹城内の腦館亦た賣賣を爲せり光緒二十年前後に於ける新竹管下の製造地は南庄大東河詩友山五指山大窩浪尖筆窩苧蕉湖油羅にして聚散地は南庄中港新竹なり製造地は大抵一箇處五十六十の灶數を以て業に従ひ毎灶十鍋或は七八鍋あり一灶を一併と曰ひ一鍋を一粒と曰ふ而して其の事業最盛の處及び番害豫防の必要地には百灶以上を設備するものあり南庄の番界の如きは日本人を僱用し日本灶の式を用ゐるに至りしと云ふ

二十年大嵙窠に南雅理番通判を置き臺北知府の分府として番政を掌理せしむるに及んで腦務稽查總局及び隘勇左營は其の管理に歸せり新竹地方の腦務各支局も亦た此機關に準ず當時樟腦生産地の景狀は南庄方面には獅里興田尾小東河等は樟樹大に減少せり大東河八赴力鹿場口鹿場等の處は鷓林中に未だ手を着せず北埔方面には長坪一百反の採製方さん盛にして西熬の地は未だ手を着せず上坪の方面には五指山前は採製已に半を經過し漸く山後に向はんとし馬以哇來十八兒等の地は

仍ほ鷓林未着手に屬し内灣の方面には九苧坪は已に減少して麥樹仁加那排油羅の地方さに盛なり小油羅尖石等の地は仍ほ鷓林未着手に屬せり

明治二十八年十月日令第二十六號官有林野取締規則及び令第六十六號樟腦製造業取締規則を定めらる當時腦業地を保衛したる隘勇は巡撫唐景崧の檄に據り出て我軍に抗する時に在り生番慮に乗して出擾し腦寮多く焚燬に罹る已にして製腦地は敗賊身を保つゝの恰當也として再び山に入り利を以て生番を籠絡し密製に従事し山民も亦た新政廳法規の未だ完備せざるに乗し盜伐密製に従ふもの多し故に新竹地方の如きは商估は競ふて仲買業に従事し紛々として止まず是に於て政府は官有林野取締を發布して前政府の許可證を添付し腦業の許可を受けしむることゝし以て整理の第一着手を講せられたり然れども製腦地は土匪腦寮多く否らされは我に反抗したる敢字等義民軍の關係ある者ゆゑ罪を恐れ嫌を避けて敢へて願書を提出せず密製造密賣買は依然たり支廳長は乃ち十二月二十二日の限内に於て必ならず出願すへき旨を告示したるも期限を經過し仍ほ出願せざるもの多し因て廳員を各製腦地に派し調査を爲さしめ且つ腦商の許可手續を経ざる製品を買取せるものを差押たり時に臺北地方土匪出沒の警を傳ふるあり新竹地方も亦た願念すへき兆あるを以て未だ究治するに至らず十二月樟腦は續々産出し腦寮は寇烟を蔚起するも製造出願者なき故政府は規則を定め出願期限を布告せられたるに出願の數僅少に過ぐるものは該布達の未だ普通せざるに起因するものと爲し地方官に出願者に對する調査方法の通達ありたり

二十九年一月訓令第四十四號を以て日令第二十六號に關する出願期限を本年二月二十八日迄延期せり是時に當り新竹地方の樟腦業者は許可證明を出願するもの僅かに三人にして而して製腦の景

況は益盛なり番界は殆んど仲買人製造人を以て充滿せられたり二月に至り出願者十三人あり然れども一も證據の全備せるものなし而して此證明願に就ては製造人仲買人は勿論同業に關係なきものに至るまで非常に競争を爲し仲買人の如き新竹城内に二十六人ありしと云ふ

三月日令第十二號を以て樟腦税を課す支那海關税率を抵減して帝國現行の税率に依る已にして樟腦事務は撫墾署の掌理に歸せしめられ新竹地方は五指山南庄の二撫墾署あり南庄撫墾署は南庄に建置し其の區域は南は獅潭より八卦力に至る一帯を以て苗栗支廳と管轄を分ち迤北して北埔大陸社の内山に至る五指山撫墾署は樹杞林に建置し其の區域は南は南庄との管界を限り北は成榮湖に至る

九月勅令第三百十號官有森林原野及び産物特別處分令を十月府令第四十四號官有森林原野産物賣渡規則を發せらる

三十年新竹縣を置かるゝに及んで五指山南庄兩撫墾署は本縣に隸せり此時製腦山場は南庄方面には獅裏與獅頭驛の山中に在り北埔及び上坪方面には新たに南庄撫墾署を離れて五指山の管轄に歸し五指山一帯より尖筆山に在り内灣方面には油羅加那排麥樹仁馬福社獅頭山等に在り成榮湖の内層に連れり而して苗栗地方も亦た新竹縣の管内に歸したるを以て大湖撫墾署も亦た樟腦事務を將て本縣に隸したり

三十一年五月新竹縣を廢し臺北縣に隸するに及んで撫墾署は廢せられ製腦事務は新竹辨務署に屬せり是より先き番地は漸く安穩ならず撫墾署員及び新竹縣吏の番に戕殺せらるゝもの兩三回に及び土人の害せらるゝもの毎に絶えず六月十八兒社番及石加番等は力安作一の一百反の腦寮を襲ひ

力安及び其の腦丁を殺害し腦寮を焚燬する等の事あり是に至て辨務署の新設せらる時に南庄の方面に獅裏與の土目日阿拐等か名義上前政府の諭單の繼續事業を執り或は土人自ら製腦に従ふ外は上坪内灣の方面も亦た多くは無手順の製腦を爲すものあり實に官制の更革と生番討伐番山封鎖等の關係上より製腦業一時沮喪せり

三十二年去歲惡番の歸服してより番界一帯の地は頻りに平穩を報し隨て腦業は各處に勃興せんとす此時製腦地界は南庄方面には獅裏與を過ぎて大湖小湖に向ひ又た大東河を過ぎて鹿場口に肉薄し上坪の方面には五指山背を過ぎて馬以哇來山に進み内灣方面には麥樹仁の奥區及び油羅の奥區に進めり六月律令第十五號樟腦及び樟腦油專賣規則第十六號樟腦及樟腦油製造規則を定めらる是に於て樟腦局の設置あり乃ち辨務署の職務を以て新竹樟腦局に引繼ぐ樟腦局は全臺に臺北新竹苗栗臺中林杞埔羅東の五局あり總督の管理に屬し樟腦及び腦油の收納賣渡検査及び製造に關する事務を掌る新竹樟腦局は上坪内灣南庄に該出張所を設けり

三十三年樟腦專賣制度は施行せられ職務の整理は蓋し空前の事に屬せり而して新竹管内に於ける山場腦寮の情形は南庄方面は八卦力中和高風尾に達し南庄支署を距る七八里の奥區に在り北埔方面は五指山鷲公鬚山交叉の處を迂回して西熬社に毘連し大坪の警丁線を距ること五里の奥區に在り上坪方面は馬以哇來社を経て面都油の社地に進み上坪警丁線を距ること六七里に在り内灣方面は油羅社の奥區に入り亦た内灣警丁線を距ること三里に在り凡そ隘防は山場業務を保衛するの機關として從來各種の業に従事するものは悉く隘防線内に於てせり是れ支那政府設隘の常例にして政府の法規も亦た實に此方針に據れるなり然るに製腦地は皆な隘防線外に在て近きも三四里を下

らす遠きは七八里に在りと雖も腦業は漸く安全にして社番との交渉も亦た極めて少なく前古未  
 た見ざる所なり其の尤も整理したるは北埔の徐泰新か西熬の腦業とす僅々七十灶の事業を以て深  
 く番地に斗入し惟、一回一人の番害負傷者を出たせるのみ製産の品位及び額數共に最優等たり  
 總督府專賣局設置せられて樟腦局廢せり專賣局は製藥、腦務、鹽務の三局を合して一大局と爲し之を  
 中央に總へたるものなり而して新竹は專賣局の支局と稱し辨務署長は支局長を兼ねたり三十四年  
 官制の更革に依り新竹專賣支局は廢せらる爾來樟腦の産出を見ず

#### 四 製糖業

砂糖は唐の大歴年間支那に産せり臺地に支那人の植民せられたるは明の崇禎年間にして鄭芝龍  
 は巡撫熊文燦に建議し閩民數萬を移住せしめたるを始めとす荷蘭人佔據の時には毎年七八萬ピク  
 ルスの砂糖を日本に輸出す鄭氏の時に及んで糖業者に蔗車を課せり蔗車一名を糖廠税と稱す康熙  
 治臺十年内外にして毎歲輸出額は二三十萬石あり臺産の大宗たる米穀に比して殆んど相下たらす  
 然るに支那政府の田政は荷蘭鄭氏の王田及び官田の制を變易して民業に歸せしめ業戶の制を布き  
 たるを以て爾後の移住民は専ら米作の一途に墜集し頻りに曠地を開墾し而して糖業甚、振はす康熙  
 の晩年に至り漸く生氣を振作し製糖約六十萬に上り全臺の産業は砂糖を以て米穀の次位に在り其  
 の品質は母國の産に超駕したりしと云ふ其産地は臺風諸の各地方なり  
 新竹地方の蔗糖を製するは雍正設廠の後に在り穀税は蔗車の數を半とし車一張に付五兩六錢の年  
 額たり道光鴉片の亂は獨り臺地の米穀に大關係を及ぼしたるのみならず製糖業も亦た之れか影響  
 を受けたり和約の後は更しに互市貿易を公開し洋商の交通往來繁多なるに隨ひ印度、南洋諸島砂糖

の輸出を將て臺の産品と相馳逐したるの跡あり而して新竹地方は變亂の影響未だ著しからず蓋し  
 裁種業態の盛は中路、南路に及はずと雖も各處植苗せざるはなし但、産業は作米を主として砂糖を  
 主とせざるか故なり光緒末年に於ける産額概數は約五千擔内外なり

新竹地方の蔗類は竹蔗并に紅蔗一名大蔗及び蚶蔗一名蠟蔗の三種あり但、砂糖を製せんには竹蔗を  
 用の紅蔗及蚶蔗は果類に伍し之を生食するを常とす而して竹蔗は沙土に宜しく紅蔗、蚶蔗は肥土に  
 宜し栽植は共に立春前後に在り收穫は竹蔗は十月乃至十二月とし紅蔗、蚶蔗は十二月乃至明年三月  
 とす其の栽植并に製法等は大略昔時に異ならず

#### 五 製茶業

新竹地方の茶業は近く同治の時に開け新埔大湖口成茶兩等の産を以て優等とす初め烏龍茶を栽培  
 し後に至り白葉仔、黃甘仔、青心仔、紅心仔、白心仔、大有時茶等の諸種を加へり大抵臺北大稻埕に搬運し  
 精製品となりて厦門地方に輸出さるゝを例とす大稻埕製茶商會は同治五六年の交に英國人か厦門  
 「トット」商會の支店を開くに始まり尋て厦門、福州等の清國人續々茶商を此地に營みたり蓋し茶の販  
 路は厦門を主とし西洋茶商は皆な本店を厦門に置き茶の營業の外尙は百貨を該地に賣買するを以  
 て茶の一品に就ては代理人を臺灣に派し支店を設くるを以て簡便と爲したりと云ふ

茶税は福州に輸出するものは毎百斤に付き入口税銀二圓を課せらる同治元年滬尾開港の時に及ん  
 て亦た輸出せず隨て福州に入口税銀を納むる事なし且つ臺灣は茶埔に課するものは同安下沙則例  
 の園税あるのみにして而かも沿山新墾の磽确地は悉く一律に陸科を實行せられず又た輸出せざる  
 故に落地税の抽收をも免かるゝに至りしを以て利益は自ら多く茶業は年を逐ふて廣れり同治十年

に於て臺灣道黎兆棠は海關委員たる候補知府胡斌に札飭し淡水同知陳培桂に會同して試みに釐稅を抽收せしむるに每百斤銀一圓としたりしか民間物議を生ずるあり黎兆棠か職を離るゝに因て乃ち酌量して仍ほ輕減收稅を爲したり

光緒十三年巡撫劉銘傳は租製茶に對して落地稅の目を設け厘金と同時に之を茶釐局に納入せしめ並に従前の釐金稅額を増加し每百斤二圓を抽收し而して落地稅は每百斤四十錢を徵收したり茶釐局は本局を大稻埕に置き新竹は之に屬して分局を北城外の水田庄に開設し海關の釐金事務は竹塹港、中港及も香山澳等に開始せり

茶の栽培法に就ては種子を用ひ或は枝苗を用ひ種子の栽培は正月二月の交に一握毎に三四粒を播下して其の樹を移栽せす是れ旱地雨少なきの業に作る時茶なり時茶は劣種なり枝苗は優等の茶樹皆な之に由る正月二月の頃に茶樹の枝を撓め竹釘を以て壓掙し土を蓋ひて其の一枝より數枝を生せしめ其の年の十二月若くは明年の正月に至り全株を鋤起し之に其の細根を生したる枝を砍斷し五六枝を以て一椀と爲し之を栽培す栽培の種仔枝苗は大約二尺乃至三尺の間隔を與へて兩時に植うるを宜しとす其の椀を鋤起し枝苗を砍りたるときは方さに其の日に裁込を了すべく越宿すれば生育佳良ならず栽培地は黃赤土を最も宜しとす黒土も亦た可なり其の礫質粘土或は粘土たるべくして沙土たるへからざるなり地勢は傾斜地或は高原にして排水の利ある處は生育佳良なりとす故に新竹の地方は稻秣播種の平地間に殆んど茶園を見ることなし茶園には肥料を用ひず茶葉の發生衰ふるときは根際を較上部より刈り取り嫩芽を再發せしむ是の如くして十五六年乃至二十年を繼續することを得へしと云ふ

白葉黃甘青心紅心白心大有等の諸種に於ては青心を以て最良とす青心は發育活潑ならずと雖も尤も芳香多く葉形は小にして且つ細枝に富み他種のものに比して綠褐色を多有せり紅心は青心に比して葉枝共に生育すること盛なり白心は紅心よりも仍ほ盛なり且つ白心の葉は二者に比して更らに厚大なり新竹地方は青心尤も多し茶の收穫期は清明の前後に始まる之を春茶と總稱し其の夏始後に在るものを夏茶立秋後に在るものを秋茶冬至後に在るものを冬茶と總稱す而して收穫の尤も盛なるは夏茶にして品質佳良且つ最高の價格を有せり冬茶は殆んど算するに足らず大抵春夏秋の收穫を三大季と稱し毎季凡そ一箇月半を隔て摘採し其餘は三日五日或は七日十日間に小收の期あり茶樹は種子の播植なれば三年を経て少許を摘採し五年以上に互りて始めて大に摘むへし枝苗なれば三年に始まり四年に至りて多穫を期すへし凡そ一甲の園の收穫總料は二十擔即ち二千斤にして是より得る所の粗製茶は五百斤なりと云ふ茶園は栽種收穫に至るまで一萬椀に對する園一甲の諸費は金二百三十三圓にして其の賣買は土地の良否に因りて差等ありと雖も大約一萬椀の茶園は金百五十圓乃至四百圓の價格なり

明治二十九年臺灣總督府は茶釐等各稅法の一定の率なく或は定率あるも亦た寬苛輕重率ね其の平を得ざるを以て一切之を廢止し更らに製茶稅則を發せらる三十二年八月府令第八十三號臺灣茶業取締規則を發せらる凡そ烏龍茶包種茶其の他の輸出茶を生産し製造し販賣するものを茶業者と謂ふ而して茶業者は營業上の弊害を矯正し信用を保持せんを以て組合を設くる規定なり三十二年十一月茶業取締規則を改正せらる是時に當り製茶の景況は愈々大にして北部臺灣の茶園面積中新竹以北は四萬五千餘甲茶樹三億八千萬株あり殆んど全數の九分を占め毎年の産額二千萬斤に

上らんとするの勢なり

### 六、織機業

臺灣昔より織工の業なし綢緞紗羅錦絹綾呢布綿等の衣屬は皆な對岸より輸入し毎年の費用は其の幾百萬なるを知らず蓋し臺民の織工業なきは沃土を耕墾し多く米豆を産するに信賴し支那内地と輸出入の分業を爲すに依るなり然るに臺俗は奢侈にして米産は多く無用の華飾に消耗せらる沈光文か曰く綺羅執袴は五彩の衣裳を炫らして公孫額を盛むと又た臺灣府志に曰く民は土着に非ず俗は華奢を尙ふ男は耕ありて而して女は織るなしと藍鼎元か曰く遊手無賴にして綾襖錦襪あり街衢を搖曳し負販菜傭の體を具する能はざるものも亦た必ならず綾羅を下衣と爲し寬長地を曳き與夫袒裸するも而かも繭綢にして綿綢の襪は易ふへからずと以て康熙乾隆間の風俗を推知すへし雍正の初年藍鼎元は巡臺御史吳達禮に臺灣統治の事宜二十四條を提出す其の中に蠶桑紡績の一條あり曰く

臺地は蠶桑せず綿苧を種へす故に其の民は多く遊惰にして婦女は綺羅を衣て珠翠を妝ひ遊を好み俗を成せり則ち桑麻の政は緩ふすへからず制府滿公保か閩を撫するとき嘗て蠶桑要法を著し十二圖を繪き郡縣に頒行せるあり臺土は寬曠にして最も桑を樹うるに宜し做ふて而して之を行ふへし潭泉には木綿多く俗に之を吉具と謂ふ民をして内地に於て其の核を收め臺に赴き之を種えしめ并に廣く麻苧を種へしめ織績して冬夏布を爲くらしむへし婦女にして蠶桑紡績の務あれば則ち勤儉風を成し民を富ますへく而して俗は美はしくすへきなり

爾來嘉慶道光咸豐同治を經るも蠶織の業は起らず蓋し土地の開墾愈熾んにして熟番埔地を佔略及

ひ分類の亂を續出するのみならず又た匪盜の虞を絶たす故に着實なる産業は得て起すへからず爭奪侵略の間に流移の戸口を加へ戸口を加ふる毎に益着實に遠さかり浮動の弊端を添へたりしなり平地の「パイボ」番及び山地の「アタイヤル」等番族は紡績と耕墾との分業を爲す如きことなし自ら食ひ自ら衣るの風俗は漢民以外に別社會を建てたるを以て達戈紋卓文文等の衣料を紡績せり而して支那内地の輸入品たる綿布ある爲め遂に亦た進歩の時機に嚮はす

光緒十年福林堂の尼素蓮と曰ふもの始めて織機業を堂内に開らく素蓮は俗姓黃氏にして李家の寡婦なり戒を持し尼と爲り厝を修築して佛堂と爲し媳婦と同住して佛に事へ且つ尼弟子數人を養ふに及んで支那式の織機數臺を設備し布を織り以て糊口の資を圖れり是れ新竹に於ける機業の嚆矢なり

明治三十三年新竹城内の商民に諭して織機業を開らく織機十餘臺を城内に設備し一臺を福林堂に給付す又た中港の紳士陳汝厚に五臺を給せり尋て新埔の街庄長も亦た街の公費を醜集し機場を開設し十餘臺を設備し機業一時に興起せり初め機場は番人授産の上より起見せり蓋し原料の供給製品の販路等一に民番貿易に須たさるものなく又た社番傳習工女の供給も亦た多く漢族婦女に望まざるを得す因て經費は撫育費内より辨出す是に至て機業に従ふもの日に多きを致せり乃ち官業を改めて民業と爲したり紳士鄭如蘭等新たに機場を開設し高機二十餘臺を設備せり原料は日本支那の綿絲又は土産の黃麻苧麻を用ひ女工の熟手者は毎日二反以上三反以内其の次は二反を織出す製品は白布あり縞物あり明治三十五年三月の調査に據れば三十四年以來の製品に由て清國輸入價格一萬餘圓を減するに至れり

第十五編

兵燹

明の永曆三十六年竹塹社番亂を作す鄭克塽兵を遣て之を平く初め清軍南渡の警あり乃ち鷓鴣山の防備を完修し去年左武衛何祐を派し北路に總督として之を守らしむ時に北風の候に際し海運通せず沿道の「ポベイ」番を徵發して兵餉を運搬せしめたり然して土番は其の勞役に堪へず是に至りて竹塹社番は蓬山新港仔、後壠、南寮、鷓鴣、淡水等の社番と相率ゐて亂を作し督運及び各社の通事社商を殺し糧餉を搶奪せり鄭氏即ち勇衛左脇陳緯を遣はして之を伐たしむ吏部官洪福策を献して之を招撫し葉明等は棚を各隘口に樹て巡哨攻打したりと云ふ

三十七年清の水師提督施琅澎湖を陥る鷓鴣淡水の守將何祐先づ款を敵に通し密かに其の子何士隆を遣はし淡水より航して澎湖に赴き速かに臺灣を攻めしめ之れか内應たらんと請ふ已にして鄭氏は清に降れり

清の康熙三十八年二月諸羅縣の蓬山香霧社の卓个、卓務、亞生亂を作す五月淡水なる北投社の土目米冷も亦た主帳(通事)にして出納を司るもの(金賢)等を殺し卓个、卓務等と通謀す七月水師把總某襲ふて之を執ふ

六十年四月臺灣縣の民米一貴と曰ふもの亂を作す五月諸羅城陥る北路の參將羅萬倉等之に死し諸羅知縣朱襲州等澎湖に逃る淡水管の守備陳策は賊黨范景文を擒獲して法を正し淡水頼を以て安し策復た北路の賊を剿す六月南寮、新塹中港、後壠及び香霧、大甲、大肚の諸番社諸村落を收復せり是時

總督覺羅滿保は厦門に在て軍務を指揮し南澳の鎮總藍廷珍に檄し水師提督施世驤に澎湖に會し期を刻して賊を討たしむ閏六月朱一貴を溝尾に擒へ京師に械送して之を誅し遊擊朱文をして諸羅城を收復せしめ賊將萬和尙等を斬り又た遊擊謝希賢をして陳策と合せしむ北路悉く平らく朱一貴は原と道の差役たり革職せられて鴨を飼ふの一匹夫と爲りしか事端を藉て兵を起し臺灣府を陥れ鳳山縣城を破り總鎮歐陽凱を殺し水師協鎮許雲及び南路參將苗景龍を殺す道知府同知知縣等皆な逃る是に於て自ら衆三十萬を統へ中興義王と稱し永和と建元し明朝の恢復を以て名とせり臺灣府志に曰く時に三邑俱に陥り惟北路上淡水都司陳策のみ孤軍を以て自ら保てりと陳策は功を以て三級を超遷して鎮總兵に陞り臺灣の軍務を總領す

雍正九年十二月大甲西社の番目林武力等亂を作す臺灣之を討して克たす臺灣洵々たり乃ち遂に内地の軍を動して之を討平す初め林武力等大甲東大甲西牛罵沙轆水裏貓霧揸阿里史撲仔籬等の八社を結合し亂を彰化に倡ふ總兵呂瑞麟淡水に在り變を聞て回り貓孟社に至るとき番の爲めに圍まる瑞麟圍を衝て彰化に入り連戰未た克たす時に淡水同知張宏章彰化縣事を攝す乃ち相議して其岸裏後埔の社番か未だ亂番に與みせざるを以て之れか土目を利用して招撫の策を講せしめたり然るに林武力更らに復た沙轆香霄等十餘社を結んで彰化縣治を攻圍す是に至りて閩浙總督郝玉麟は福建水師提督王郡に檄して討伐せしめ巡臺御史覺羅柏修は兵餉を籌畫す諸軍來り攻め路を分て進勦し大安溪を歴て大坪山に登り直ちに悠吾生番界に抵る叛番大に窘み南日向山に走り南日山は峭壁峻絶にして僅かに一綫路を通せり叛番險に據り自ら守り矢石を下たす雨の如し官軍魚買攀緣して進み其の巢を搗き火を縱ちて其の積聚を燒く是に於て各番計窮まり林武力學生等を縛し來り降るも

男女一千餘人あり捕斬して軍前に梟首するもの十八と云ふ

乾隆五十一年十一月林爽文と曰ふもの亂を作す爽文は彰化大里杙の人なり匪徒を糾合し十二月朔淡水廳城を陥る是より先き護理淡水同知程峻は守備董得魁と中港に赴きて賊を防ぐ既にして彰化の陥るを聞き退て竹塹に回り尖筆山頂に至り伏の起るに遇ふて自殺す是に至て賊勢に乗して進んで廳城を攻陥す逃檢張芝馨把總高茂尹貴尹仰舟外委虞文光等俱に之に死す爽文の勢氣愈張る乃ち衆の爲めに推されて盟主と爲り大元帥と稱し順天と僞號す其の徒衆新庄、擺接、八芝蘭、滬尾、八里坌等の處を焚害す都司易某は義民を招募し守備董得魁、千總席榮、把總蘇陞を率ゐて先づ新庄に賊を殺し滬尾を撃ちて港口を守り尋て千總張正耀把總譚朝亮と與に八芝蘭の賊を攻む殺傷甚衆し賊敗れて金包裏に走る是月十三日淡水同知幕友壽同春、原任竹塹巡檢李生春、明志書院の掌教原任翰林孫讓と與に淡水廳城を復す初め賊王作、林小文等淡水倉庫を奪ひ遂に廳所に居りて天運と僞號し兵五千を分ちて後埔に屯防す又た樹林頭庄の把總吳洪を執ふ洪屈せずして死す壽同春も亦た執はる賊其名を重して殺さす計を受けんことを請ふ同春詭はり之を諾し潜かに人をして内地の大兵既に至ると揚言せしむ賊衆疑ふて散す是に於て同春は生椿等と約し義民一萬三千餘人を糾合し廳城を收復し王作及び餘黨許律、陳覺鄭加等を擒へて之を斬る五十二年正月二十四日閩安協鎮の徐鼎士は舟師を率ゐて來り艇舢に駐劄す三月十二日賊三角湧を攻め尋て艇舢和尙洲、三角湧、錫口等を攻む官軍大に戰て之を甘林、白石湖に走らす二十四日甘林、白石湖を攻めて之を收復し殘賊白石湖に走る淡水同知徐夢麟之を招降し林小文を獲て之を誅す六月八日淡水同知徐夢麟兵を大甲に進む又た番兵數千と與に副將徐鼎士及び兵千八百人守備潘國材及び兵六百人と會同して賊を追勦す壽同春賊に執は



る屈せず支解せらるる十二日兵民久しく大甲を守り倦んで歸を謀る徐夢麟は廣東の右翼總兵李某と議し兵を進めて大肚を攻め徐鼎士潘國材等と更らに蛇仔崙を攻め賊黨何有志の巢穴を焼き焚營して援軍の至るを待つ大學士福康安兵を統へて鹿港に抵る五十二年正月林爽文已に遁れて番社に入る福康安諸將を部署し之を討たしむ徐夢麟は三貂より内山に至り生番を率ゐて蛤仔難を横截す已にして林爽文捕はれ餘黨を併せて悉く誅に伏し事平らく

嘉慶十年五月海寇蔡牽と曰ふもの竹塹鹿井頭等の所に出没す鹿港海防同知薛志亮は汛防を嚴にし海口を守り民勇を募り城を守り紳士鄭崇和も亦た郷勇を募り後壠を守り犄角を相爲し賊を討つ蔡牽は泉の同安に生る海盜の群に入り漸く勢を得て遂に巨寇を成すに至れり

十一年三月淡水の泉漳の移民類を分て械闘す蓋し分類の滋端は康熙に始まり朱一貴の亂は明室興復の名ありと雖とも而かも翁飛虎杜君英等の粵人は閩人と水火相容れず林武力の亂は社番叛亂の跡あれとも大甲の粵人は番亂を煽し鳳山と氣脈を通して閩粵紛争の企圖を爲したるに似たり林爽文の亂も亦た明かに分類の形跡を鳳山臺灣嘉義彰化に露はして漳泉粵人の分莊互殺せるあり唯、分類の實は大亂の下に發生したるか爲め未た其の名あらざりしなり其の分類の名ありしは乾隆四十八年諸羅縣に發せり而して淡水亂は延ひて龜崙嶺南の地に及び南坑坑仔脚以南漳民の村落は悉く焚燬せられ桃仔園の地も亦た騷擾せり臺灣道慶保は械闘の各首謀を捕へて之を誅し事平らく

十四年漳粵の人泉人と類を分て械闘す八里坌等の所粵人敗れて桃仔園中壠等の地方に逃避し桃仔園の如き市街の周圍に土堡を築き以て防禦を爲せり而して塹南の地方は海口山仔平頂廣九厝等附近各庄等より迤南彰化の地方に連り焚殺止まず政府之を制すれども未た已ます時に早稻收穫の故

を以て亂民歸思あり自ら鎮靜に歸せり

道光六年閩粵類を分て械闘し中港鹽水港より客雅溪の流域に至るまで騷擾せり初め兩籍の確執は連年解けず今年彰化縣の東螺に事あり延ひて内山葫蘆墩に及び更らに大甲溪以北に及びたりしか一旦和約を成し坑頂庄の大灣に講和の宴を開らきたりしに坐談の間に事端を生し閩人起て粵人六人を害す時に五月五日なり坑頂五谷王頂厝三角店魚寮菜寮公館仔海口大厝下街仔中港各街過埤頂街仔頭社寮營盤邊後厝仔口公館等の地及び客雅溪畔の田中央內厝大竹園芦竹園等の地に相闘ふ粵人遂に閩庄を焚毀す其の餘勢更らに南庄の山中に及び田尾信任烏龍南庄五壘門等の地亦た互に相戦ふて遂に閩人を逐ふ時に閩浙總督孫爾華は兵を總へて竹塹城に駐したるを以て金門の總鎮陳化成(道光初年の亂に英人なり)を遣はし之を鎮し更らに官兵を率ゐて溪を遡はり田尾に入り斗奶武二等を捕へて之を誅したり是役や黃祈英は田尾に在り官軍其の家を焚く祈英即ち案に投して死し以て其の地の人の再び兵燹に罹るを免かれしめたりと云ふ

十四年塹南の地方復た閩粵分類の亂あり客雅溪流域の粵人は概ね此時を以て内山附近に遷移す是役や獨り塹城の南廂のみならず粵人は銅鑼岡蛤仔市等の地に據りて閩庄を攻撃し桃孔園の地も亦た抗争せり淡水同地婁雲力を盡して之を鎮撫せり

二十一年八月英國の軍艦鷄籠に來る初め兩廣總督林則徐は鴉片を禁總するや英艦支那の南海岸を攻撃し厦門を占領す已にして平和に歸したるを以て英船亦た此地に來れるなり是に於て道姚瑩は警備を嚴にし英艦を砲撃す九月に至り英艦又た至る參將邱鎮功同知曹謹澎湖通判范學恒等之を協防せり三十二年正月英艦復た五沙港に至る二月三十日淡水大安港に至る淡水同知曹謹署鹿港同知

魏瀛澎湖通判范學恒彰化縣黃開基護理北路副將關桂遊擊安廷邦等は守備何必提千總何建忠李青雲把總翁標桂林飛鵬等を督同して之を禦き又た紳士鄭用錫も亦た自ら郷勇を募り官軍は表裏して大安を防きたり是役や二百餘を捕虜とし道の獄に投し而して大提を京師に報せりと云ふ是歲三月草烏洋匪、塹南の各港を擾たる同知曹謹等撃て之を退く紳士鄭用錫等又た之を土地公港に破り洋匪を擒獲せり

咸豐三年八月漳人泉人類を分て争闘し三角湧の匪徒機に乗して亂を倡ふ此時枋橋の漳人葉戸林本源は泉人と隙を生し檄を漳人に傳へて泉人を攻撃せしむ泉人も亦た同籍を糾合して之に抗し枋橋枋寮より石碇、金包裏、滬尾、八芝蘭、鷓籠等に蔓延し三角湧の如きは匪徒之に乗して八甲新庄を焚燬したり而して塹南の地方も亦た岬端を開らき竹塹城の一帶の地大に動搖せり

四年粵人番仔陂庄を焚殺し新社、六張犁、斗崙、紅毛港、大湖口等の方面より楊梅、歷中、歷地方に至るまで閩粵争闘の區と爲り閩人は粵人の村庄を焚殺し粵人は閩庄を蹂躪せり是歲漳州小刀會の賊黃位と曰ふもの竹塹港に入る淡水同知丁曰健は之を平らく

九年九月七日枋寮街の漳人互に相闘ふ是日枋寮街に火あり乃ち亂因を爲し港仔嘴、瓦窩、加蚋仔等の庄を延焼し擺接、芝蘭二堡も亦た闘争して房屋を焚燬せり

十年九月漳泉の人復た類を分ちて械闘す漳籍の匪徒は南勢、紅東板等の閩庄を破り桃仔園の漳人亦た大坪頂の泉人と闘ふ十一年に至りて未だ息ます同知秋曰觀其の首魁を擒す地方乃ち安し

同治元年戴萬生と曰ふもの亂を作す淡水同知秋曰觀之に死す萬生は漳籍にして彰化の民なり三月十九日彰化縣城を陥れ斗六門堡壘を破る是より先き道孔昭慈は彰化會匪の動搖を開き自ら彰化

を鎮し淡水同知秋曰觀に倣して彰化に會せしむ曰觀東大墩地方に至りしとき賊に會し北路協鎮林得成と共に戰死せり時に孔昭慈、夏汝賢等も亦た死し賊勢猖獗を極め彰化を陥れ遂に來て大甲を陥れ後埔中港皆な叛き竹塹附近の地民心恐々たり而して桃仔園も亦た動く前浙江道加運使林占梅は北路右營の遊擊普超と會商し資財を散して民勇を募り百姓を撫し更らに練勇四百を出し通判張世英等と共に中港の逆黨王江龍を誅し進んで大甲を克復す証解縣丞郭志焯は匪首楊買を捕へて之を誅す是に於て林占梅は巡撫徐宗軒に請ひ提舉銜候補通判張世英を以て淡水の廳務を攝せしめたり桃仔園の地方終に亂る尋て其の匪首楊舛聞を斬る然れども嘉義彰化の地方は官軍毎に利あらず安平の協鎮王國忠、遊擊顏常春、糧臺專長敬守備石必得等及び斗六都司劉廷杓、辨目王光泰、蔡朝陽等皆な死す斗六門陥り嘉義城又た圍まる二年閩浙總督左宗棠は署理福建布政使丁曰健をして臺灣道たらしむ丁氏乃ち兵を率ゐて竹塹に入る林占梅も亦た竹塹の募勇數千を以て之に會して南進す十一月三日丁道吳總兵及び都司陳捷元、鄭榮等と共に彰化を克復し賊首を捕誅す十二月十八日戴逆を生擒して之を誅し事平らく

光緒二年吳阿菜と曰ふもの亂を作す淡水同知陳星聚之を擒斬す十年六月佛國の艦隊基隆を砲撃す此時新竹地方は記名提督加巡撫銜楊岳斌を以て防務を總統し竹塹營遊擊張得貴等をして事に従はしめたり十一月三日佛艦竹塹港に遊弋し大砲を放て泉の商船を轟破し新竹城を窺ふ尋て去る

十二年十二月候補道林朝棟に倣して營官鄭有勅を帶同して五指山の生番を討伐せしむ蓋し彼來社及び五指山の十八兒化番或は大陸各社の番族は已に歸化したりしか内山の石加碌十八孩兒等の石

餘社は仍は兇悍を行ひ歸化番墾民か歷ねく其の害を受けたるを以ての故なり林朝棟は親字正營を統へ上坪より十八兒溪を廻り鄭有勳は北埔より入て西燕より進み兩路の軍深く内山に入ること七十里而して石加路の五社及び哇西燕梅素雪中明都郝等十七社の番衆は降を乞ひ並に十八孩兒の南界なる密拿栲社を勸導して一同に歸化せんことを願ふ林朝棟は乃ち鄭有勳をして十八孩兒の邊界に往かしめ二十四社を將て悉く歸化せしめたり

十七年五指山より大料炭一帶に至る番社を討伐す初番隘勇制度を布き番界に隘防を設けたりしか是歲社番蜂起して所在駐屯の隘勇を襲ひ數十人を殺害す統領高楚桁は之を防きて大料炭に敗れ新竹の地方亦た上坪の隘防を熾けり營帶五指山隘勇左營の儘先補用副將張珮翰は計を設けバヌコラ社の土目ユウカンラハ等を誘致して之を捕へ又馬以哇來中心寬等の社を討伐したり然れども遂に彈壓するに能はず撫墾事務通政使林維源は定海諸營をして進勦せしめたるも亦達せず因て劉銘傳は更らに中路營務所司棟軍統領林朝棟を派し林維源に會同して進討せしむるに至りしと云ふ  
明治二十八年六月臺灣總督樺山資紀は府を臺北に開けり而して賊煽仍ほ熾盛なり是時に當り新竹地方に民軍三營あり北埔樹杞併月眉頭份諸地の壯者を糾合して以て我軍を拒かんとせり而して竹塹營汎の六營は遊擊廖榕勝之を率る飛虎營は提督吳光亮自ら之を督し靖字營は營官吳鎮光副營官陳澄元之を率る敢字營は州同銜姜紹祖五品藍翎鍾石妹五品軍切除秦新等之を率る又た協鎮新楚軍の統領楊再雲は新楚軍約二千人を率る苗栗の民軍統領吳湯興も亦た一營を率る來りて頭份に次す河背の除驥亦た民軍數營を率るて吳湯興姜紹祖鍾石妹及び安平鎮の胡何錦等と呼應を相爲し桃仔園中瀝大湖口新埔枋寮等の所に於て官軍を逆撃せんと企てたり爰に官軍參謀河村秀一は偵察隊

を率ゐて桃仔園中瀝より大湖口に進み偵察隊は新竹地方を偵察し得たり

近衛師團長北白川宮八月の十八日を以て第一旅團第二聯隊長陸軍歩兵大佐坂井鍾季に新竹地方の掃討すへきを命せられたり坂井大佐は乃ち中瀝を發し大湖口東方の長崗嶺坂下崗頂等の賊を走らし更らに波羅紋番仔湖を攻撃し新社舊社の方向を搜り鳳山崎溪對岸の敵を追蹙し大湖口を破り新竹城に向ひ其の東方の敵を擊卻して金山面の高地に據り山上より砲撃し進みて東城門に達せり此時原任知縣王國瑞は遊擊廖榕勝等と俱に城に在り而して殘兵等は本城門濠及び土城門濠の架橋を破壊し固く城門を閉ちて射撃を行ふ我兵徒涉して東城門に肉薄し梯子を城垣に架して内部に入り門を開らき其の全隊を迎ふ時に王國瑞廖榕勝等は已に北門より南に遁逃し而して吳光亮吳湯興吳鎮光陳澄元等も亦た南に走り姜紹祖鍾石妹徐驥等は北埔樹杞林等の地方に退散したりと云ふ  
是に於て坂井大佐は西門の紳士林達夫の邸宅に本部を置き歩兵第一隊を武術頭の兵營及び復布埔の演武亭に屯し騎兵小隊を北城外の民屋に野戰砲兵中隊を崙仔庄の民屋に機關砲隊を南門舊穀倉に衛生隊を紳士鄭如蘭の邸宅及び其の附近に駐屯せしめ論文を發して人民保護の道を缺かず風紀を恪守すへきことを號令せり

二十二日新竹城已に收められたるも臺北新竹間の兵站線路は土匪の爲めに聲息頓に絶するに至れり是に於て師團長宮は臺新間の連絡を通すへき目的を以て更らに一隊を編制せられ騎兵中佐澁谷在明を以て之れが長と爲せり澁谷中佐は乃ち二十四日部隊を進め二十五日桃仔園の東方に小鬮を開始し中瀝と頭亭溪との中間部落に轉戦し頭亭溪東端の激戦を経て匪魁潘良以下を殲し崩坡より大湖口に達す是に於て第一聯隊の第一大隊長歩兵少佐三木一をして其の部隊を鎮して頭亭溪以内の

守備に任し以て坂井大佐の節制を受けしめられ臺北新竹間の交通連絡成る

七月十日初め新楚軍の統領楊再雲は頭份に在り前月二十二日以来營官傅德星徐協盛等をして新竹地方に駐屯せしめ又た苗栗民軍勁字營の統領黃南球の營官及び新竹民軍の敢字營の營官も亦た十八尖山水仙崙枕頭山柯仔厝口等の地に駐屯し俱に新竹城を窺ふ是に至て坂井大佐は南門に登りて之を觀る蓋し藍翎五品鐘石妹五品軍功徐福盛及び徐驥は一千餘人を率ゐて柯仔厝口三重埔石牌埔等に駐し州同姜紹祖藍翎五品傅德星軍功五品徐泰新は八百六十餘人を率ゐて水仙崙に屯し藍翎五品徐協盛は三百餘人を率ゐて十圍に屯す均しの臺灣知府黎景嵩の旨を受け此日午前一時を期し新竹城を攻撃せん策なりしと云ふ是に於て傅德星徐泰新は十八尖山に據り姜紹祖は枕頭山に據り鐘石妹徐福盛は廣隘頭に據り徐協盛は双坑榕樹崎に據り徐驥は後隊を監督し兼て兵糧彈藥の運送に従ふ第二の部署已に定まり午前五時十八尖山の傅德星は先づ發砲を開始せり坂井大佐は乃ち諸隊を部署し第三第八の二箇中隊山砲中隊機關砲隊騎兵小隊を南城門に集合せしめ第一中隊を四城門及び停車場に配置して護衛に當らしめ第四中隊を東城門に集合せしめ第二中隊の一半を西城門外の客雅溪南庄に出たし前哨たらしめ他の一半を尖筆山方向に出たして偵察に従はしめ衛生隊を宿營地に留めて準備に従はしめ親ら大隊長砲兵隊長機關砲隊長を帶隨して南門城樓に在り是時徐泰新等も亦た傅德星等に聲援し南門を砲撃し姜紹祖は東門停車場を砲撃す乃ち逆撃の策を取り十八尖山虎頭山枕頭山石仔崎の諸賊を攻む然れども賊は全線の高地に據り射撃猛烈なるか故に前進頗る困難なり而して前田少佐の部隊は最も能く進撃に力め十八尖山を破る他隊も亦た進みて石仔崎を占領せり此時枕頭山の姜紹祖は廣隘頭の鐘石妹等は金山面方向の部隊に合し苗栗頭份地方の民

軍は香山附近に據れり官軍各隊路を分ちて之を攻撃し廣隘頭十八尖山及び石仔崎伯公崎の諸地皆掃清に歸せり而して鐘石妹徐驥徐福盛等は杞林方向に逃れ徐協台は柑仔崎に逃る傅德星徐泰新は仍ほ屈せず金山面水仙崙に據る乃ち又た之れを轟撃して其の掩堡を奪ひ營舎を燒棄せり時に姜紹祖は仍ほ枕頭山の民屋に據れり乃ち三面合撃して進みて其の營内に入る姜紹祖以下大半降伏したるを以て悉く之を捕獲し其の逃走せんとしたる者は之を誅殺せり新竹管内の大勢は第一次の彈壓に因て稍定まれりと雖ども楊再雲は仍ほ頭份に在りて軍氣を鼓舞して必死の力を新竹に盡くし我の南進を沮退したり而して苗栗の湯興も亦た之れと連合したり而して苗栗の李惟義は新楚軍を統へ黃南球の勁字民軍を帶同し鐘石妹徐泰新等と消息を通して再舉を圖れり

七月二十三日鐘石妹は石牌埔柯仔厝等の地に據り徐泰新は金山面水仙崙等の地に據り傅協台傅德星は十圍崎林の方向を據點とし吳湯興の營官劉少楨は中隘に屯し其の哨官張桂をして老龜崎に屯せしめ賴桂をして尖筆山に屯せしめ營務處梁鵬翔及び右營管帶鄭如金砲隊管帶楊某をして香山附近に屯せしめ總統楊再雲は親ら中軍を率ゐる左營管帶徐海清砲隊管帶凌某を帶隨し崎林庄の紅瓦屋に在りて全軍を指揮し而して李惟義は頭份に駐せり統領吳湯興は前夜を以て張桂賴桂をして發程せしめ又た劉少楨の部下一百人を分て之を援助し潜かに摩天嶺に向はしむ時に坂井大佐は西城門樓に在り前哨司令官前田少佐をして第一第二小哨に兵數を添加せしむ前哨志岐中尉は進みて青草湖の敵前に埋伏し黎明を待て吶喊して之を突撃し追撃最も急なり時に賊兵三百黑白旗を豎立して右方より來り迫る中隊長新妻大尉は之に當り砲兵は小哨の地より白旗黒旗の賊を射撃し戦況稍盛盛なり此時志岐高尾の兩小隊は賊を追逐して數十を斃し西城門外の賊勢漸く頓挫す而して東城門

外の鶏卵面に徐泰新の部隊二百砲火を發す乃ち之を破り南城門に移る第二小哨は金山面及び水仙  
崙の西方を撃攘し第一哨線に進み來りし約五百の民兵も亦た之を東方高地に撃卻せり此日死者は  
兵卒一人傷者は兵卒六人にして賊の死屍は一百餘なり賴桂張桂も亦た死す

七月三十一日近衛師團長北白川宮は第一旅團長陸軍少將川村景明等を率ひ臺北より新竹城に進ま  
せらる時に三角湧大料塚に龍潭坡等の諸賊は敗走して新埔に據る新竹に敗れたる徐讓徐福勝彭阿  
松及び苗栗の邱光中等は敢字副營の殘兵を收拾して之と合し龍潭坡の西南一帯の涼傘頂汝水坑の  
沙仔崎三治水庄の險に依りて抗拒を圖れり山根少將は龍潭坡を取り更らに進んで其の前面の堡壘  
を攻陥す松原少佐は三治水を掃討せり

八月一日山根少將は涼傘頭等の堡壘を破り銅鑼圈を掃攘し咸菜礪より路を轉して新埔の方向に進  
み三治水に次して新埔を偵察す

二日新埔を占領す初め徐讓鍾石妹は涼傘頂に破れたれども仍ほ新埔を支持せんとし殘兵を集めて  
官軍を拒く山根少將は諸隊を新埔溪上に集合して轟撃を行ふ賊狼狽退却したるを以て之を追撃し  
而して市街に入る賊の殘兵は仍ほ屋内に潜伏して射撃抵抗し容易に搜索し難し因て復た其の占據  
せる家屋を砲撃す然れども仍ほ頑乎として抵抗するを以て遂に市東端の家屋を焼く賊皆逃走す尋  
て石頭坑の賊を驅逐す

六日山根少將は新埔に在り命を承けて北埔を彈壓す北埔は敢字正營姜紹祖の根據地として深く内  
山に僻在し村庄は溪山の間に基布星羅して天府四塞の形勢を占む但し其の西北は犬牙錯綜して水  
仙崙金山面及び摩天嶺石碎崙等に至て平原に接連し新竹城を俯瞰すへし姜紹祖已に捕はると雖も

幫帶官徐泰新代て殘營を糾合し毎に水仙崙金山面に出て新竹を窺ひ南方の匪黨と聲息を通せり官  
軍は諸隊を部署し午前五時三十分を以て路を犁頭山九芎林及び樹杞林方向に取り犁頭山を越え九  
芎林溪の右岸に沿ひ進みて水尾庄に至るとき忽ち密林中より急射を受く蓋し其の數二百人にして  
林朝棟の棟宇副營の鄭以金等北埔樹杞林を遁れて此に在るなり乃ち之を剿して九芎林を占領す時  
に新竹城東の牛路頭に賊之に據るあり即ち鍾石妹か部隊にして石妹は當時中營を石背埔庄に置き  
其の右翼を牛路頭管府坑に置き其の左翼を柯仔厝等に置き員山頭重埔二重三重埔等の一帯に占據  
し右翼は金山面方向に連絡し左翼は樹杞林方面に連絡す師團本部は之を掃攘せん時なるを以て乃  
ち之に合せんとし而して樹杞林に向ふの際路梗して進むこと能はず轉して九芎林に入る途に本部  
隊に合す會を驟雨あり溪水暴漲して渉るへからず因て九芎林に宿營せり

七日山根少將は托盤山油車窩を撃攘し九芎林溪を渡り二重埔連脈の頂上より更に進みて山腹を行  
進すること約二千五百米突にして山頂(麻帽或は柯仔厝の山頂を指すの如し)に達す此時溪谷を隔て金山面方向に  
敵を見る即ち鍾石妹等の部隊なり山を降ること千米突にして金山面の敵砲大に興る乃ち榴霰彈を  
迸發して之を遠撃す而して樹杞林北埔を経て水仙崙に入らんは迂路且つ險にして馱馬を通すこ  
と難し因て直ちに水仙崙に向ふ山路險惡にして馬を通せず工兵をして不斷之を修開せしめ百難を  
排して行進し水仙崙東南の堡壘を占領したる後金山面を掃清せり

八日近衛師團長宮は師團を統へて城廂の東南西一帯の賊を破る是より先き三角湧大料塚、龜崙、二甲  
九片、龍潭坡、三治水、銅鑼圈、新埔の諸地頑民抵抗の甚しきは新楚軍及び義民軍は尖筆山に據るあるか  
爲めにして時局の挽回を謀るを以て名とせり然るに諸地の賊匪は掃討せられて獨り北部惟一の尖

筆山を存するのみ而して其の聲勢は東は水仙崙管府坑の牛路頭金山面等より西に延長し青草湖摩天嶺石碎崙等に及び仍は香山南陞老衝崎等も亦た其の巢窟たらざるなり以て尖筆山を擁し殆んど二十四五清里に亘り各處に堡壘を築き砲臺を設け大旗旛を立てり師團長宮は第二旅團長山根少將をして北埔地方に入り内山を掃蕩して水仙崙に出て賊の右側背を攻撃し尖筆山に進みて本軍と挾撃南進せしむるの策を執り更らに本軍の向ふ所を定めらる是に至て第一旅團長川村少將は右翼隊司令官たり第四聯隊長内藤大佐は左翼隊司令官たり此日午前五時師團長宮は參謀僚屬を率ゐて客雅山に進ませらる河村少將は豫備隊の位置に在りて右翼諸隊を指揮し大藤内佐は鶏卵面に通する平原に在りて右翼諸隊を集合し而して部署定まる軍を進めて黎明の時に至り左翼隊は開戦時期に先立ちて砲火を開始す奪て期に至り右翼に属する坂井大佐の左右翼砲兵も亦た放射し右翼の前田少佐坂井大佐相繼て進む左翼伊崎少佐は敵の右側背に達す大小砲銃稍盛なり右翼の敵砲は六時十分に分の抵抗を止め左翼の敵砲は七時十五分に其の抵抗を止む而して内藤大佐は直に各砲壘を破ふりて崎林庄を前田少佐は香山庄を坂井大佐は沿道の堡壘を占領し川村少將は豫備隊及び砲兵小隊を率ゐて前面の高地より坂井大佐の兵線内に入る此時海軍司令官伊東中將は吉野浪速八重山の三艦を統へて至る吉野艦は新竹の海岸を警しむ而して坂井大佐は松原少佐の部隊を前衛として南陞に據り前田少佐も亦た來會す此時南陞には賊五六百人あり尖筆山には數千人あり吉野浪速兩艦は尖筆山の敵營を轟撃す前田少佐は南陞を擊破して其の營舎を焼き進みて尖筆山第三堡壘の北方に達し而して河村右翼司令官は内藤左翼司令官の進出を待つ蓋し賊は新楚軍の粵兵鎮海軍の淮勇敢字諸營の義民兵及び郷勇等にして五千餘人とす此日山根少將は水仙崙の賊を擊破して内藤大

佐の左方に進接せり師團長宮は屢天嶺に在り令して尖筆山の方向及び香山の道路を警戒せしめ山根枝隊を連絡せしめて露營せらる而して吉野艦は香山に浪速艦は中港に碇泊せり

九日師團長宮は令して尖筆山を攻撃せしむ時に賊は少數にして僅かに抗抵を爲すのみ其の多數は既に逃走せり此日海軍は尖筆山の逃兵及び中港海岸に群集する賊を擊散す是に於て本軍は尖筆山を占領し枝隊を頭份に左翼隊を頭份と中港の間に右翼隊を中港附近の地に進め師團長宮は中港に宿營せらる時に中港頭份の新楚軍及び棟字勁勇等の各營は苗栗臺中等の地方に逃散し敢字諸營は内山に竄匿したるを以て更らに諸軍を部署して後墟に向ふ是に於て新竹地方の掃討は爰に終局を告げ楊再雲姜紹祖彭阿松等は死し李惟義吳鴻興鄭以金傅德星傅協臺徐驥等は苗栗臺中等の方向に逃れ鐘石妹及び徐泰新徐福勝林學源林娘德等は内山番界に逃れ或は清國に逃走せりと云ふ

二十九年樹杞林大湖口等方面の殘匪を掃討せり初め鐘石妹徐泰新等の新竹を通るや其の部下仍ほ林娘德徐阿清賴妹蕭阿油林阿常張阿石溫趙富徐阿旺謝祥雲徐阿仁等の各哨官及び什長あり内山に入る事態隠然として測るへからず去歲十二月以來北地の殘匪臺北城を圍繞し又た大湖口方面不穩の兆あり而して鐘石妹胡嘉猷林娘德等は約一千の兵を將て新竹城を襲はんの流言あり而して新竹附近に在ては靖字營の幫帶官陳澄元哨官吳鎮瀾蘇逢恩吳木詹鵬材陳輝崑及び飛虎營の哨官李成陳春九等の徒あり其の踪跡未だ知るへからず因て守備兵支應員警察官等商議を遂げ以て搜索を行ひ靖字營の哨官吳木蘇逢恩賴妹陳耀崑蕭阿油及び飛虎營の哨官鄭騰飛李盛及び敢字營の哨官何阿勇等及び什長以下六十人を捕獲せり靖字營の幫帶李澄元は自殺し哨官蘇逢恩は獄中に自殺す然して敢字營官鍾石妹徐泰新は未だ縛に就かず乃ち大山背を掃蕩し石妹か家を燒燬す仍ほ未だ其の踪跡

を得ず

十二月十一日許厝坑に土匪の警あり二十五日成榮礮も亦た土匪の劫略に罹る而して五指山前の舊  
洽厝庄に福州の浮浪蔡某潛蹤して人心を煽惑せり蔡某は鍾石妹、姜紹祖等の哨官なりしと云ふ  
支應員は守備隊に商議し成榮礮地方を彈壓し十溪庄に轉進せり然るに成榮礮地方は形勢少しも安  
靜ならず是に於て三十年一月一日書記官家永泰吉郎は屬僚を帶隨して成榮礮に入り更らに大料炭  
に向ひ情形を督察し尋て成榮礮の賊二十人は捕拿に就けり

然るに樹杞林は成榮礮に隣接して深く内山番地を控し其の大山背及び沙坑八十份等數十庄は鍾石  
妹の開拓地に係り而して鍾石妹は部下を以て四十份馬福社等の山中に在り徐泰新は鷺公嶺山中の  
生番地に潜伏し各哨官亦た北埔の各内山に竄匿し附近の街庄を掠略して已ます乃ち吏員樹杞林北  
埔月眉三灣の諸地に派し且つ守備隊に協議して彈壓せしむ

三十年五月鍾石妹、徐泰新等投誠して國籍に入る初め石妹等は敗れて内山に潜伏し而して浮浪輩街  
庄に出没し人心洶々たり蓋し石妹、泰新等は巡撫唐景崧の激を奉して我軍に抵抗したれども會て賊  
盜の類に入らず且つ大喪に因て行はれたる大赦ありし故に國籍決定期日に於て已に謝罪歸順の意  
あり是に至て樹杞林に來りて投降す北埔の耆老何廷輝は石妹の投降を聞くや乃ち徐泰新の爲めに  
招安を請ふ乃ち之を許す亦た幾くならず石牌埔の林娘德及び赤科山の温阿七、十溪坑の徐阿消、徐阿  
旺、月眉の徐阿仁等相率ゐて城に入り恩を謝し以て國籍に編入せらる而して徐福勝は大赦に因て已  
に罪を宥されたりしなり

三十一年八月馬以哇來番社を討伐す是より先き五指山方向の内山番害頻りに興り五指山撫禦署主

事補藤村國松、清田文次郎は撫番入社の時を以て害に遭ひ新竹縣巡查大橋守屋二人は大窩浪に狙殺  
せられ大湖撫禦署主事補福山登は馬回番社に死す又た力安作一の一百反の腦筋を襲ひ作一及び腦  
丁を殺し深を熾きたり是に至て總督府乃ち討伐の舉あり陸軍歩兵少佐島忠良は歩兵四箇中隊、工兵  
一箇中隊を率ゐる警察隊、憲兵隊及び警丁亦た之を助けて上坪より入る而して新竹辨務署長桑原戒平  
は僚屬を隨帶し自ら戰地に入り民番の情形を視察し且つ軍隊糧餉等の便宜を圖る本隊の先鋒は上  
坪を發して馬以哇來社に直進せんとし右翼は一百反を發し十八兒社に本隊に會せんとし左翼は本  
隊と特角を爲し小油羅山より馬以哇來社の右方を衝かんとす時に大雨盆を傾け瘴霧四塞して咫尺  
を辨せず路絶嶮なるに泥濘亦た多く行歩已に極難にして糧餉軍機の運搬は更らに之れより甚たし  
きあり本隊は十八兒番社、サイタガオムを嚮導とし十八兒社の吊兵樹背に出で其の先鋒隊は午前十  
時半を以て馬以哇來山に登らんとす河岸に在て戰鬪を開始し社番は險に據り身を隱蔽して官軍を  
狙撃し彈丸殆んど虚發なく小栗中隊長及び小隊長樫谷少尉、嚮導須田主記及び一人兵五人之に死し  
傷者も亦た多し而して雨は愈々甚しく溪水暴漲し巖崖壁立して路の攀つへきなし已にして對戰日暮  
に至り社番亦た退却したるを以て令を傳へて軍を收む右翼部隊は十八兒社番の要嶮に遇ひ死傷者  
二人を出たす翌日本隊に聯絡す左翼部隊は十八兒溪を涉らす且つ迷霧の爲めに路を轉し吊兵樹背  
に聯絡を取れり次日左右翼を合して十八兒溪を涉り吶喊して馬以哇來山を攀ち急に社番を衝く社  
番防戦して支ふること能はず遂に退く官軍乃ち前社の聚落殺倉を熾きて還る時に番山を封鎖し其  
の鹽糧を絶つ馬以哇來社は上坪に來りて降を乞ふ即ち其の總士目、シャットナラミン等を新竹城に  
監送せしむ是に於て其の馘する所の藤村清田兩主事補の首級を奉還し爾後永く官命に遵奉し兇行

を爲さることを誓ふ明年一月一日十八兒社の總士目、キーンワ、イも亦た出て降を乞ふ五月石加路及び「ダゲキハン」ルラ、ガ「ガオカン」バカツン等の諸社も亦た福山主事補及び大橋守屋兩巡査の首級を奉還して歸順を乞ふ是に於て馬以哇來の一役は全く終局を告げり

是歲九月北埔の南坑庄の劉阿塊、尖陸仔庄の彭進長大坪庄の彭昌等匪徒百餘人を嘯集して竹北二堡の新庄仔、竹北一堡の三重埔、老藤坪等の處を搶劫し尋て十二月二十九日に至り匪首彭進長は北埔の憲兵屯所を侵襲して火を放つ憲兵少尉村瀬光國は能く防戦し賊二人を射斃し遂に之を擊卻せり三十二年一月村上臺北縣知事は勦討の議を決し警部長磯部亮通をして桃仔園、大丘園、楊梅、壓樹、杞林の各警官北埔に會し而して新竹守備兵及び憲兵を率ゐ北埔を發し尖陸仔、新四寮、大河底、蘇竹頭、窩三十二份の諸地を搜索す匪迹を得ず尖陸仔なる彭進長の家を焚く已にして聯庄保甲の組織成る彭進長の父雲傳は耶蘇教傳道師李貴に由て哀を乞ふ乃ち月の二十二日を以て彭進長、劉阿壽等以下の罪を宥せり

三十九年九月南庄の賊匪を搜索す北埔は已に鎮定したれども仍ほ苗栗方面の匪類と聲氣を通ずるものあり徐阿華と曰ふもの之れか首魁たり土棍賊は西熬の番社に入り番婦を婁り番情番語に通し常に南庄の同武嶼に在り番會を籠絡して盤據の地を爲して二三百人を嘯集し南庄及び北埔を襲はんとす乃ち守備兵警官等は力を合して之を掃蕩せり

## 新竹廳志終

### 後序

里見君仁甫之守新竹也以志乘闕略命屬官波越子肅編纂之子肅大喜搜前代之佚書周覽乎地勢考據磨勘或訪父老探索遺迹竟能審二百餘年之沿革於是日夜從事三閱裘葛始成凡山川之源委風俗之淳漓政治之弛張祀典之興廢與夫戶口之凋蕃物產之盈虛門分類別綱舉目張歷歷無遺如置身其際親睹其狀態非特具學識加以大魄力曷以有是哉可謂敏而勤矣仁甫覽而嘉之即欲排印行世慮其字數浩繁屬予刪定予淺陋胡以負荷固辭弗獲乃不自揣反覆點觀刊落其三分之一誠知筆削無當闕罪方家而仁甫一見稱善遂付排印原稿計十又五卷訂爲一本令予書後溯自臺島改隸十年於茲百度一新大非昔比夫惟政治風俗之有變遷實不可不記載以資文獻是雖一廳之志然大勢所關繫固不僅止於一隅而已至其書之純備則又非近日之志書所能比而言經綸之較略則有心人所當共鑒者也讀者其知之明治三十九年六月上旬館森鴻序於臺北之烏松閣



明治四十年三月二十八日印刷  
明治四十年三月三十日發行

新竹廳總務課

臺北廳經舛八甲庄九十三番戶

印刷者 酒井邦之輔


臺北城內西門街四十七番戶


印刷所 株式會社臺灣日日新報社

4

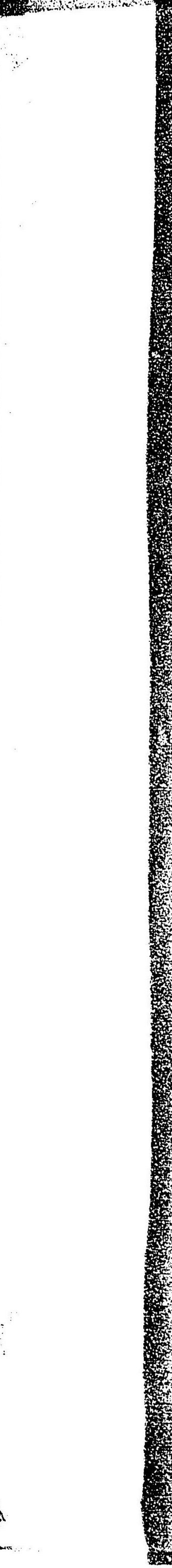
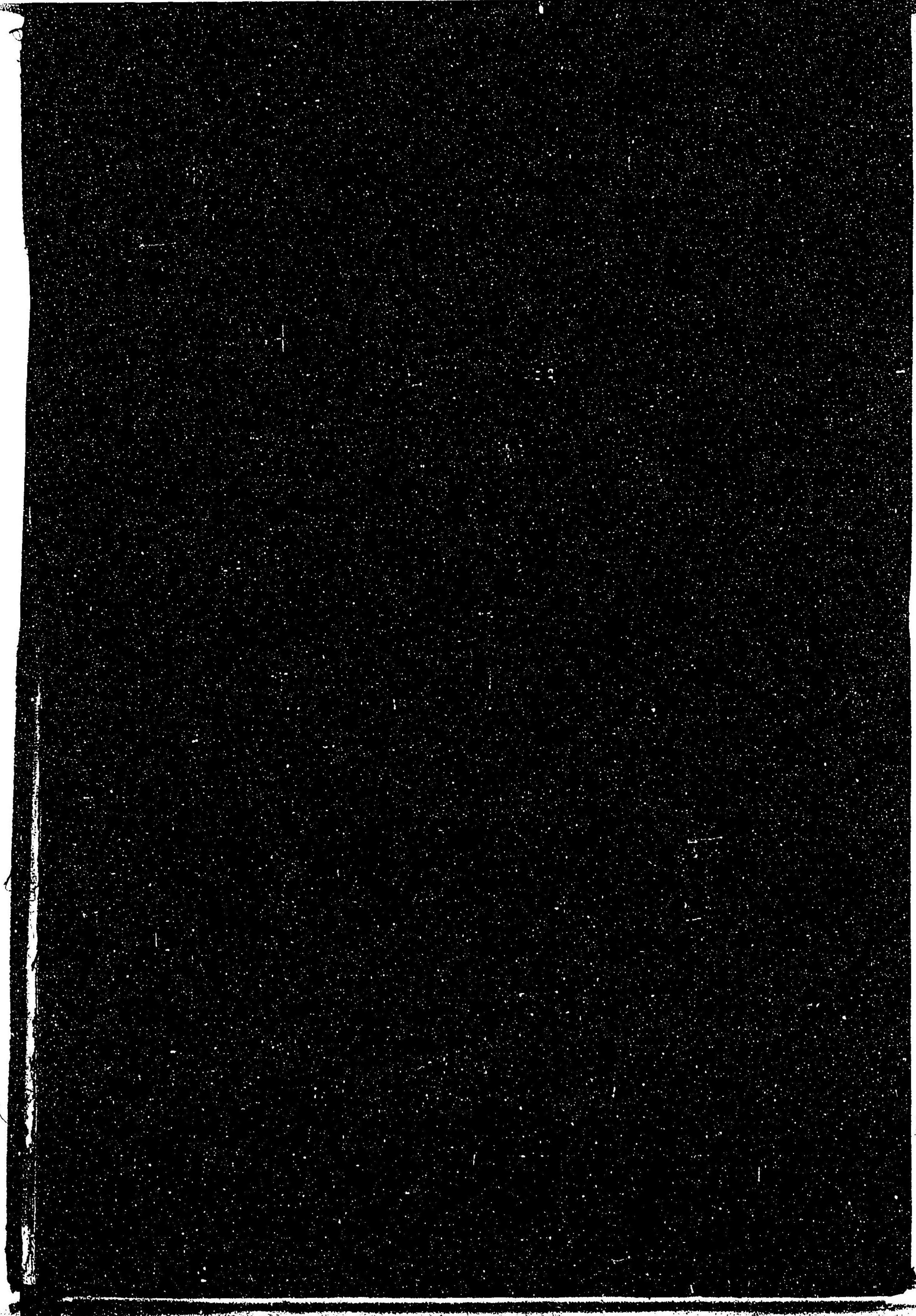
34

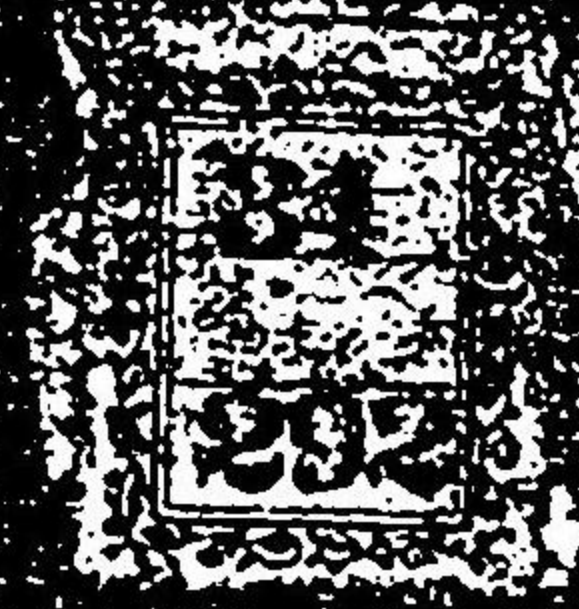
292





34  
292





026569-000-8

34-292

新竹庁志

新竹丁総務課

M40

ADD-0248





